

習志野市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)(案)

～子どもの健やかな成長を
みんなのやさしさで支えるまち 習志野～



令和 年 月
習志野市

もくじ

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ・計画期間	3
4 計画の策定体制	5

第2章 習志野市の現状

1 習志野市の現状	7
2 少子化等の現状	8
3 子育て支援施策の状況	16
4 児童数の推移と推計	25
5 習志野市子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	27
6 子どもの生活に関する実態調査結果の概要	39
7 前期計画の振り返り	47
8 課題の整理	51

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念等設定の考え方	55
2 基本理念	55
3 基本視点・基本目標	56
4 施策体系	58
5 重点事業	59
6 評価指標	62

第4章 基本施策

1 子どもが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を持つ・	63
2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできる力を持つ・	69
3 地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り支える力を持つ	
・・・・	79

第5章 必要量と確保方策

1 教育・保育提供区域の設定	83
2 教育の必要量と確保方策	86
3 保育の必要量と確保方策	88
4 地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策	102

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	121
2 家庭・地域・事業者の役割	122

参考資料

1 習志野市子ども・子育て会議条例	123
-------------------	-----

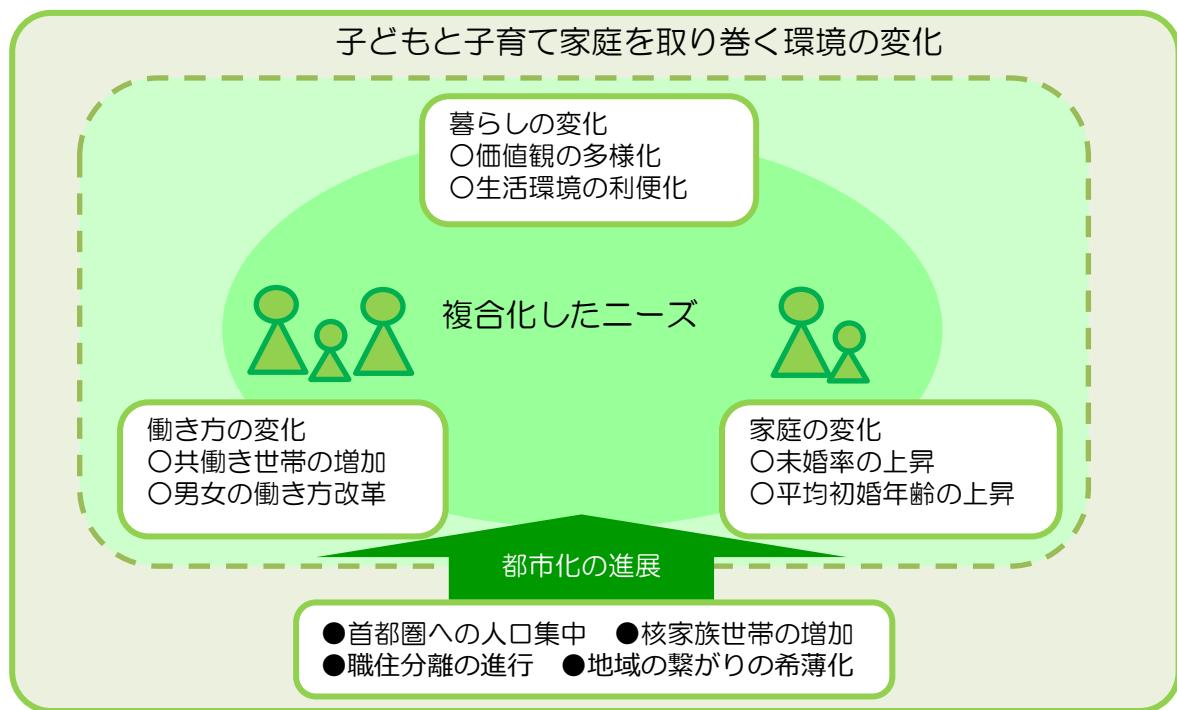
第1章

計画策定にあたって

(中扉・裏)

1 計画策定の背景

急速な少子高齢化・核家族化の進展は、人口構造の不均衡を生むとともに、将来的に生産年齢人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、今後、我が国の社会・経済に深刻な影響を与えるものと懸念されています。特に都市化の進展にみられる暮らしの変化は、地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加、兄弟姉妹の数の減少等子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきました。



国は、平成 28（2016）年「ニッポン一億総活躍プラン」において、少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、令和 7（2025）年度まで 10 年間のロードマップを示しています。

本市では、平成 27（2017）年度から 5 年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定して、「子どもの健やかな成長をみんなのやさしさで支えるまち習志野」を基本理念とし、住民、関係機関・団体、行政など多様な主体が連携して、未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、元気に成長していくように、子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

2 > 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援制度は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に応じて、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を実現することを基本として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の構築を目的としています。

子どもの育ちにおいては、乳児期におけるしっかりととした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として育まれることが必要です。また、子どもの健やかな育ちを保障するために、地域や行政、企業、団体などが保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる環境を整えることは社会全体の務めです。

子どもは社会の希望、未来を創る力であり、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。そのため、本市では、多くの保育需要に対して積極的に受け皿の確保に努めるとともに、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援を提供する体制の整備に取り組んでまいりました。

前期計画期間の5年間に、少子高齢化、情報化、核家族化等を背景とした価値観の多様化がさらに進む中で、貧困や格差が広がり、社会の仕組みから取り残されていく人たちの問題が深刻化しています。多様なニーズのある子どもが、正しく理解され力を育めるように、地域の一員として子どもの健やかな成長をともに支える社会的包容（ソーシャル・インクルージョン）の視点をさらに大切にします。そのために、ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークを充実させて、未来のあるべき地域づくりを明確化します。

次の世代を担う子どもたちが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育むために、これまで本市が築き上げてきた子育て支援の取り組みを継承しつつ、引き続き「子育て日本一」をめざす新たな指針として「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

3 > 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。国より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」に基づき、取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に推進します（具体的な事業等は第3章・第5章に記載）。

本計画の策定にあたっては、習志野市基本構想・基本計画や、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」などの関連する個別計画との整合、連携を図ります。また、平成27（2015）年3月までの时限立法であった「次世代育成支援対策推進法」は、令和7（2025）年3月まで10年間延長することとなりました。

そのため、本市では、本計画において次世代育成支援対策行動計画の内容を引き継ぐこととし、母子保健計画や改正された「新・放課後子ども総合プラン」についても包含します。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策についての計画の性格も持ち合わせることとします（具体的な事業等は第3章・第4章に記載）。

■子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

習志野市文教住宅都市憲章

習志野市基本構想・基本計画

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」

「市町村子ども・子育て支援事業計画」

「次世代育成支援対策行動計画」

「母子保健計画」「新・放課後子ども総合プラン」
「子ども貧困対策推進計画」

第1章 計画策定にあたって

(2)計画の期間

本計画は、令和元（2019）年度までを期間とする習志野市子ども・子育て支援事業計画（第1期）を引き継ぎ、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和 元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
習志野市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～令和元年度)					習志野市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)						
習志野市市基本構想											
習志野市前期基本計画						習志野市後期基本計画					
習志野市地域福祉計画						習志野市地域福祉計画					
習志野市教育基本計画						習志野市教育振興基本計画					

(3)計画の対象

本計画は、「主に18歳未満の子どもと妊産婦を含めた子どもを持つ家庭」とその子どもを取り巻く、行政、NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会・自治会など様々な主体を対象とします。



4 計画の策定体制

(1)習志野市子ども・子育て会議

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、子どもの保護者、さらには一般公募の市民の方 15 名で組織する「習志野市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について協議しました。

(2)習志野市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会

計画内容を実務的に検討するため、庁内の「習志野市子ども・子育て支援事業計画 庁内検討委員会」等で、計画内容を検討しました。

(3)習志野市子育て支援に関するニーズ調査

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するために、習志野市内で就学前児童及び就学児童の保護者 5,000 人を住民基本台帳から無作為抽出し、平成 31 (2019) 年 3 月 15 日から同月 31 日に実施しました。

(4)子どもの生活に関する実態調査

本市全体の子どもの生活状況を探ると共に、世帯の経済状況等における子どもの健康や生活状況に与える影響、求めている支援などを探し、一人ひとりの子どもが将来にわたって本市を支える担い手となるための有効な手立てについて検討することを目的とし、市立学校及び公立特別支援学校に通う小学 5 年生及び中学 2 年生とその保護者を対象に、平成 29 (2017) 年 10 月 18 日から同年 11 月 14 日に実施しました。

(5)パブリックコメント

「広報習志野」等でパブリックコメントの実施について周知し、「習志野市子ども・子育て会議」で協議された計画案を、令和元 (2019) 年 11 月 15 日から同年 12 月 20 日まで、市のホームページ等で公表し、市民の方々から意見を募集しました。



第2章

習志野市の現状

(中扉・裏)

1 習志野市の現状

本市は、昭和 29（1954）年8月1日、津田沼町を母体に千葉県内で 16 番目に市制を施行し、人口 30,204 人、面積 17.66 km² を有する都市として誕生しました。

市制施行までは軍郷として知られてきましたが、戦後、旧軍用地の転用が進み、大学等の教育施設や商工業施設、住宅街が形成され、文教住宅都市への転換が図られました。

昭和 40 年代から 50 年代（1965 年から 1984 年）にかけては、我が国の高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR 総武線の複々線化、2 度の公有水面埋立による市域の拡大やそれに伴う住宅団地開発が行われるなか、学校・幼稚園や社会福祉施設等の公共施設整備を実施し、教育・福祉及び文化の振興や住環境の保全等に力を注ぐとともに、昭和 45（1970）年3月 30 日には「習志野市文教住宅都市憲章」を制定しました。昭和 60（1985）年代以降は、JR 京葉線の開業等によって、急速に市街化が進展し、住宅都市として発展するなかで、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤に重点を置いた整備を進め、更には習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約への登録をはじめとする都市基盤の充実、環境の保全等に努めてきました。

市域面積は、20.97 km² と県内自治体で 4 番目に小さな面積となっています（平成 31（2019）年1月1日現在）。昭和 30（1955）年代後半より、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。現在、本市は全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域は 18.62 km² で市域の 88.8%、市街化調整区域は 2.35 km² で市域の 11.2% を占めています。また本市は、東京湾に面した千葉県北西部に位置し、千葉市・船橋市・八千代市に隣接しています。

本市の常住人口は 173,111 人、人口密度 8,255 人/km² であり（平成 31（2019）年1月1日現在）、千葉県内で 3 番目に高い人口密度となっています。

主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5 路線 7 駅が設置され、市内どの地域からも約 2 km で駅へ行くことができ、鉄道へのアクセスは大変優れています。京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道 14 号・国道 357 号の国道等、数多くの道路が設置され、充実した交通網が発達しています。更には、新たに谷津船橋インターチェンジが平成 25（2013）年に完成し、周辺地域の混雑緩和や利便性が向上しています。この充実した交通網により、都心まで約 30 分、成田空港まで約 40 分と交通至便な地域となっています。

2 > 少子化等の現状

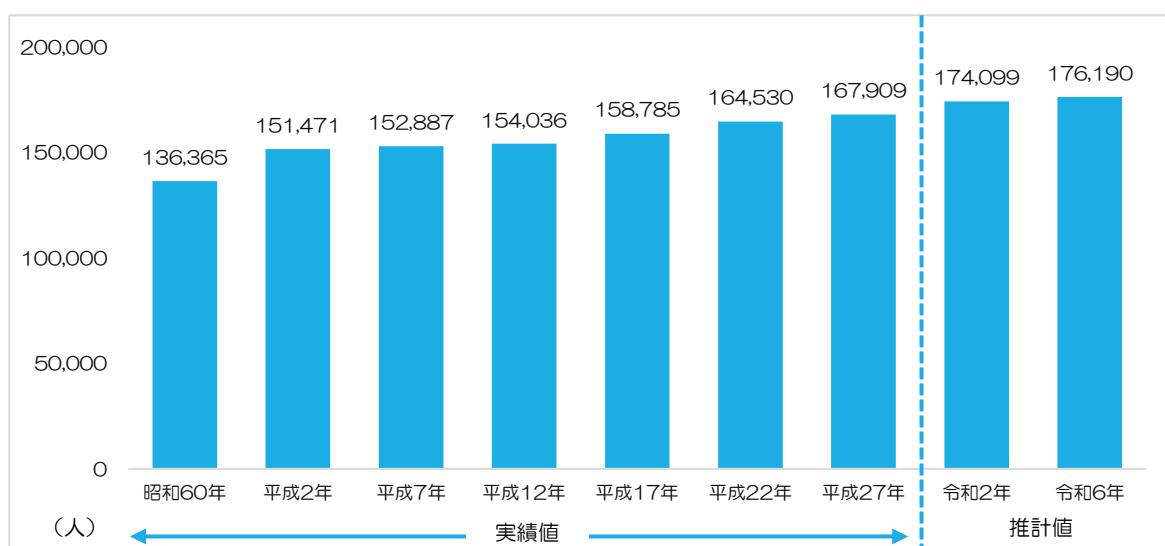
※推計値は習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月・基準日各年4月1日)

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の総人口は、年々増加しており、本計画の最終年度となる令和6（2024）年には176,190人となることが予測されます。

■図1 総人口の推移



(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

② 年少人口の推移

本市の15歳未満の年少人口は、平成17（2005）年からは微増微減を繰り返す水平推移の傾向にありました。しかし、令和3（2022）年以降には再び減少に転じることが予測されます。

■図2 年少人口の推移



③年少人口割合の比較(全国・千葉県・習志野市)

本市の15歳未満の年少人口割合は昭和55(1980)年をピークに、年々減少しています。

■図3 年少人口割合の比較

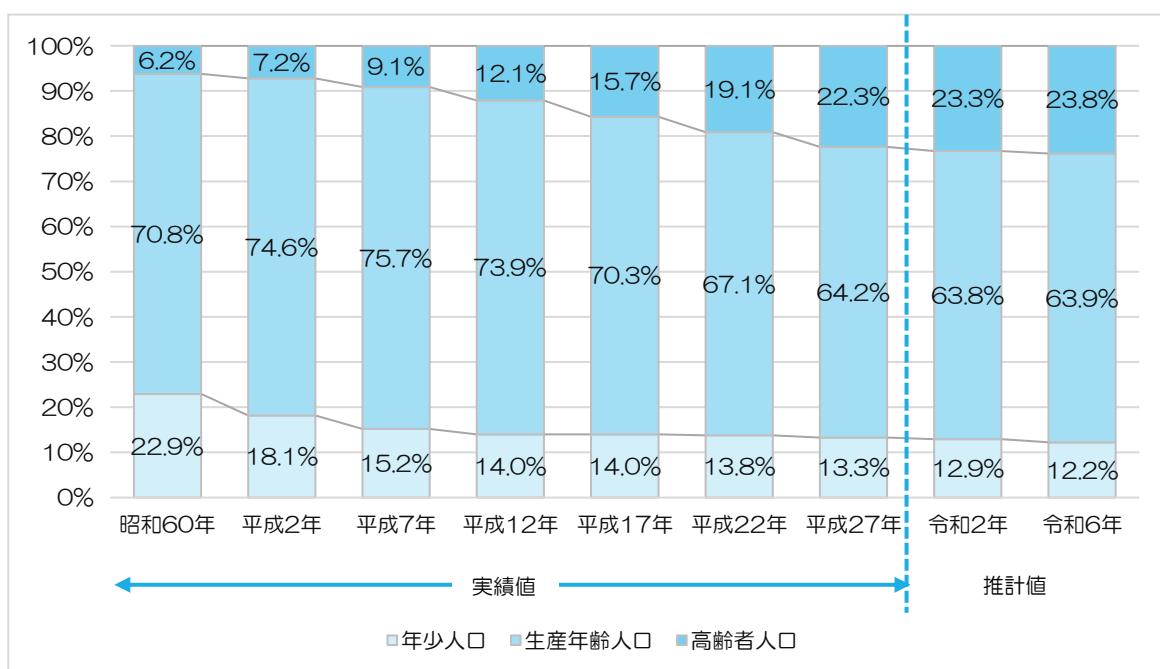


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日)

④年齢3区分別人口の比率

近年、本市の65歳以上の高齢者人口は年々増加を続けており、15歳未満の年少人口割合と、15歳以上65歳未満の生産年齢人口割合は減少しています。

■図4 区分別人口の推移



(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日)

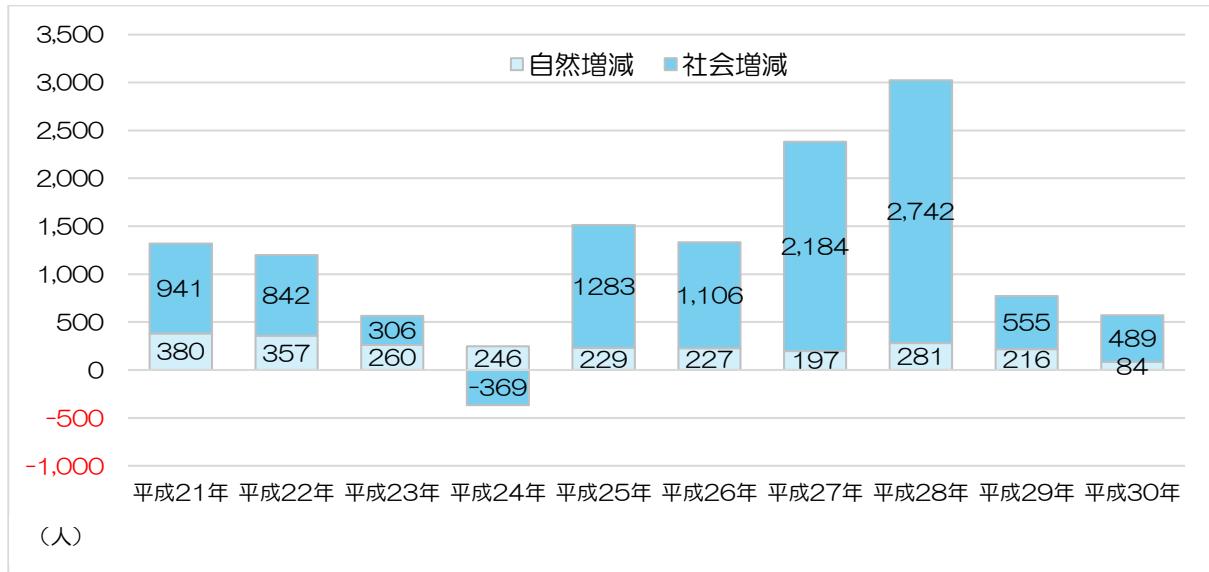
第2章 習志野市の現状

⑤人口動態

平成 21(2009) 年度から直近の平成 30(2018) 年度までの人口動態をみると、自然増減(出生 - 死亡)は増加傾向で推移していますが、近年の増加幅は前年を下回っています。

社会増減(転入 - 転出)は、平成 24(2012) 年に減少していますが、平成 25(2013) 年には再び増加しており、平成 28(2016) 年には 2,742 人を記録しています。

■図5 人口動態の推移



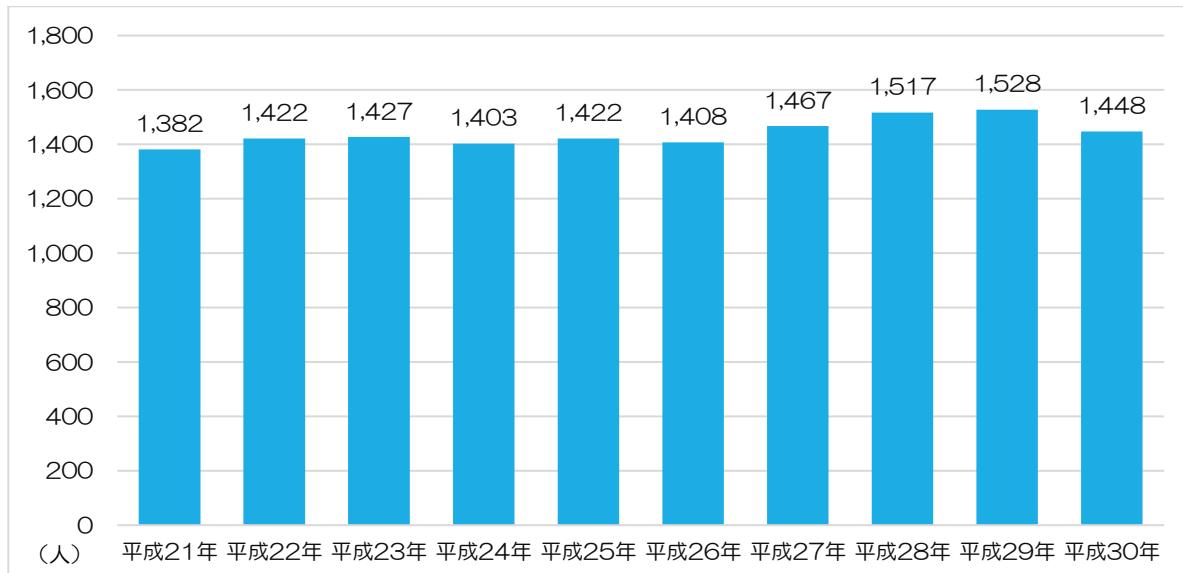
(資料) 千葉県毎月常住人口調査票(習志野市市民課)

(2)出生の動向

①出生数

平成21（2009）年度から直近の平成30（2018）年度までの出生動向をみると、平成29年度の1,528人をピークに減少に転じています。

■図6 出生数の推移

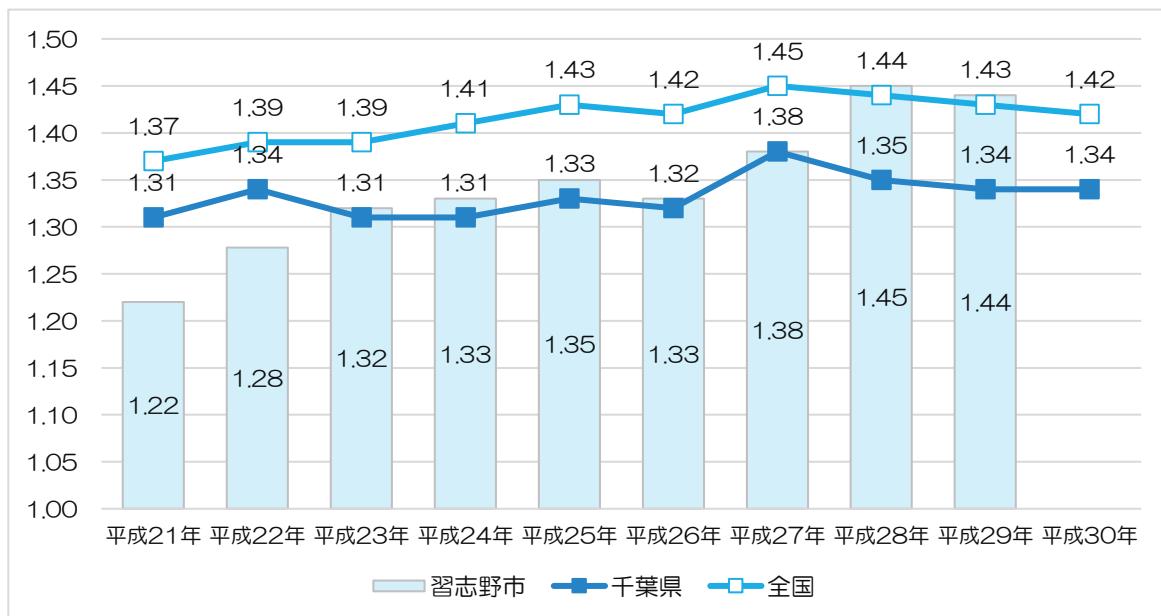


（資料）厚生労働省「人口動態統計」

②合計特殊出生率

合計特殊出生率は、国の平均値を下回って推移していましたが、近年は増加傾向にあり、平成28（2016）年度以降は国の平均値よりもやや高く推移しています。

■図7 合計特殊出生率



（資料）厚生労働省「人口動態統計」

第2章 習志野市の現状

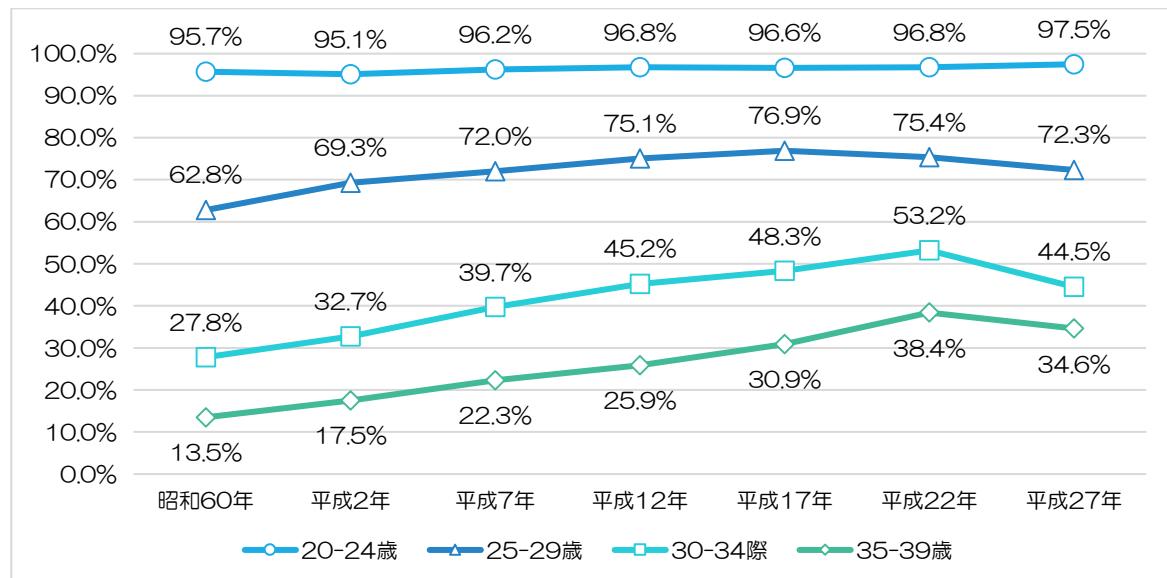
(3) 婚姻の動向

① 年齢階級別未婚率

本市の年齢階級別未婚率は、男性では、30歳代が年々増加傾向にありましたが、平成27年には減少に転じました。

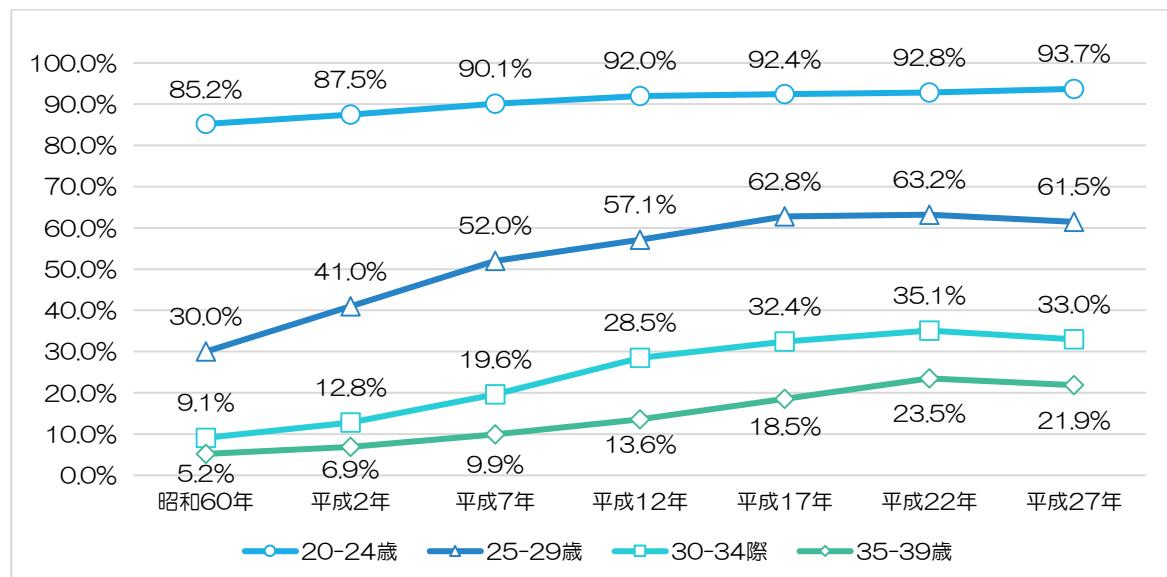
女性では、いずれの階級においても年々増加傾向にありましたが、平成27(2015)年には25歳以上については減少に転じました。

■図8 年齢階層別未婚率（男性）



(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

■図9 年齢階層別未婚率（女性）



(資料) 習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

②婚姻・離婚件数

平成 21（2009）年度から直近の平成 30（2018）年度までの 10 年間の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は、900 件前後で横ばいに推移しています。また、離婚件数は、250 件前後で横ばいに推移しています。

■図 10 婚姻・離婚件数



（資料）厚生労働省「人口動態統計」

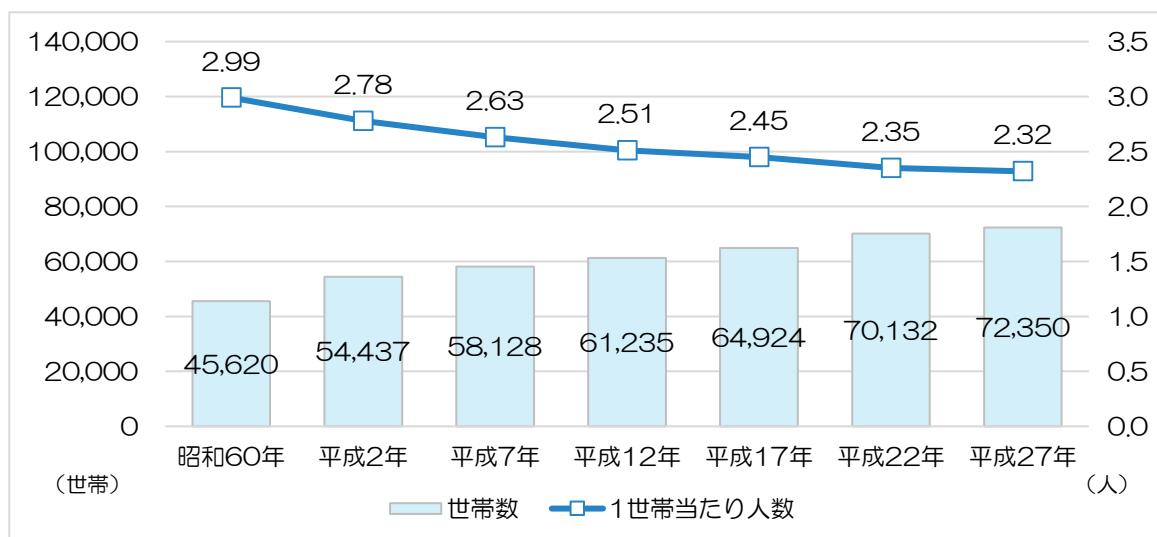
第2章 習志野市の現状

(4) 家族の動向

① 核家族化の動向

本市の世帯数は、年々増加していますが、1世帯あたりの人数は年々減少しており、核家族化が進行している状況です。

■図 11 世帯数と1世帯当たり人数

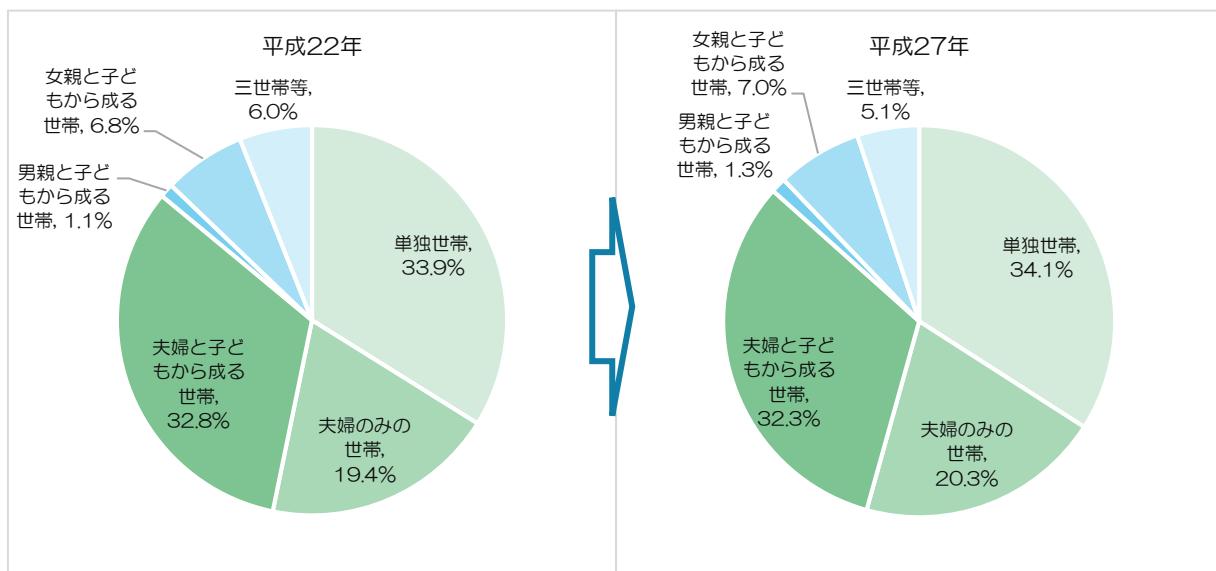


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年 10月 1日現在)

② 世帯構成の状況

本市の一般世帯における人員構成割合について、平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年の 5 年間でみると、夫婦と子どもからなる世帯や三世帯等が減って、単独世帯、夫婦のみの世帯、ひとり親世帯が増えています。

■図 12 世帯構成の状況

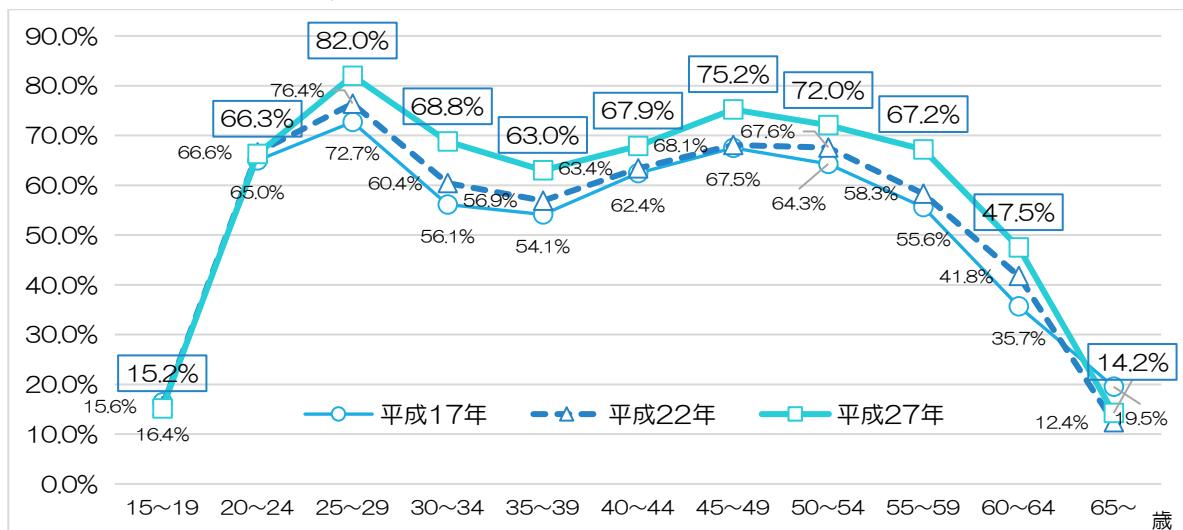


(資料) 習志野市「国勢調査」(各年 10月 1日現在)

③就労状況

本市の女性の年齢階級別労働率は、平成 17（2005）年からの 10 年間の推移をみると全体的に働く女性が増加しています。特に平成 22（2010）年からの 5 年間で 30 歳台の伸びが大きくなっています。

図 13 年齢階級別労働力（女性）

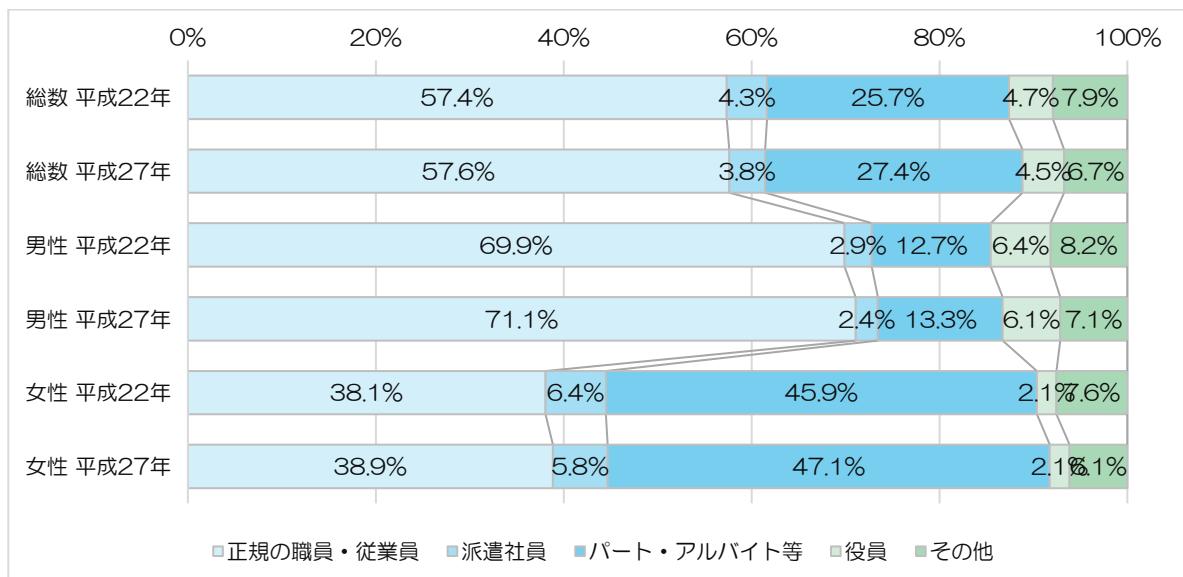


（資料）習志野市「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

④従業上の地位別従業者の割合

本市の地位別従業者をみると、男性では正規の職員・従業員が、また、女性ではパート・アルバイト等の割合が最も多くなっており、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年までの 5 年間の推移においては、それぞれの割合が増えています。

図 14 従業上の地位別従業者の状況



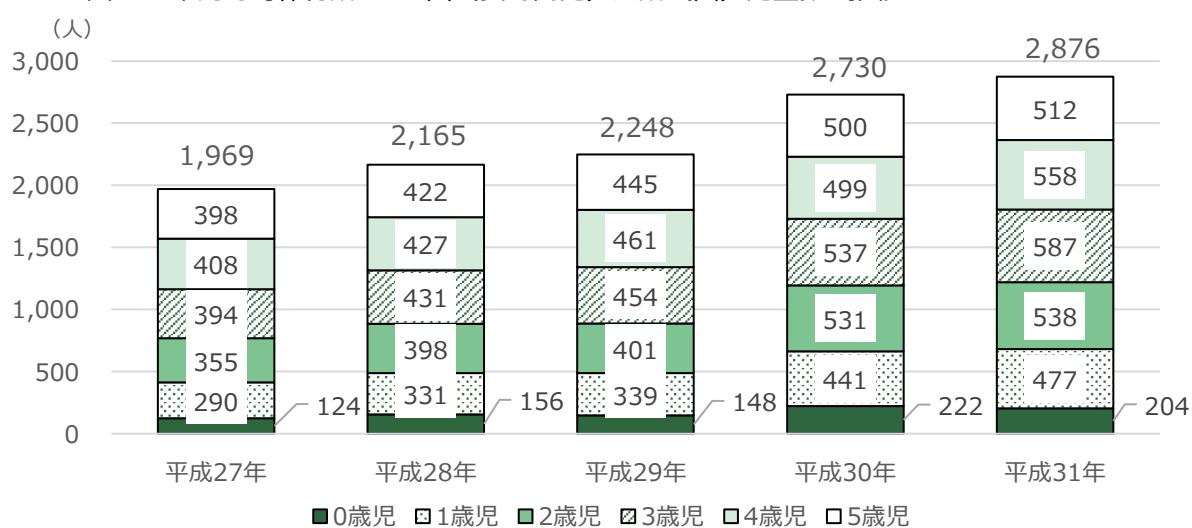
3 > 予育て支援施策の状況（令和2年3月現在）

(1)保育事業

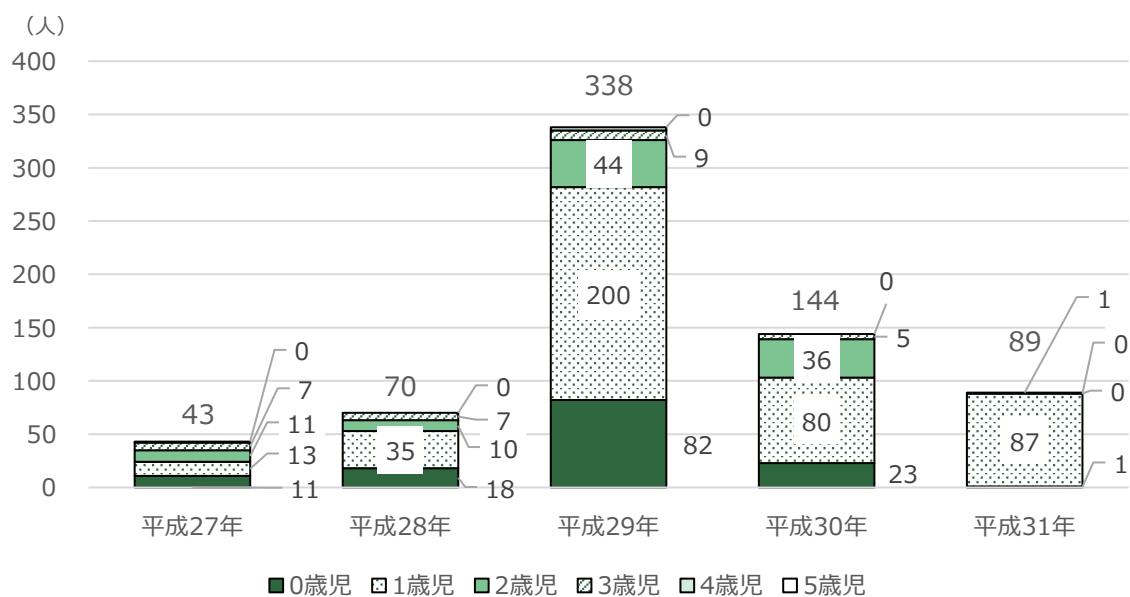
①通常保育

- ▷市立保育所7か所、市立こども園5か所、私立保育園11か所、私立こども園3か所、小規模保育事業所10か所で実施しています。
- ▷基本開所時間：7時から19時

■図15 市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）児童数の推移



■図16 市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数の推移



②休日保育

- ▷ 年末年始を除く日曜日・祝日に私立保育園1か所で実施しています。
- ▷ 休日保育時間：8時～17時

③一時保育

- ▷ 保育所、こども園で実施しています。
- ▷ 主な利用目的
 - ①短時間労働等により保育を必要とする場合
 - ②病気やけがで緊急に保育が必要になった場合
 - ③心理的、肉体的負担を軽減するために保育が必要になった場合（リフレッシュ目的）

④病児・病後児保育

- ▷ 子どもが病気の時に、医療機関による入院治療の必要はないものの、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な期間に、医療機関に付設された施設で子どもを一時的に預かる事業で、2か所で実施しています。

(2) 放課後児童健全育成事業

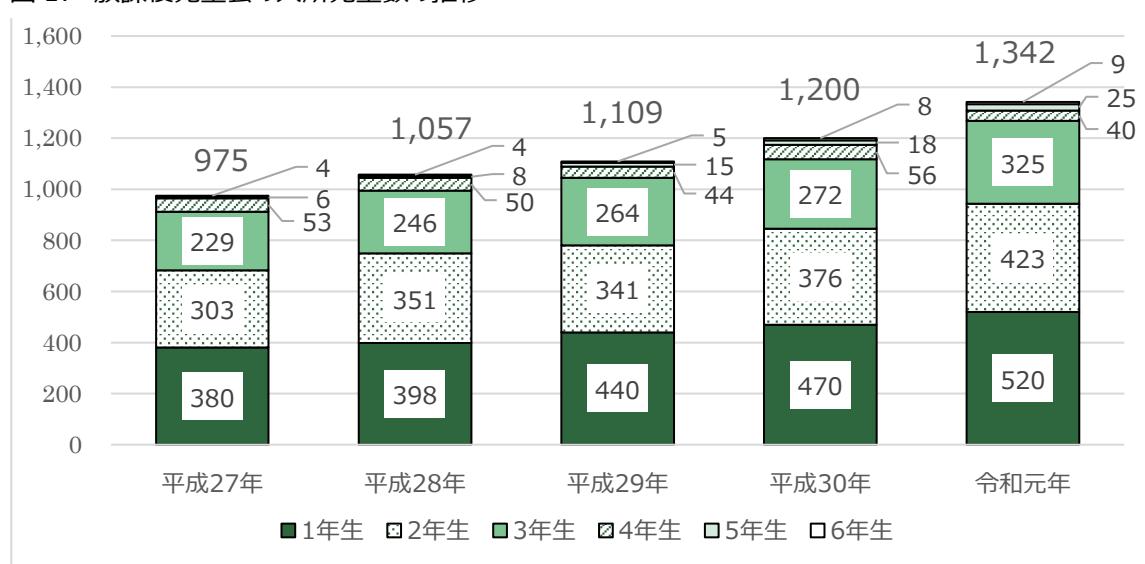
① 放課後児童会

▷ 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的に、16 小学校区 29 児童会で実施しています。

▷ 開設時間

- ・ 平日：放課後～19 時
- ・ 土曜日や夏季休業日等の学校休校日：8 時～19 時

■ 図 17 放課後児童会の入所児童数の推移



② 子ども会

▷ 市内には各地域に子ども会があり、地域に根ざした活動を行っています。また、「習志野市子ども会育成会連絡協議会」では、子ども会の活動の支援や夏期キャンプ等の事業も行っています。

③ 総合型地域スポーツクラブ

▷ 「いつでも」「誰でも」「気軽に」スポーツ活動ができる場として、市内には、3つの総合型地域スポーツクラブがあり、放課後や学校休業日など、子どもたちの活動の場として様々なプログラムを提供しています。

また、この他にも市内には、数多くの種目別スポーツクラブ（チーム）もあり、子どもたちのスポーツ活動を支えています。

(3)子育て支援事業

①ファミリー・サポート・センター

▷子どもの一時的な預かりや保育所への送迎、宿泊を伴う子どもの預かり、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援等の援助を受けたい人、援助できる人が会員になり、会員相互の協力により地域で支え合うシステムです。

②こどもセンター

▷主に就学前の子どもと保護者が集い、自由に遊び、交流できる施設です。保育士や保健師による子育てに関する相談、子育て情報の提供、各種イベント等を実施しています。

③きらっ子ルーム

▷主に0歳から3歳児の子どもを持つ親子が気軽に集い、自由に遊び、交流できる施設です。相談員など保育経験者が子育てに関する相談等を行ったり子育て情報の提供を行います。

④保育所の地域開放

▷市立保育所の所庭を地域の親子に開放し、親子の遊びの場として提供するとともに、育児相談にも応じています。

⑤幼稚園・こども園の子育てふれあい広場

▷市立幼稚園・こども園を地域の親子に開放し、親子の遊びの場として提供するとともに、幼稚園・こども園職員、民生委員、児童委員、母子保健推進員等が、仲間づくりや情報提供等の子育て支援を行っています。また、定期的に幼稚園児・こども園児とのふれあい遊びや踊りや歌の発表も行われています。

⑥幼稚園の施設開放

▷子育てふれあい広場以外にも、親子遊びの場として市立幼稚園・こども園を開設しています。

第2章 習志野市の現状

(4)母子保健事業

①母子健康手帳の交付

- ▷妊娠届出時に看護職が妊婦や夫（パートナー）と面接し、母親の妊娠・出産に関する不安を和らげ、健康管理の重要性を認識できるよう支援しています。
- ▷妊娠中から子育て時期の事業や制度について情報提供しています。

②ママ・パパになるための学級

- ▷グループワークや体験学習を行い、妊娠・出産・育児について必要な知識及び技術を身につけ、主体的に考え方行動できるようにし、心身ともに健康に過ごせるようにしています。
- ▷妊婦同士の交流を図り、妊娠中から子育て期まで身近な地域での仲間づくりを支援しています。
- ▷夫（パートナー）が、産後スムーズに育児参加し、夫婦で育児ができるようにしています。

③乳児家庭全戸訪問事業

- 新生児・産婦訪問
 - ▷新生児とその家族の状況を確認し、育児上必要な情報を提供するとともに、育児不安の軽減を図り、健康に過ごせるよう支援しています。
- 母子保健推進員活動
 - ▷市民と行政のパイプ役として生後2か月頃に家庭訪問し、保護者の身近な相談相手となり地域での子育てを支援しています。

④健康相談

•4か月児・10か月児健康相談

- ▷発達の節目となる4か月・10か月の乳児を対象に健康相談を行い、子どもの発育・発達を確認するとともに、保護者同士の交流の機会を提供しています。
- ▷保健師・栄養士・歯科衛生士が相談・健康教育を行うことで、育児不安の軽減を図り、保護者がよりよい親子関係が形成でき、乳児の発育・発達に応じた対応ができるよう支援しています。

•発達相談・幼児相談（心理相談）

- ▷乳幼児期の発育・発達に関する相談については、地域の小児科医や心理職による相談の機会を設け、早期に適切な支援機関につなげるとともに、保護者の不安を軽減できるよう支援しています。
- ▷保護者が子どもの発達や個性に応じた対応ができ、安定した家族関係の中で育児ができるよう支援しています。

・他の健康相談

▷電話や来所、訪問等により、妊婦・保護者からの相談に応じ、育児不安の軽減と個別の相談に応じています。

⑤健康教育

▷第1子で5～6か月の乳幼児の保護者を対象に、管理栄養士が発達にあわせた離乳食の進め方についての教室を実施しています。

▷子どもの発育・発達にあわせた生活リズムの啓発や生涯を通した健康づくりとして、ライフサイクルにあわせた子どもとその家族への健康教育を、関係機関と連携して実施しています。

⑥中学校区地域保健連絡会

▷子どもにかかわる機関が健康問題を共有し、心身の健康づくりを協働で推進していくために、中学校区毎に定例で連絡会を開催しています。

⑦健康診査

・妊婦健康診査

▷14回の妊婦健康診査を医療機関で実施しています。

・乳児健康診査

▷乳児期は、3～6か月、9～11か月の2回の健康診査を医療機関で実施しています。

・1歳6か月児・3歳児健康診査

▷発育・発達の確認や歯科健康診査等を行い、個々の状況に応じた相談等の支援を行っています。

▷3歳児健康診査では、希望に応じて保護者の歯科健康診査も実施しています。

⑧歯科保健

・歯みがき教室

▷1歳から3歳の子どもを対象に、歯科衛生士が歯みがき方法の実習や歯に関する保護者の相談に応じています。

・幼児むし歯予防指導

▷幼稚園・保育所・こども園の4・5歳児を対象に、乳歯と永久歯のむし歯予防に向けた健康教育を実施しています。

・成人歯科健康診査（妊婦）

▷歯科疾患の予防及び早期発見、歯周病予防のため、妊娠中に1回、医療機関で実施しています。

第2章 習志野市の現状

・フッ化物洗口事業

▷ 永久歯のむし歯を予防し、健康格差の解消を目指し、小中学校でのフッ化物洗口を実施しています。

⑨予防接種

▷ 感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、予防接種法に基づいて定期予防接種を行っています。

(5)教育の状況

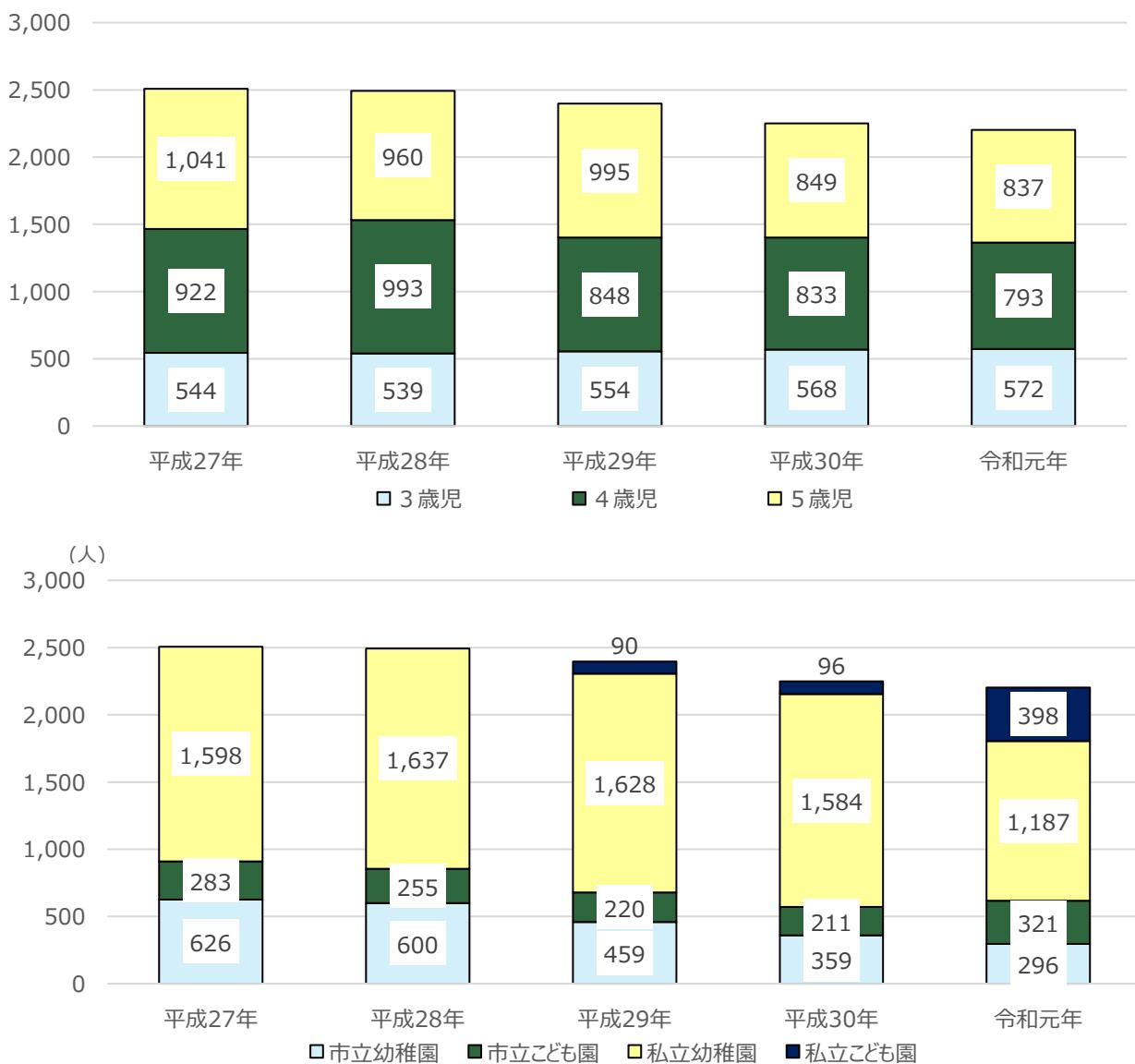
①幼稚園・こども園

- ▷市立幼稚園6か所、市立こども園5か所、私立幼稚園4か所、私立こども園3か所があります。
- ▷市立幼稚園では4・5歳児の2年教育、私立幼稚園、私立こども園では3～5歳児の3年教育を実施しています。
- ▷市立こども園では、幼児教育・保育の無償化も含めた3歳児教育への対応として、令和元（2019）年度より、3歳児教育を開始し、3年教育を実施しています。

②預かり保育

- ▷幼稚園、こども園で実施しています。

■図18 市内幼稚園・こども園（短時間児）入園児童数の推移（各年5月1日現在）



第2章 習志野市の現状

③小学校

▷市内には市立小学校が16校あります。

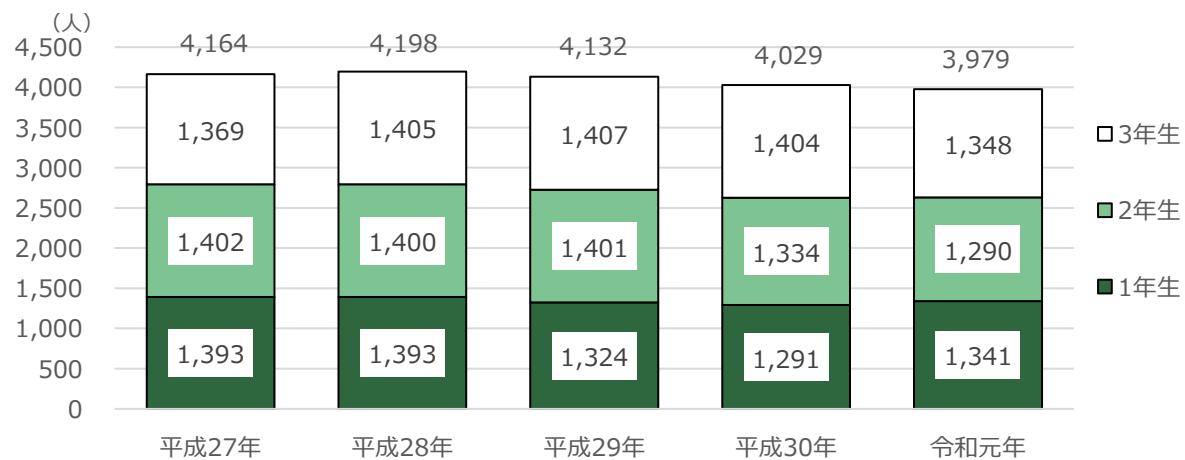
■図19 市立小学校児童数の推移



④中学校

▷市内には、市立中学校が7校、私立中学校が1校あります。

■図20 市立中学校生徒数の推移



⑤学校評議員制度

▷保護者や地域住民等の相互の意思疎通や協力関係を高め、地域に開かれた学校づくりを一層推進していくことを目的として、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる制度で、市立小学校15校、市立中学校7校、市立高校1校（市立小学校1校では、学校運営協議会を設置）で導入しています。

4 児童数の推移と推計

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度を計画期間とし、将来の児童数に基づいて潜在的ニーズ量を算出することから、この期間における将来の児童人口推計を必要とします。

本推計では、男女別、年齢別、コミュニティ別、丁目別に住民基本台帳人口をベースにし、生存率、移動率、出生率などの各条件を踏まえた「コーホート要因法」※1 を用いました。

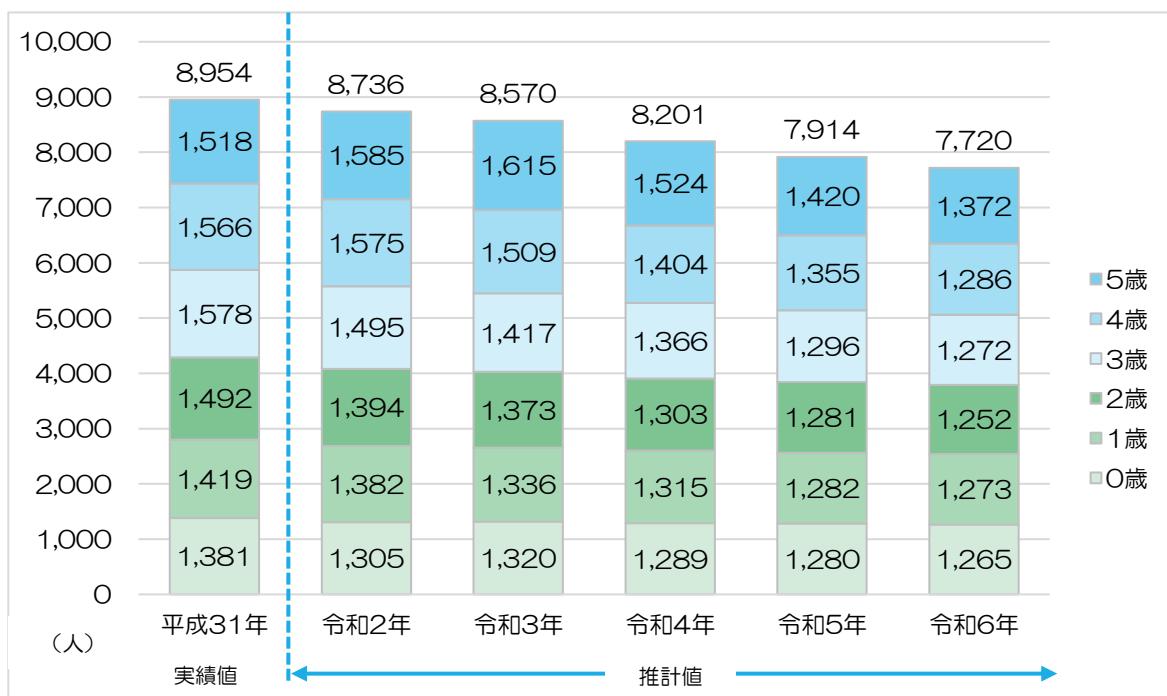
また本市では、今後開発が予定されているため、開発人口も考慮しました。

なお、本推計の基準人口は平成31（2019）年3月末現在の住民基本台帳人口です。

（1）就学前児童人口

本市の就学前児童の人口は、本計画の期間を通じて減少すると予測しています。

図21 0歳～5歳人口の推計



（資料）習志野市「人口推計結果報告書」（令和元年6月・基準日4月1日）

※1 コーホート要因法：コーホートとは、同年（同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法です。

第2章 習志野市の現状

(2)小学校児童人口

本市の6～11歳の小学生児童の人口は、本計画4年目の令和5年にピークを迎え、その後減少に転じると予測しています。

図22 6歳～11歳人口の推移



(資料) 習志野市「人口推計結果報告書」(令和元年6月・基準日4月1日)

(3)12～17歳人口

本市の12～17歳の中学校、高校に通う世代の人口は、9,300人から9,500人の間でほぼ横ばいで推移すると予測しています。

図23 12歳～17歳人口の推移



(資料) 習志野市「人口推計結果報告書」(令和元年6月・基準日4月1日)

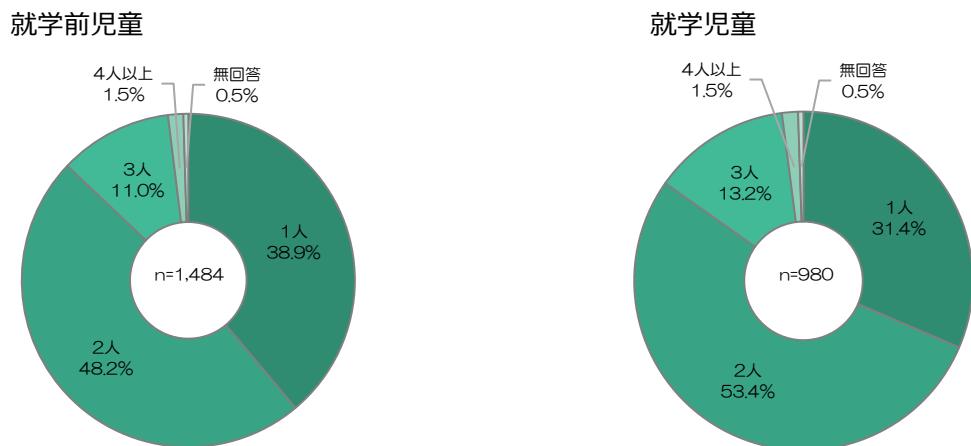
5 習志野市子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

①調査概要

調査対象	就学前児童の保護者 2,940 人、就学児童の保護者 2,060 人
調査方法	住民基本台帳の中から無作為に抽出し、郵送により配付・回収
調査期間	平成 31 年 3 月 15 日～平成 31 年 3 月 31 日
回収結果	就学前児童の保護者 1,484 人（回収率 48.8%） 就学児童の保護者 980 人（回収率 47.6%）
有効回答率	2,464 人（100%）

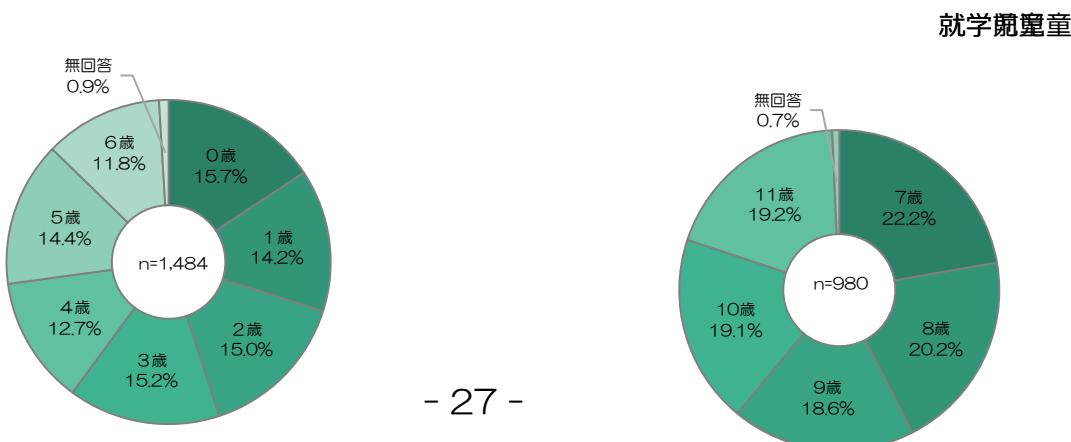
就学前児童の子どもの人数は、「2人」が48.2%で最も多く、次に「1人」が38.9%、「3人」が11.0%となっています。就学児童では「2人」が53.4%で最も多く、次に「1人」が31.4%、「3人」が13.2%となっています。

■図 24 回収世帯における子どもの人数（総数=2,464）



回収世帯における子どもの年齢では、就学前児童では「0歳」が15.7%で最も多く、次いで「3歳」が15.2%、「2歳」が15.0%となっています。就学児童では「7歳」が22.2%で最も多く、次に「8歳」が20.2%、「11歳」が19.2%となっています。

■図 25 回収世帯における子どもの年齢（総数=2,464）



第2章 習志野市の現状

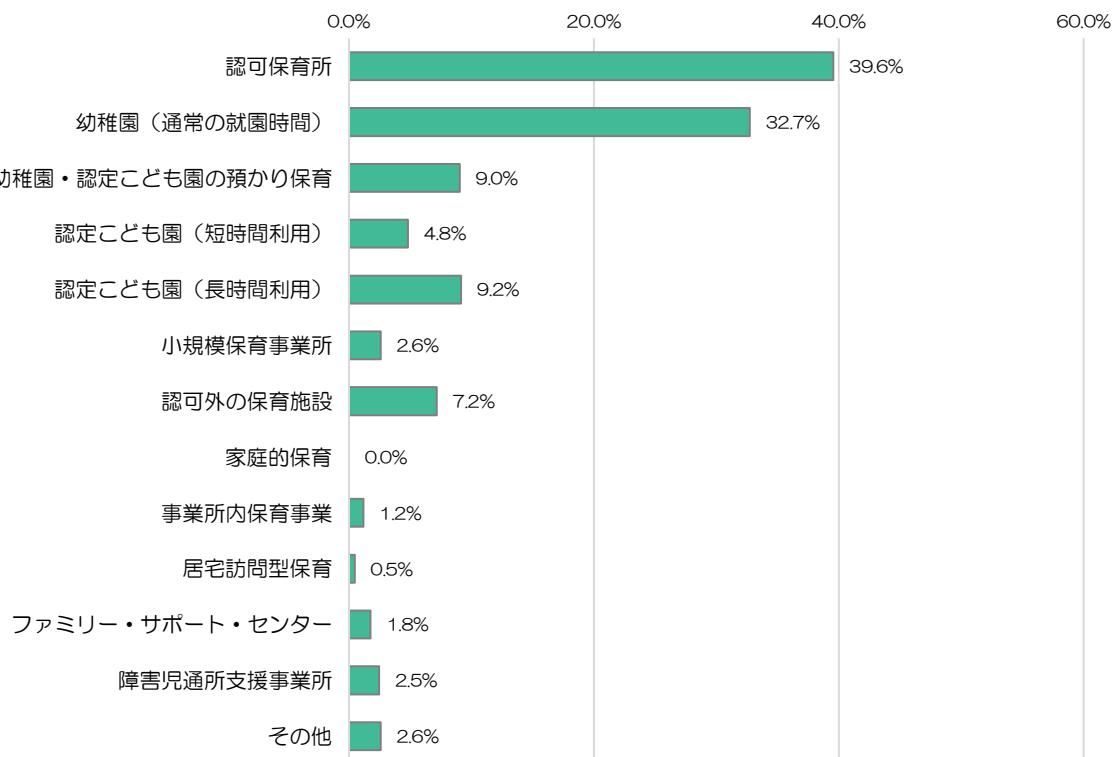
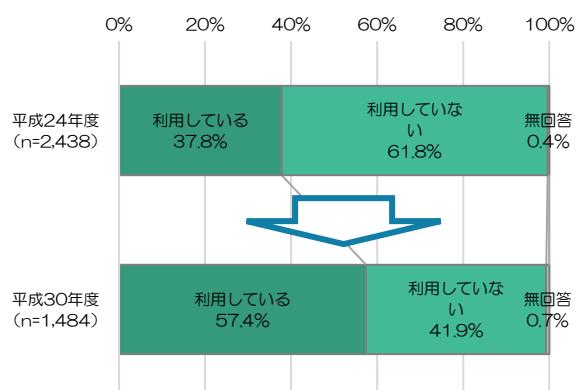
②日中の定期的な事業の利用状況

就学前児童の幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育について「利用している」が57.4%、「利用していない」が41.9%となっています。平成24年度調査と比較して、「利用している」が約20ポイント増えています。

利用している方の利用している日中の定期的な事業は、「認可保育所」が39.6%と最も多く、次に「幼稚園（通常の就園時間）」が32.7%、「認定こども園（長時間利用）」が9.2%となっています。

■図26 利用している日中の定期的な事業（総数＝1,484）【複数回答】

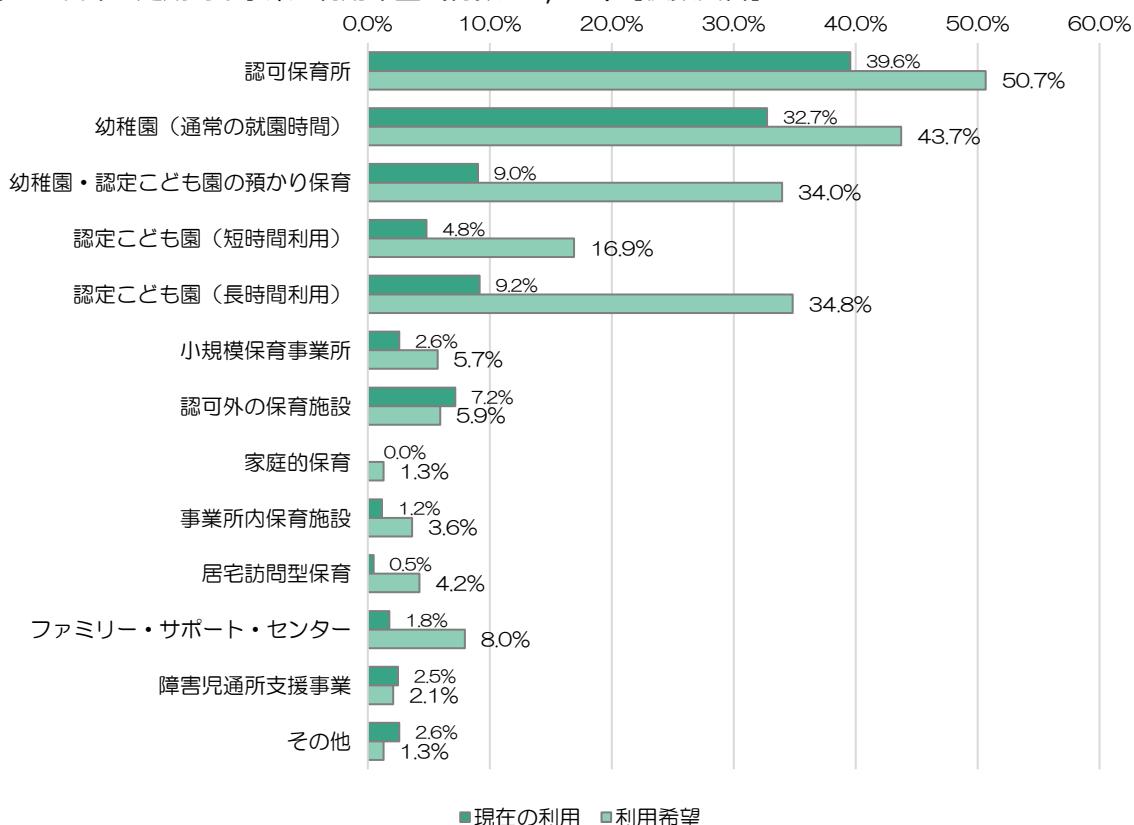
■図26 日中の定期的な事業の利用の有無
(総数 = 1,484)



③日中の定期的な事業の利用希望

事業を現在利用している、していないにかかわらず、就学前児童の保護者が平日の日中に「定期的に」利用したい教育・保育の事業は、「認可保育所」が50.7%と最も多く、次に「幼稚園（通常の就園時間）」が43.7%と多くなっています。

■図28 日中の定期的な事業の利用希望（総数=1,484）【複数回答】



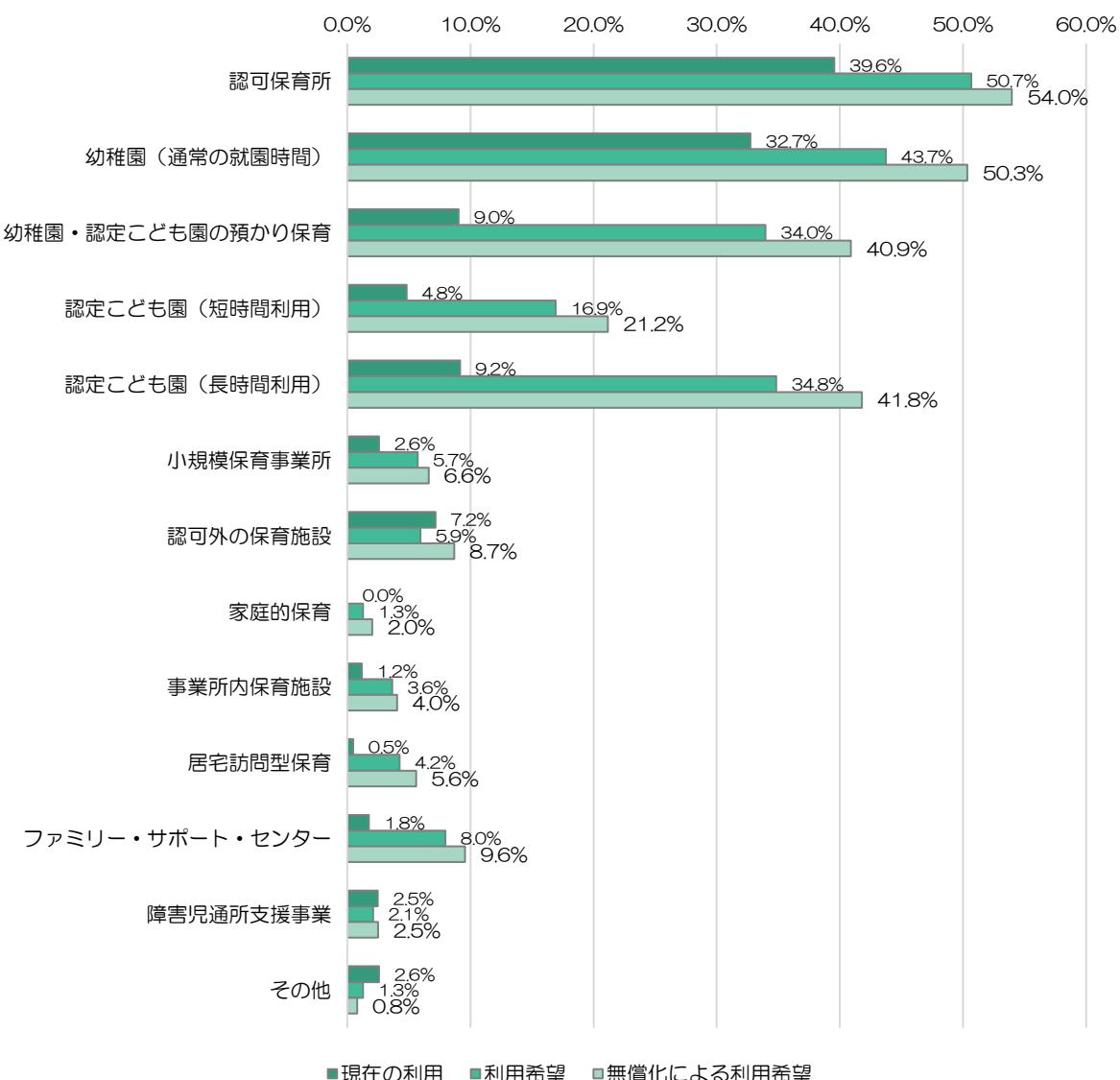
第2章 習志野市の現状

④幼児教育・保育の無償化による利用希望

就学前児童の保護者が幼児教育や保育が無償化になった場合に利用したいと思う事業として、「認可保育所」が最も多く54.0%、次に幼稚園（通常の就園時間）が50.3%となっています。

現在の利用状況にかかわらず利用希望をたずねた際の希望と比較すると、ほぼすべての事業で増加しており、無償化により潜在需要が顕在化される様子がうかがえます。

■図 29 幼児教育・保育の無償化による利用希望【複数回答】



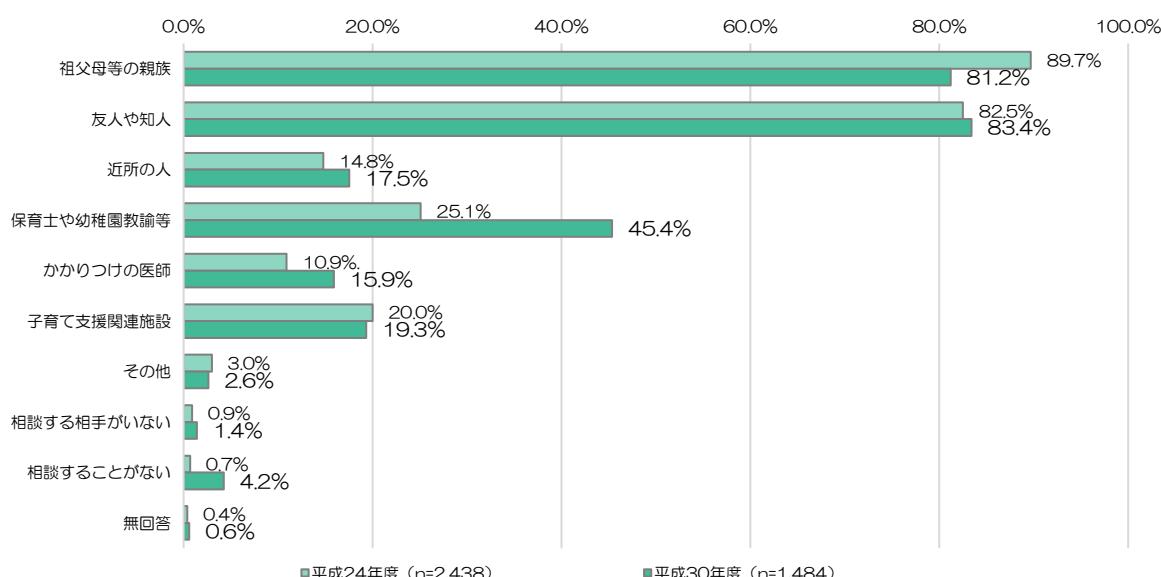
⑤相談相手

身近な地域での相談相手は、就学前児童の保護者では「友人や知人」が83.4%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が81.2%、「保育士・幼稚園教諭等」が45.4%となっています。平成24年度調査と選択肢等が同一ではないため単純比較はできないものの、平成24年度調査と比較して祖父母等の親族が減って、保育士や幼稚園教諭等の割合が増えています。

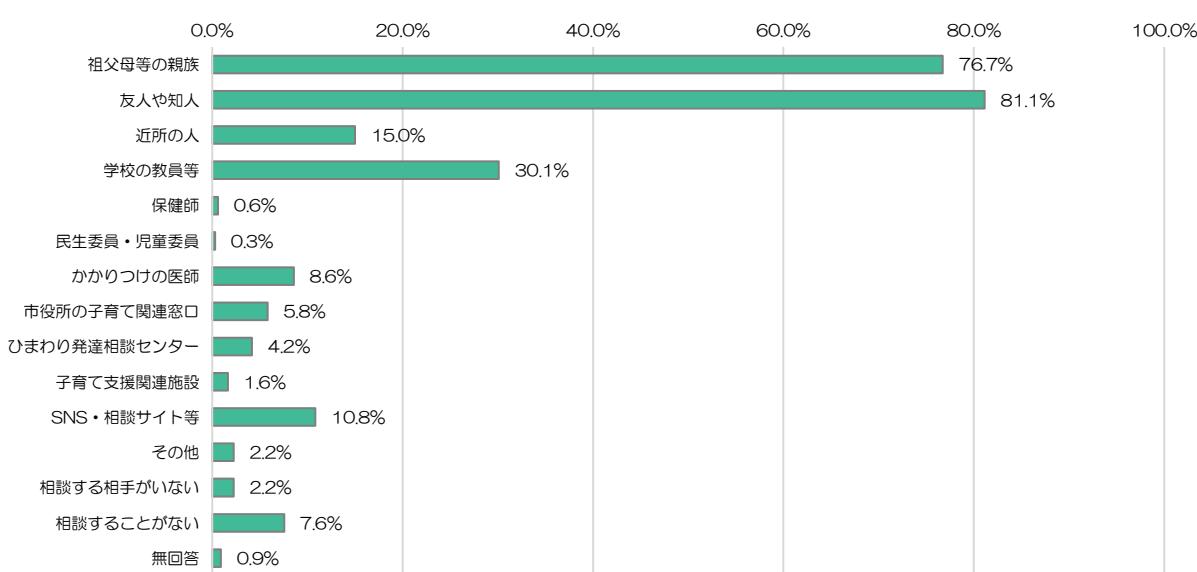
就学児童の保護者でも「友人や知人」が81.1%で最も多く、次に「祖父母等の親族」が76.7%、「学校の教員等」が30.1%となっています。

■図30 相談相手（総数＝2,438）【複数回答】

① 就学前児童



② 就学児童



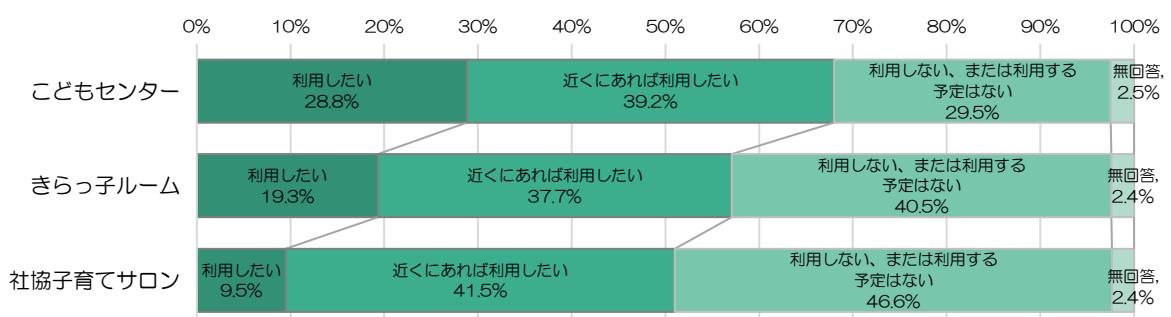
第2章 習志野市の現状

⑥子育て支援事業の今後の事業の利用希望

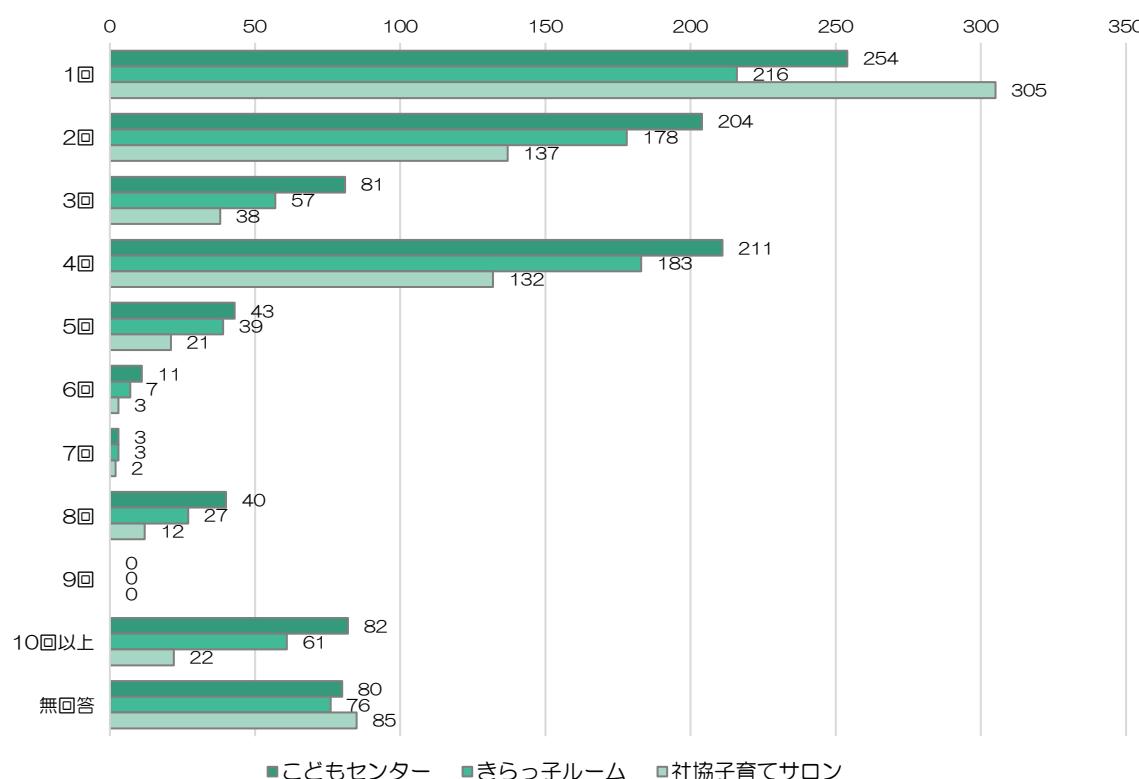
就学前児童の子育て支援事業の今後の事業の利用希望は、「近くにあれば利用したい」が、「こどもセンター」「つどいの広場（きらっ子ルーム）」「社会福祉協議会の子育てサロン」とともに約4割を占めており、アクセスの良さが利用に影響するとみられます。

3つの施設の中では「こどもセンター」の利用希望回数が最も多くなっています。
3施設とも「月1回」が最も多くなっています。

■図31 今後の子育て支援施設の利用希望



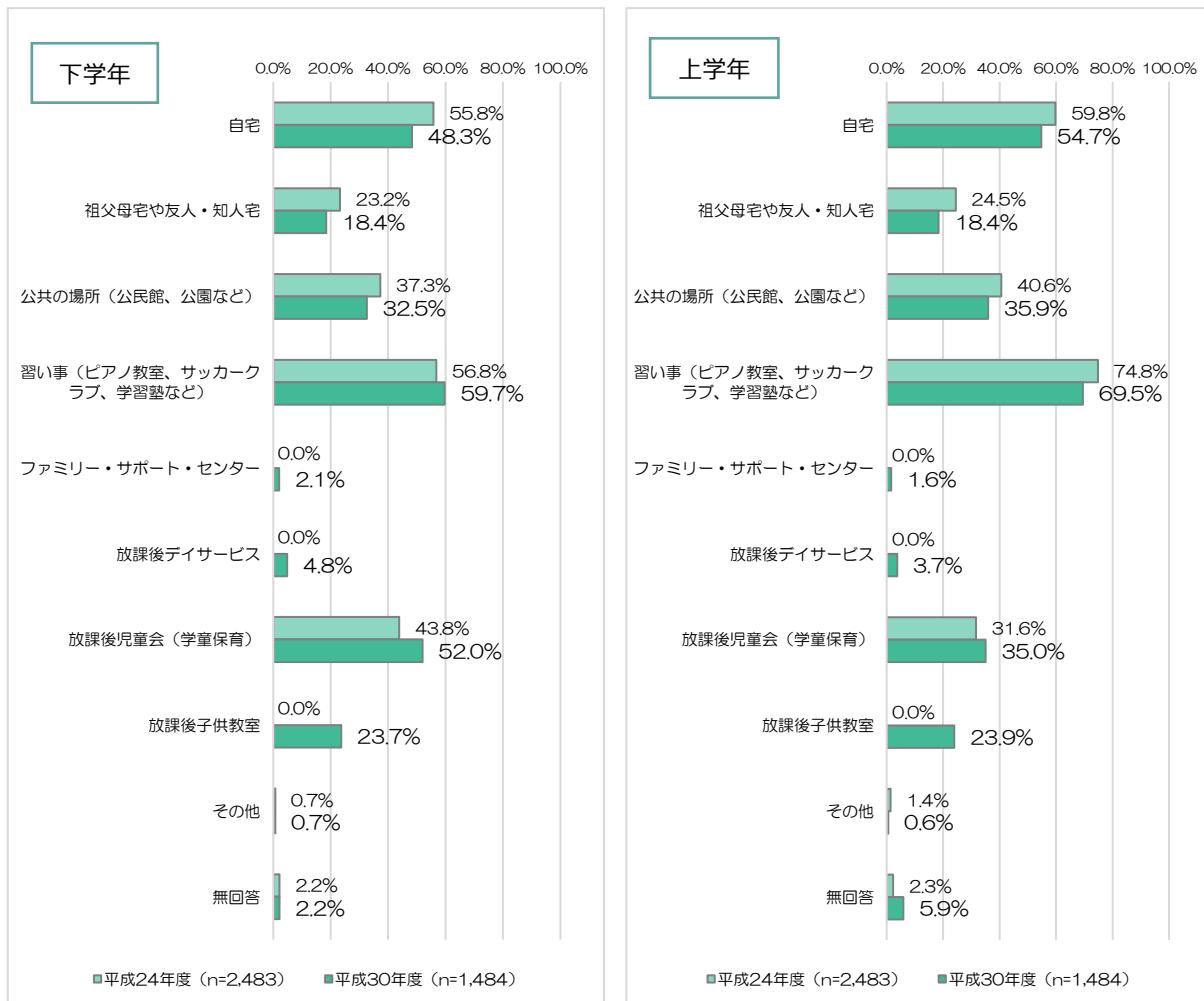
■図32 今後の子育て支援施設の利用希望回数



⑦放課後に過ごさせたい場所

就学前児童が小学生になったときに過ごさせたい場所は、小学校下学年・上學年ともに「習い事（ピアノ教室、サッカーカラブ、学習塾など）」が最も多く、次に下学年では「放課後児童会（学童保育）」が52.0%、上學年では「自宅」が54.7%となっています。また、平成24年度調査と比較すると下学年・上學年ともに「自宅」が減って、放課後児童会（学童保育）などが増えています。

■図33 今後の子育て支援施設の利用希望【複数回答】



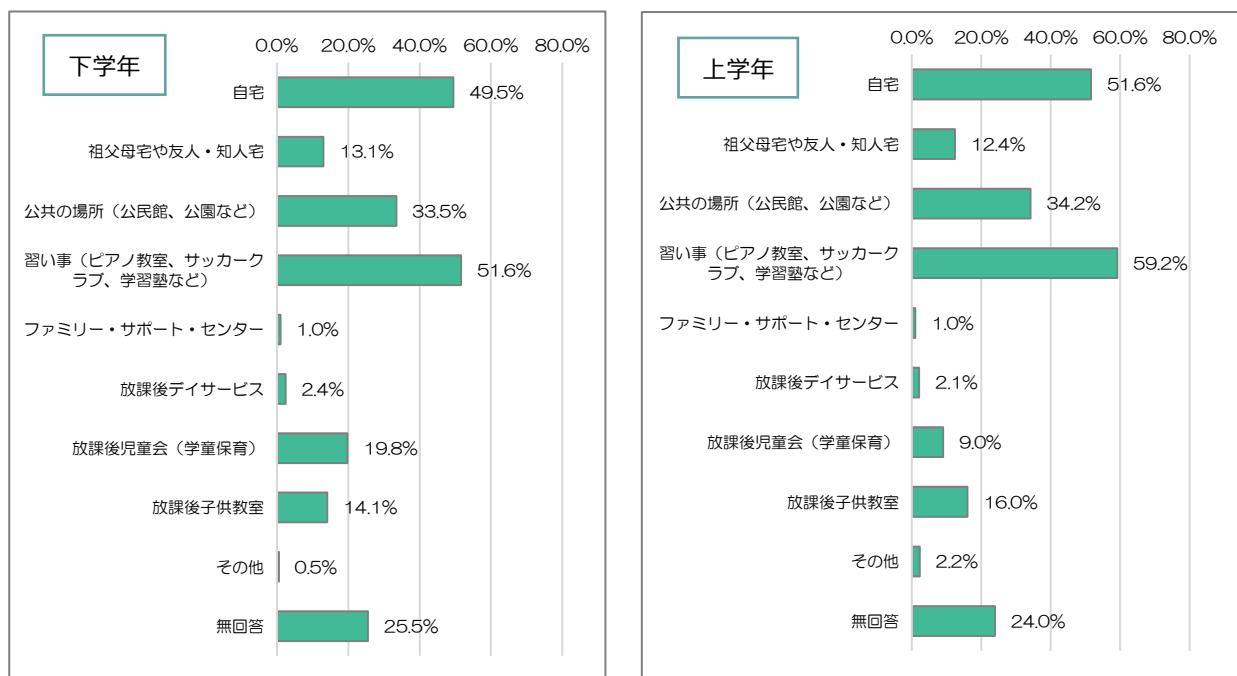
※「ファミリー・サポート・センター」「放課後等デイサービス」「放課後子供教室」は、平成30年度調査からの選択肢。

第2章 習志野市の現状

⑧ 希望する放課後の過ごし方

就学児童の放課後の過ごし方は、小学校下学年・上学年ともに「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、次に「自宅」「公共の場所（公民館、公園など）」の順となっており、4番目は低学年で「放課後児童会（学童保育）」、高学年では「放課後子供教室」となっています。

■図34 放課後に過ごさせたい場所（総数=1,484）【複数回答】

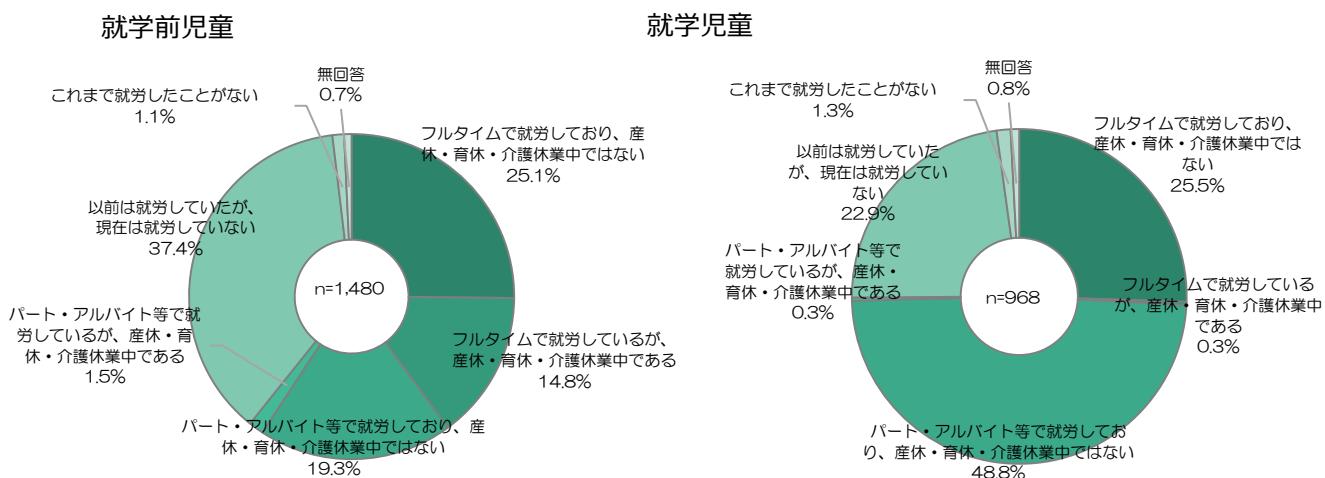


⑨母親または母親に相当する方の就労状況

母親または母親に相当する方（以下、「母親」とする）の就労状況は、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.4%、また、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.1%と多くなっています。

就学児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中でない」が48.8%、次に「フルタイムで就業しており、産休・育休・介護休暇中でない」が25.5%、「以前は就労していたが現在は就労していない」が22.9%となってています。

■図35 母親の就労状況（総数=2,448）

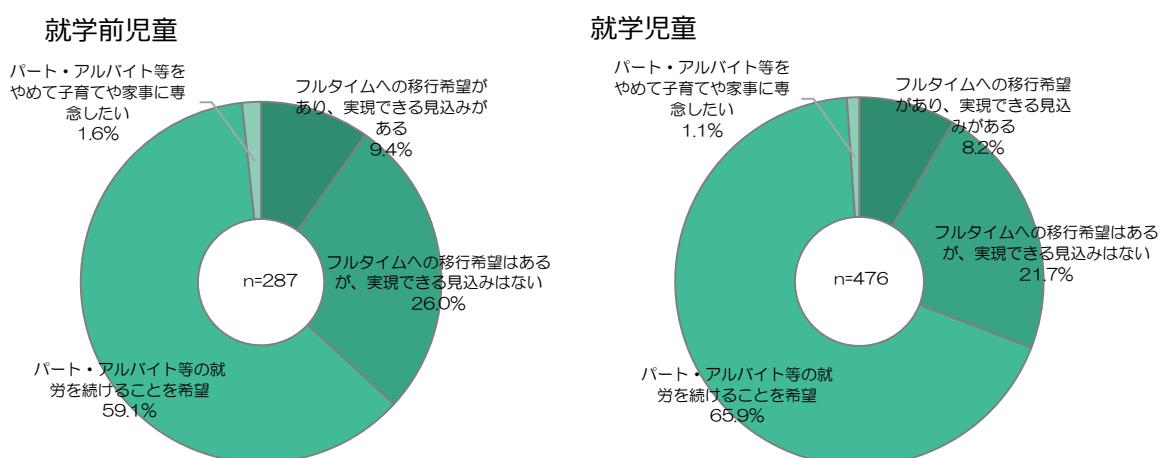


⑩パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、就学前児童では「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が59.1%で最も多く、次に「フルタイムへの移行希望はあるが、実現できる見込みはない」が26.0%を占め、「フルタイムへの移行希望があり、実現できる見込みがある」は約1割でした。

就学児童では「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が最も多く、次に「フルタイムへの移行希望はあるが、実現できる見込みはない」、「フルタイムへの移行希望があり、実現できる見込みがある」の順に多くなりました。

■図36 パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望（総数=763）



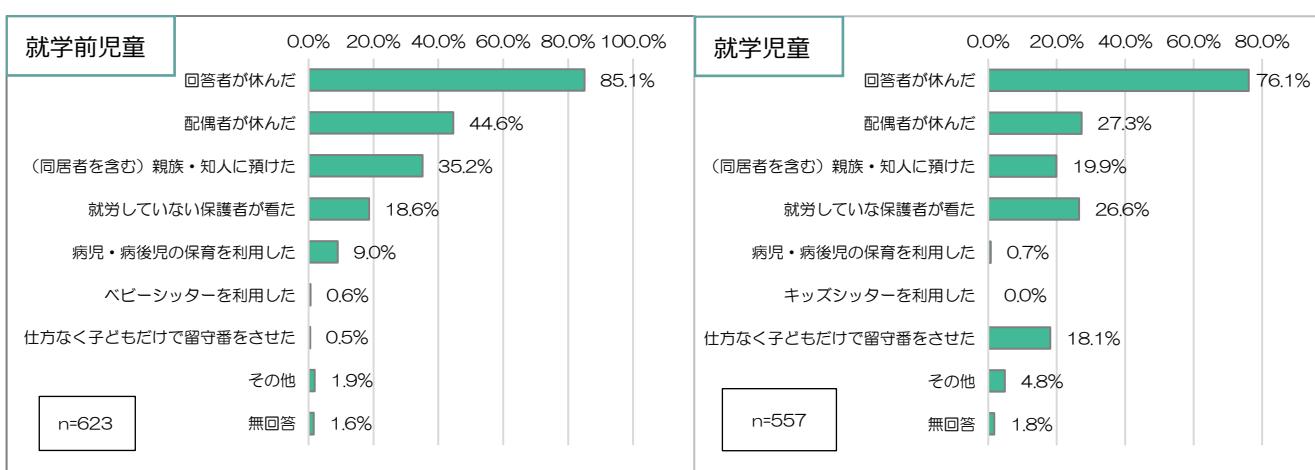
第2章 習志野市の現状

⑪病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかつた場合の対処法

病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかつた場合の対処法は、就学前児童では「回答者が休んだ」が85.1%と最も多く、次に「配偶者が休んだ」が44.6%、「(同居者を含む) 親族・知人に預けた」が35.2%となっています。

就学児童でも「回答者が休んだ」が76.1%と最も多く、次に「配偶者が休んだ」が27.3%、「就労していない親が看た」が26.6%となっています。

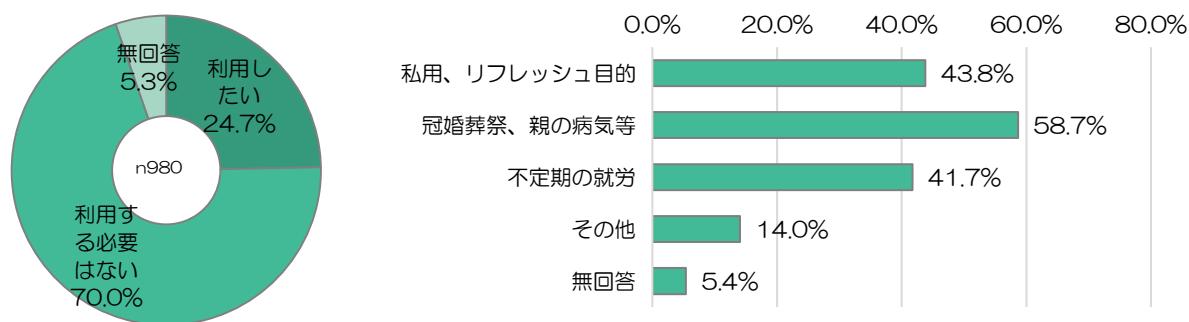
■図37 病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかつた場合の対処法
(総数=1,180)【複数回答】



⑫一時預かり事業の希望と理由

就学児童の子どもを家族以外に預ける事業について、「利用する必要はない」が70.0%を占め、「利用したい」は24.7%となっています。一時預かり事業を希望する理由は、「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が58.7%と最も多く、次に「私用（買い物、習い事）、リフレッシュ目的」が43.8%となっています。

■図38 一時保育・預かり保育の利用希望



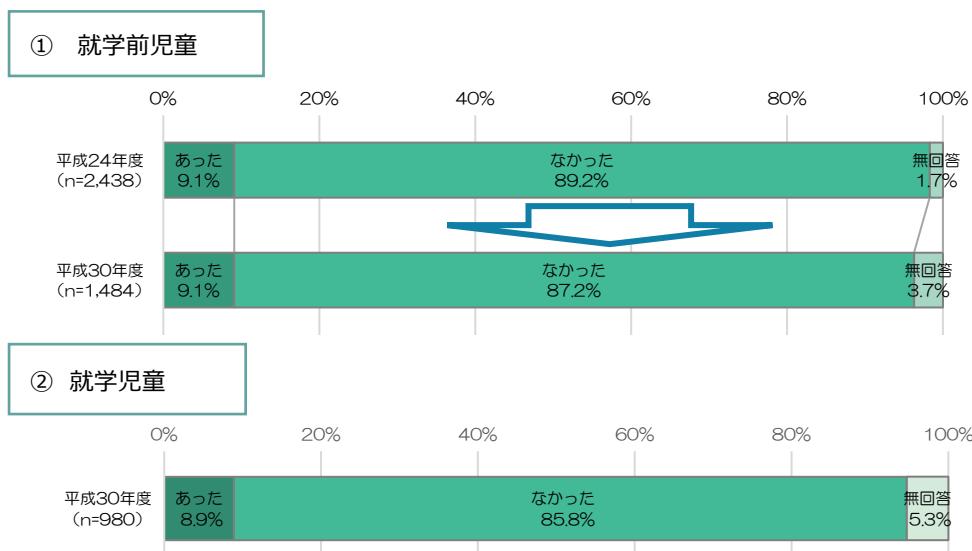
⑬子どもを泊まりがけで家族以外に預けなければならなかった経験の有無と対処方法

泊まりがけで、みてもらわなければならなかった経験の有無は、「あった（預け先が見つからなかった場合を含む）」は9.1%、「なかった」は87.2%となっています。

なお、平成24年度調査と比較して大きな変化はみられませんでした。

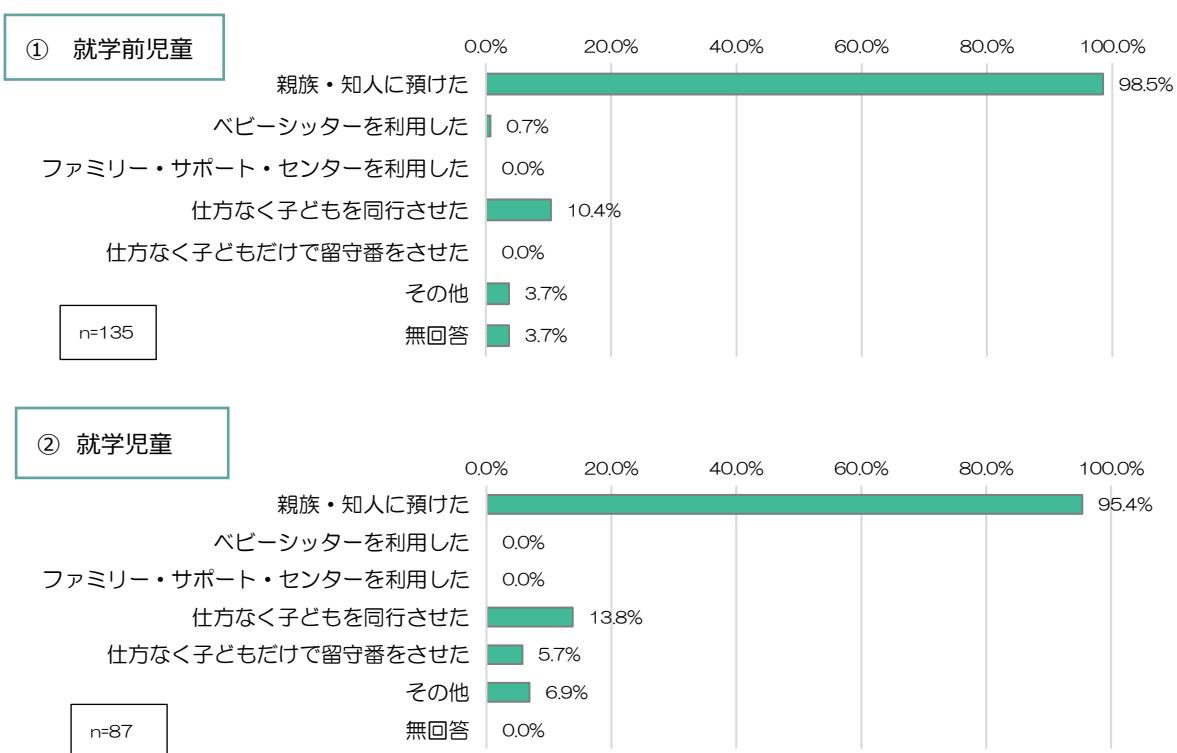
子どもを泊まりがけで家族以外に預けなければならなかった場合の対処方法は、「（同居者を含む）親族・知人に預けた」が98.5%と特に多く、次に「仕方なく子どもも同行させた」が10.4%となっています。

■図39 子どもを泊まりがけで家族以外に預けなければならなかった経験の有無（総数 = 2,464）



第2章 習志野市の現状

■図40 対処方法（総数=222）【複数回答】

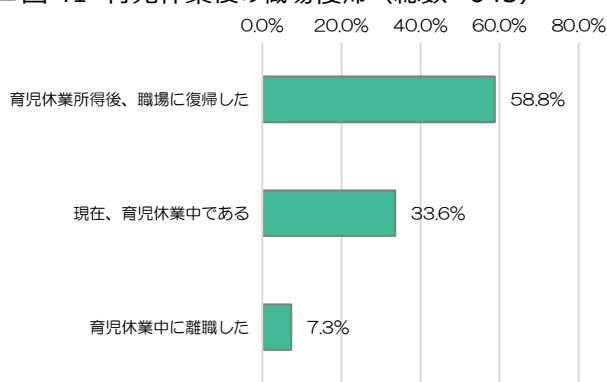


⑭育児休業の取得状況と職場復帰時の子どもの年齢

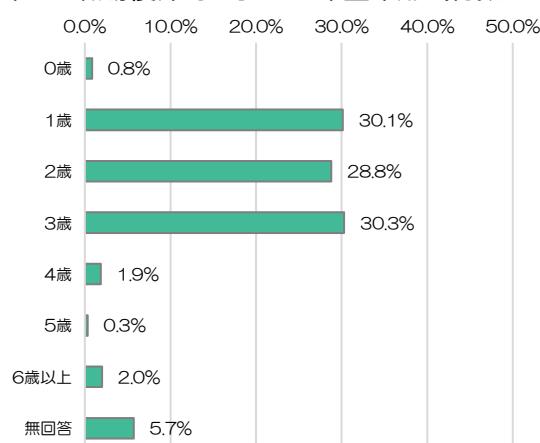
就学前児童の保護者で育児休業を取得した方は、母親については「育児休業取得後、職場に復帰した」が58.8%、「現在も育児休業中である」が33.6%と多く、「育児休業中に離職した」は7.3%となっています。

育児休業を取得した方のうち職場復帰した方の職場復帰時の子どもの希望年齢は、「1歳」、「2歳」、「3歳」がそれぞれ約3割をしめます。

■図41 育児休業後の職場復帰（総数=643）



■図42 職場復帰時の子どもの希望年齢（総数=594）



6 > 子どもの生活に関する実態調査結果の概要

①調査概要

調査対象	習志野市立学校及び公立特別支援学校に通う、 小学5年生1,458人 および 中学2年生1,413人 上記の保護者2,871人
調査方法	学校配布、学校回収 ※特別支援学校は学校配布、郵送回収
調査期間	平成29年10月18日～平成29年11月14日
回収結果	小学5年生1,415人(97.0%) 中学2年生1,352人(95.6%) > 合計2,767人(回収率96.4%) 保護者調査1,651人(57.5%)
有効回答率	4,418人(100%)

②放課後の居場所

放課後の居場所と休日の居場所は、いずれの年代においても「自宅」が最も高くなっています。放課後の居場所は、「塾・習い事の教室」、「学校」が小中学生とも高くなっています。休日の居場所になると、小学生は「塾・習い事の教室」が2番目に、中学生では、「学校・学童保育」が2番目に高くなっています。

■表1 放課後の居場所

	調査数	(上段：件数、下段：%)										
		自宅	友だちの家	近所の公園	塾・習い事の教室	祖父母、親戚の家	公民館・図書館等	学校（クラブ活動など）	商店街・繁華街（ゲーゲームセ	学童保育	その他	無回答
全 体	2,767 100.0	1,941 70.1	40 1.4	94 3.4	250 9.0	16 0.6	7 0.3	351 12.7	5 0.2	6 0.2	41 1.5	16 0.6
小学校5年生	1,415 100.0	904 63.9	36 2.5	88 6.2	184 13.0	13 0.9	6 0.4	144 10.2	2 0.1	6 0.4	21 1.5	11 0.8
中学校2年生	1,352 100.0	1,037 76.7	4 0.3	6 0.4	66 4.9	3 0.2	1 0.1	207 15.3	3 0.2	- -	20 1.5	5 0.4

■表2 休日の居場所

	調査数	(上段：件数、下段：%)										
		自宅	友だちの家	近所の公園	塾・習い事の教室	祖父母、親戚の家	公民館・図書館等	学校・学童保育	商店街・繁華街（ゲーゲームセ	運動場	その他	無回答
全 体	2,767 100.0	1,488 53.8	64 2.3	78 2.8	169 6.1	42 1.5	18 0.7	282 10.2	179 6.5	201 7.3	221 8.0	25 0.9
小学校5年生	1,415 100.0	819 57.9	28 2.0	52 3.7	134 9.5	36 2.5	13 0.9	32 2.3	75 5.3	120 8.5	91 6.4	15 1.1
中学校2年生	1,352 100.0	669 49.5	36 2.7	26 1.9	35 2.6	6 0.4	5 0.4	250 18.5	104 7.7	81 6.0	130 9.6	10 0.7

第2章 習志野市の現状

③地域活動の経験と参加希望

地域活動の経験では、「地域の祭りやスポーツ大会」、「公民館や町会の行事イベント」の参加割合が高くなっています。一方、参加希望については小学5年生で「歩道や道路、公園などの地域の掃除や防災訓練などの活動」「障がいのある人、病気の人、小さい子ども、お年寄りなどのお世話」が過半数となっています。

■表3 地域活動の経験（参加経験がある）

(上段：件数、下段：%)

		調査数	経験がある	経験がない	無回答
地域のお祭りやスポーツ大会	小学校5年生	1,415 100.0	1,222 86.4	162 11.4	31 2.2
	中学校2年生	1,352 100.0	1,143 84.5	178 13.2	31 2.3
公民館や町会の行事イベント	小学校5年生	1,415 100.0	888 62.8	469 33.1	58 4.1
	中学校2年生	1,352 100.0	757 56.0	550 40.7	45 3.3
歩道や道路、公園などの地域の掃除や防災訓練などの活動	小学校5年生	1,415 100.0	705 49.8	670 47.3	40 2.8
	中学校2年生	1,352 100.0	709 52.4	604 44.7	39 2.9
障がいのある人、病気の人、小さい子ども、お年寄りなどのお世話	小学校5年生	1,415 100.0	538 38.0	833 58.9	44 3.1
	中学校2年生	1,352 100.0	610 45.1	708 52.4	34 2.5
子ども会やスポーツ少年団等での活動やボーイスカウト、ガールスカウトなどの活動	小学校5年生	1,415 100.0	430 30.4	942 66.6	43 3.0
	中学校2年生	1,352 100.0	371 27.4	948 70.1	33 2.4

■表4 地域活動の経験（参加経験がない子どもの参加希望）

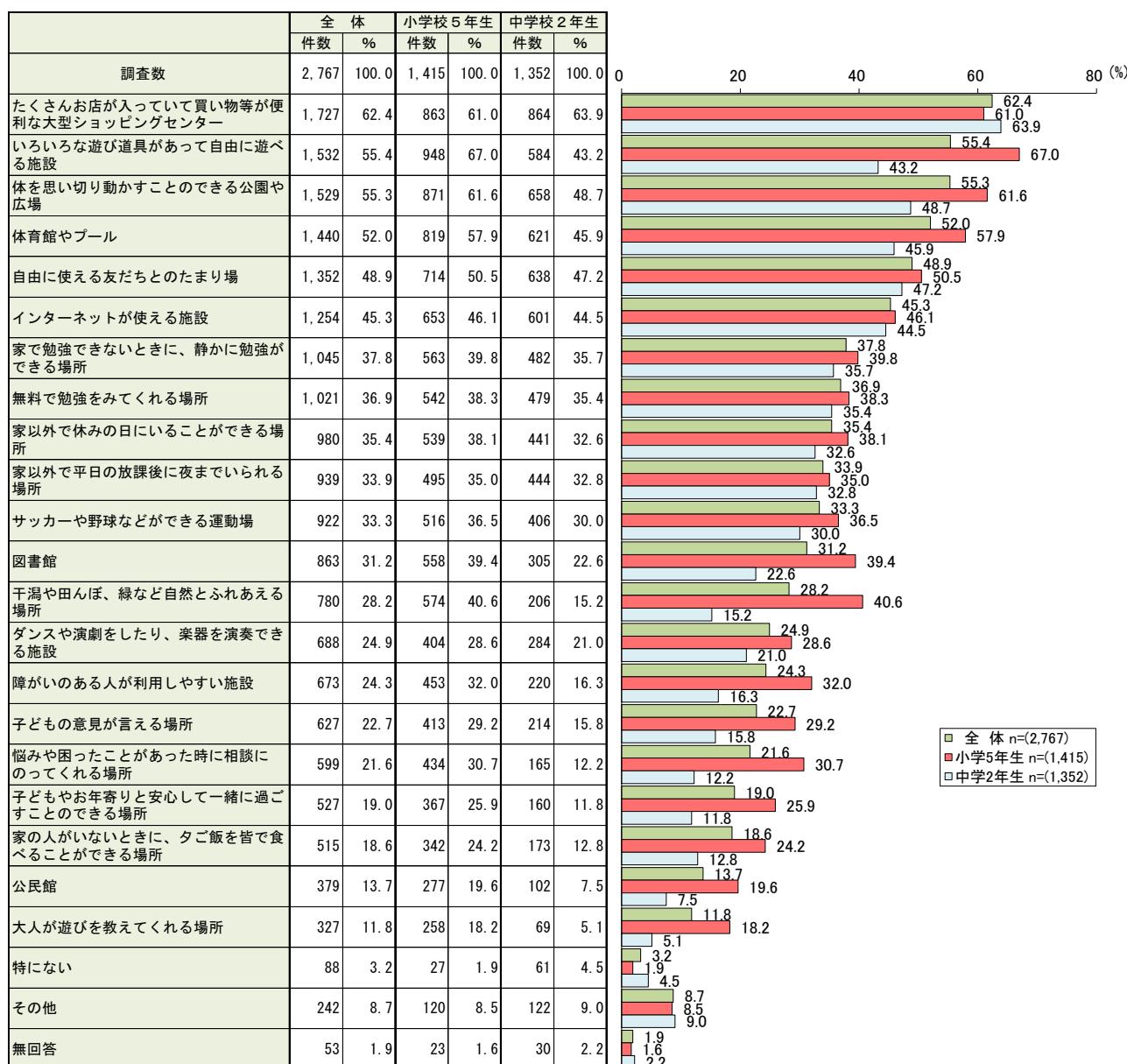
(上段：件数、下段：%)

		調査数	て今み後た経験し	思て今わみ後なた経いい験とし	無回答
地域のお祭りやスポーツ大会	小学校5年生	162 100.0	77 47.5	81 50.0	4 2.5
	中学校2年生	178 100.0	45 25.3	129 72.5	4 2.2
公民館や町会の行事イベント	小学校5年生	469 100.0	215 45.8	242 51.6	12 2.6
	中学校2年生	550 100.0	130 23.6	408 74.2	12 2.2
歩道や道路、公園などの地域の掃除や防災訓練などの活動	小学校5年生	670 100.0	381 56.9	269 40.1	20 3.0
	中学校2年生	604 100.0	188 31.1	407 67.4	9 1.5
障がいのある人、病気の人、小さい子ども、お年寄りなどのお世話	小学校5年生	833 100.0	465 55.8	342 41.1	26 3.1
	中学校2年生	708 100.0	288 40.7	402 56.8	18 2.5
子ども会やスポーツ少年団等での活動やボーイスカウト、ガールスカウトなどの活動	小学校5年生	942 100.0	376 39.9	541 57.4	25 2.7
	中学校2年生	948 100.0	182 19.2	735 77.5	31 3.3

④習志野市にあったらよいと思う場所や施設

習志野市にあったらよいと思う場所や施設は、全体では「たくさんお店が入っていて買い物等が便利な大型ショッピングセンター」が最も高く、次いで「いろいろな遊び道具があって自由に遊べる施設」、「体を思い切り動かすことのできる公園や広場」、「体育館やプール」、「自由に使える友だちとのたまり場」となっています。

■表5 習志野市にあったらよいと思う場所や施設



第2章 習志野市の現状

⑤インターネットの利用

携帯電話の所有状況は、全体では「スマートフォン（i Phoneを含む）」が最も高く、次いで「持っていない」、「子ども向け携帯電話」、「その他の携帯電話」となっている。

学年別でみると、小学5年生では「子ども向け携帯電話」が約4割で最も高く、次いで「持っていない」が3割台となっている。中学2年生では「スマートフォン（i Phoneを含む）」が約7割で最も高くなっている、次いで「持っていない」「その他の携帯電話」となっている。

■表6 携帯電話の所有状況

(上段：件数、下段：%)

	調査数	子ども向け携帯電	含む（スマートフォンを）	その他の携帯電話	持っていない	無回答
全 体	2,767 100.0	610 22.0	1,193 43.1	280 10.1	642 23.2	42 1.5
小学校5年生	1,415 100.0	553 39.1	261 18.4	132 9.3	445 31.4	24 1.7
中学校2年生	1,352 100.0	57 4.2	932 68.9	148 10.9	197 14.6	18 1.3

■表7 インターネットの利用目的（インターネットを利用している場合）

(上段：件数、下段：%)

	調査数	音楽や動画などを見る	調べもの	ゲーム	メール	勉強	ケーニングサイト等のコミュニ	音楽や動画などのダウン	買い物やチケットの予約	その他	無回答
全 体	2,311 100.0	1,744 75.5	1,689 73.1	1,267 54.8	956 41.4	773 33.4	763 33.0	363 15.7	200 8.7	87 3.8	19 0.8
小学校5年生	1,053 100.0	668 63.4	705 67.0	521 49.5	321 30.5	330 31.3	75 7.1	92 8.7	41 3.9	54 5.1	11 1.0
中学校2年生	1,258 100.0	1,076 85.5	984 78.2	746 59.3	635 50.5	443 35.2	688 54.7	271 21.5	159 12.6	33 2.6	8 0.6

⑥悩みや心配事

悩みや心配事は、「勉強や進学のこと」が最も高く、次いで「友達や仲間のこと」、「性格のこと」、「お金のこと」、「容姿（顔、体型、服装、髪型など）のこと」となっています。

「その他」の主な記述内容は『部活』『将来のこと』『社会のこと』などとなっています。

■表8 悩みや心配事

	調査数	勉強や進学のこと	友達や仲間のこと	性格のこと	お金のこと	容姿（顔、体型、服装、髪）のこと	健康のこと	家族のこと	と好きな男の子や女の子のこと	その他	悩みや心配なことはない	無回答
全 体	2,767 100.0	1,535 55.5	745 26.9	633 22.9	537 19.4	505 18.3	399 14.4	396 14.3	267 9.6	82 3.0	522 18.9	123 4.4
小学校5年生	1,415 100.0	589 41.6	403 28.5	332 23.5	247 17.5	243 17.2	235 16.6	249 17.6	164 11.6	40 2.8	350 24.7	60 4.2
中学校2年生	1,352 100.0	946 70.0	342 25.3	301 22.3	290 21.4	262 19.4	164 12.1	147 10.9	103 7.6	42 3.1	172 12.7	63 4.7

⑦相談相手

困った時の相談相手は、「母親」が最も高く、次いで「同性の友達」、「父親」、「兄弟・姉妹」、「学校の先生」となっています。

「その他」の主な記述内容は『習い事の先生』『ペット（犬など）』『医師』などとなっています。

■表9 相談相手

	調査数	母親	同性の友達	父親	兄弟・姉妹	学校の先生	先輩・後輩	さんじい親さん・おばあ	異性の友達	塾や予備校の先生	雑誌・本・インター	ラスクルカウンセラーカウンセラ	保健室の先生	近所のおじさん・おばさん	電話相談	誰にも相談しない	その他	無回答
全 体	2,767 100.0	1,600 57.8	1,214 43.9	677 24.5	492 17.8	312 11.3	225 8.1	215 7.8	190 6.9	98 3.5	84 3.0	33 1.2	29 1.0	17 0.6	13 0.5	478 17.3	55 2.0	61 2.2
小学校5年生	1,415 100.0	882 62.3	497 35.1	388 27.4	256 18.1	163 11.5	81 5.7	127 9.0	52 3.7	42 3.0	35 2.5	13 0.9	23 1.6	7 0.5	4 0.3	242 17.1	29 2.0	28 2.0
中学校2年生	1,352 100.0	718 53.1	717 53.0	289 21.4	236 17.5	149 11.0	144 10.7	88 6.5	138 10.2	56 4.1	49 3.6	20 1.5	6 0.4	10 0.7	9 0.7	236 17.5	26 1.9	33 2.4

第2章 習志野市の現状

⑧自分の幸福度

自分の幸福度について、『幸せだと思う』（「とても幸せだと思う」+「幸せだと思う」）と思う方が7割以上となっている。一方で、『幸せだと思わない』（「あまり幸せだと思わない」+「幸せだと思わない」）と思う方は、子どもで1割となっています。

■表 10 自分の幸福度

	調査数	(上段：件数、下段：%)						
		うと ても幸 せだ と思 う	幸 せだ と思 う	わ あ ま り 幸 せ だ と思 う	幸 せだ と思 わ な い	わ か ら な い	無 回 答	
全 体	2,767 100.0	1,110 40.1	1,045 37.8	194 7.0	97 3.5	273 9.9	48 1.7	
小学校 5年生	1,415 100.0	642 45.4	490 34.6	107 7.6	44 3.1	111 7.8	21 1.5	
中学校 2年生	1,352 100.0	468 34.6	555 41.1	87 6.4	53 3.9	162 12.0	27 2.0	

⑨将来の夢や目標の有無

将来の夢や目標を、全体では「持っている」が最も高く、次いで「どちらかというと持っている」、「どちらかというと持っていない」、「持っていない」となっています。学年別でみると、全体と同様に小学5年生・中学2年生とも「持っている」が最も高くなっています。小学5年生で6割台、中学2年生で4割台となっています。

■表 11 将来の夢や目標の有無

	調査数	(上段：件数、下段：%)						
		持 つ て い る	持 ど つ ち て ら い か る と い う と	持 ど つ ち て ら い か な と い う と	持 つ て い な い	無 回 答		
全 体	2,767 100.0	1,541 55.7	543 19.6	356 12.9	285 10.3	42 1.5		
小学校 5年生	1,415 100.0	961 67.9	236 16.7	113 8.0	83 5.9	22 1.6		
中学校 2年生	1,352 100.0	580 42.9	307 22.7	243 18.0	202 14.9	20 1.5		

⑩学校の授業の理解状況

学校の授業の理解状況は、全体では「大体わかる」が最も高く、次いで「よくわかる」、「半分くらいわかる」、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」となっています。

学年別でみると、全体と同様に小学5年生・中学2年生とも「大体わかる」が4割台で最も高くなっています。次いで小学5年生は「よくわかる」が3割台、中学2年生は「半分くらいわかる」が2割台となっています。

■表 12 学校の授業の理解状況

	調査数	(上段：件数、下段：%)						
		よくわかる	大体わかる	半分くらいわかる	多分知らないことが	いほとんどわからな	無回答	
全 体	2,767 100.0	729 26.3	1,275 46.1	506 18.3	169 6.1	61 2.2	27 1.0	
小学校 5 年生	1,415 100.0	503 35.5	629 44.5	199 14.1	53 3.7	19 1.3	12 0.8	
中学校 2 年生	1,352 100.0	226 16.7	646 47.8	307 22.7	116 8.6	42 3.1	15 1.1	

⑪授業が分からなくなつた時期

授業が分からなくなつた時期を学年別でみると、小学5年生では「小学5年生になってから／のころ」が4割台で最も高く、次いで「小学4年生のころ」「小学3年生のころ」となっています。

中学2年生では「中学1年生のころ」が約4割で最も高く、次いで「中学2年生になってから」となっています。

■表 13 授業が分からなくなつた時期

	調査数	(上段：件数、下段：%)										
		小学1年生のころ	小学2年生のころ	小学3年生のころ	小学4年生のころ	て小学から5年生になるつ	小学6年生のころ	小学1年生のころ	中学1年生のころ	て中か学から2年生になつ	わからない	無回答
小学校 5 年生	271 100.0	13 4.8	14 5.2	28 10.3	69 25.5	112 41.3	- -	- -	- -	29 10.7	6 2.2	
中学校 2 年生	465 100.0	13 2.8	7 1.5	17 3.7	17 3.7	44 9.5	47 10.1	182 39.1	73 15.7	57 12.3	8 1.7	

第2章 習志野市の現状

⑫子どもや家庭の支援策として希望するもの

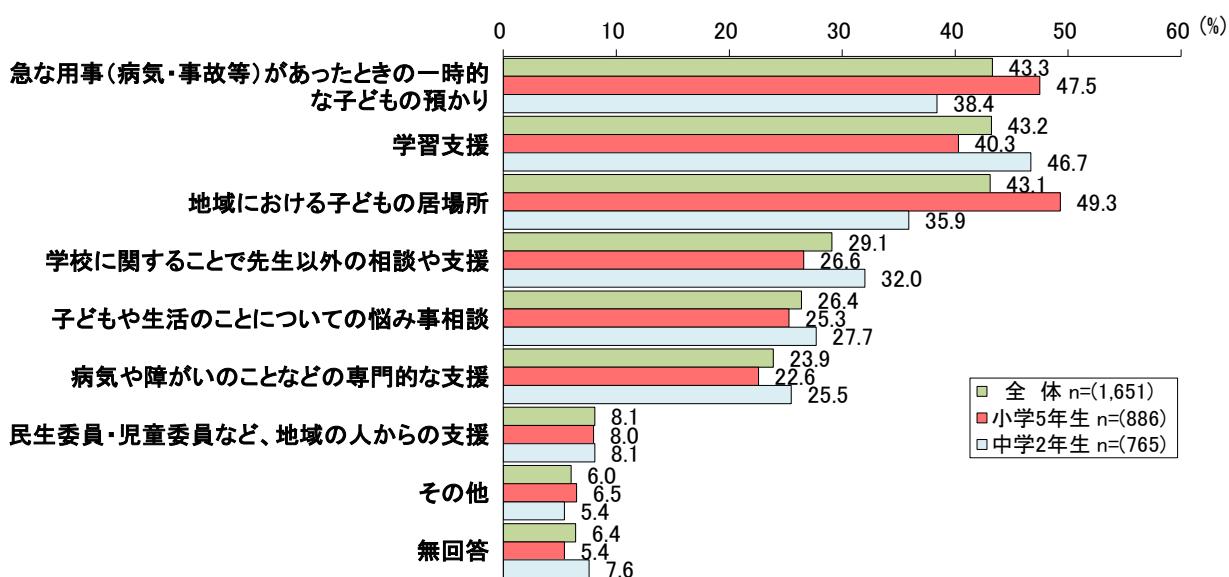
子どもや家庭の支援策として希望するものは、全体では「急な用事（病気・事故等）があったときの一時的な子どもの預かり」が最も高く、次いで「学習支援」、「地域における子どもの居場所」、「学校に関することで先生以外の相談や支援」となっています。「その他」の主な記述内容は『予防接種の補助や無料化』『公園などの子どもが遊べる場所』『教育費、医療費などの金銭面支援』などとなっています。

学年別でみると、小学5年生では「地域における子どもの居場所」、中学2年生では「学習支援」が最も高くなっています。次いで小学5年生では「急な用事（病気・事故等）があったときの一時的な子どもの預かり」「学習支援」、中学2年生は「急な用事（病気・事故等）があったときの一時的な子どもの預かり」「地域における子どもの居場所」となっています。

■表 14 子どもや家庭の支援策として希望するもの

(上段：件数、下段：%)

	調査数	どが急もあなたのつ用預た事かと（りき病の気一・時事的故な等）子	学習支援	所地域における子どもの居場	外学校に相談やする支援ことで先生以	て子どもの悩みや事生活相談のことについ	専病門気的な障支がいのことなどの援	地民生の委員か・児童委員など、	その他	無回答
全 体	1,651 100.0	715 43.3	714 43.2	712 43.1	481 29.1	436 26.4	395 23.9	133 8.1	99 6.0	106 6.4
小学校 5 年生	886 100.0	421 47.5	357 40.3	437 49.3	236 26.6	224 25.3	200 22.6	71 8.0	58 6.5	48 5.4
中学校 2 年生	765 100.0	294 38.4	357 46.7	275 35.9	245 32.0	212 27.7	195 25.5	62 8.1	41 5.4	58 7.6



7 > 前期計画の振り返り

前期計画に基づき実施した事業の取り組み状況については、毎年度実績評価を実施し、「習志野市子ども・子育て会議」において協議いただき、事業の改善などに取り組んできました。

平成30（2018）年度までの各基本施策における主な取り組み状況は以下のとおりです。

1. 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む

（1）こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編

- ・(市立)大久保保育所と(市立)新栄幼稚園を再編し、(市立)大久保こども園を開設しました。
- ・(市立)秋津幼稚園と(市立)香澄幼稚園を再編し、(市立)新習志野こども園を開設しました。
- ・(市立)つくし幼稚園、(市立)実花幼稚園を私立化に伴いこども園化し、それぞれ(私立)みのりつくしこども園、(私立)ブレーメン実花こども園を開設しました。
- ・(市立)菊田保育所の私立化し、(私立)谷津みのり保育園を開設しました。
- ・(市立)本大久保保育所の私立化し、(私立)COO本大久保保育園を開設しました。

（2）民間保育事業所の多様なサービス力の活用

- ・市立幼稚園の私立化や施設整備費用の補助を行い、私立こども園を3施設開設しました。
- ・市立保育所の私立化や施設整備費用の補助などを行い、私立保育園を7施設開設しました。
- ・施設整備費用の補助などを行い、小規模保育事業所を10施設開設しました。
- ・一時保育について、新たに開設した私立保育園、小規模保育事業所のうち3施設で実施しました。
- ・延長保育について、新たに開設した私立保育園の一部で19時以降の延長保育を実施しました。

（3）幼児教育の向上（保育一元カリキュラム）

- ・習志野市保育一元カリキュラムについて、3歳短時間児の受け入れに先立ち、3歳児の指導カリキュラムの見直しを行うとともに、すべてのカリキュラムの見直しを行い、改訂版を作成しました。

（4）放課後児童会の運営

- ・放課後における保育需要の増大に応えるため、小学校の余裕教室等を活用し、5年間で7児童会を増設しました。
- ・特別な支援を要する児童の全入制を維持しました。
- ・支援員確保の観点で、3小学校6児童会を民間委託しました。

第2章 習志野市の現状

2. 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる

(1) 健やかな子を産み育てる体制の充実

- ・母子健康手帳交付から、妊娠・出産・子育てを通じた一貫性のある家庭訪問・健康相談・健康教育・健康診査等の体制が充実するように努めました。
- ・「こんにちは赤ちゃん事業」では、対象者の全数把握に努め、必要な相談支援を行いました。
- ・「産後サポート電話相談事業」では、産後の母の不調に関する相談及び子育て全般の相談に対応しました。
- ・「不妊・家族計画等に関する相談事業」では、専門知識を有するものが、電話相談を実施しました。
- ・「産後ケア事業」では、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後安心して子育てができる支援を行いました。

(2) 心身の健康についてハイリスク者の把握と支援の充実

- ・母子健康手帳交付時、転入時や未熟児養育医療の申請などをきっかけとし、個別支援が必要な人の把握及び早期支援の開始に努めました。また、特に支援を要する妊婦、乳幼児について、子育て支援課等の関係機関と連携しながら継続した支援をしました。

(3) 継続して支援が必要な妊婦への支援の充実

- ・個別支援が必要な妊婦には、地区担当保健師が、地区活動を通して継続して支援しました。

(4) 家庭児童相談の充実

- ・妊娠中から18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に対し、電話、面接、訪問により、助言、情報提供を行いました。
- ・虐待の通告、相談窓口として、千葉県中央児童相談所と連携し、月1回のケース連絡会の実施、同行訪問を行う等の対応をしました。

(5) 子育て支援コンシェルジュの充実

- ・こどもセンター及びきらっ子ルームに加え、こども部窓口に子育て支援コンシェルジュを配置し、相談の受付や、子育て支援情報の提供等を行いました。

(6) ファミリー・サポート・センターの充実

- ・育児支援、家事支援、ショートステイ、こどもセンター等で一時預かりを行う「ファミサポる～む」を実施しました。
- ・ひとり親家庭等を対象に利用料の一部を助成しました。
- ・広報等により提供会員等の確保に努めるとともに、会員に対する学習会や談話室を開催し、質の向上に努めました。

(7) 幼稚園・こども園における預かり保育の充実

- ・預かり保育の利用日数を拡大し、保護者のニーズに対応するとともに、教育課程に基づく預かり保育の実施内容の充実を図りました。

(8) 病児・病後児保育の充実

- 子どもが病気の時に、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な場合に、医療機関に付設された市内2か所の施設で保育を実施しました。

(9) ひとり親家庭自立支援員による相談体制の充実・情報提供

- ひとり親家庭の生活の安定とその向上及び福祉の増進のために、ひとり親家庭の家庭の相談に応じた指導や助言、支援を行うことで、自立につながるよう、支援しました。
- 多様化する相談内容に対応するため、関係機関とより迅速な連携に努めました。

(10) 適応指導教室の推進

- 不登校児童、生徒の状況に応じ、個別、小集団を通した指導や支援を行いました。

(11) 障がい児保育の充実

- 個別に支援が必要な子どもの理解及び支援方法について、施設全体で共通理解を図るとともに、個別指導計画の作成、評価、見直しを実施しました。
- 臨床心理士と指導主事等の施設訪問により、支援が必要な子どもを含めた学級運営と個別の指導に関する助言、指導を行いました。
- 関係機関と連携を図り、支援が必要な子どもの保護者への支援体制を整えました。

(12) 個別の状況に応じた継続的な発達支援の充実

- 就学前児童に対する指導として、保護者の共通理解を図りながら、個別支援計画を作成し、適切な支援の継続に努めました。
- 各施設からの相談の増加に対応し、保育者と保護者を支援するため、継続的な巡回相談を実施しました。
- 発達支援に関する研修を実施し、各施設の職員も含めた資質向上を図りました。

(13) 高校進学希望者への学習支援

- 生活困窮家庭の中学生を対象に、大学生等による学習支援を行い、学習習慣の定着化や将来の不安の解消を図りました。

3. 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる

(1) 子ども広場事業の実施

- 公民館の空いている部屋を利用し、安全・安心な子どもの居場所づくりに努めました。

(2) 放課後子ども教室の実施

- 放課後子ども教室の運営等に係る方針を検討し、近隣の先進自治体を視察し、運営等の状況を確認するなど、実施に向けた検討をすすめました。

(3) こどもセンター・きらっ子ルームの充実

- こどもセンター、きらっ子ルーム職員全員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置し、子どもに関する相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供を行い、より身近な場所での子育て支援に努めました。
- 習志野市こどもセンター（鷺沼）において開設する乳幼児専用プレーパークについて

第2章 習志野市の現状

て周知を行い、子どもがのびのびと外遊びができる環境づくりに努めました。

(4) 中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実

- ・中学校家庭科、総合的な学習の時間等の授業の一環として、中学生と幼稚園児や保育所児、こども園児との交流を実践しました。
- ・中学生にとって、保育所児や幼稚園児、こども園児と交流することは、豊かな体験活動となり、自分の歴史を振り返ることができるとともに、「優しい心」を育む機会となりました。

(5) 地域の人材の活用

- ・子育てに関する知識を豊富に有している地域ボランティアの協力により、こどもセンター・きらっ子ルームにおいて、絵本の読み聞かせやパネルシアター、体操、人形劇、コンサート等などのイベントを開催し、地域力の活性化を図りました。

(6) 幼稚園・こども園における子育てふれあい広場の充実

- ・乳幼児を育てている保護者に対して、遊びの場所や遊具の提供、在園児との交流、遊びの紹介、子育て相談等の場として、幼稚園、こども園を地域に開放し、子育て支援の充実を図りました。

(7) ファミリー・サポート・センターの充実（再掲）

- ・育児支援、家事支援、ショートステイ、こどもセンター等で一時預かりを行う「ファミサポる～む」を実施しました。
- ・ひとり親家庭等を対象に利用料の一部を助成しました。
- ・広報等により提供会員等の確保に努めるとともに、会員に対する学習会や談話室を開催し、質の向上に努めました。

8 課題の整理

平成 30（2018）年に実施した「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」及び平成 29（2017）年に実施した「子どもの生活に関する実態調査」、並びに習志野市子ども・子育て会議での協議内容、これまで実施してきた事業の振り返りを踏まえ、以下の 7 点に課題を整理しました。

課題1 待機児童対策（保育所等）

保育所等の開設など保育定員の拡大により待機児童数の減少を図ったものの、予測を上回る保育需要の増大により、平成 31 年 4 月時点で待機児童が発生しています。

年度	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
待機児童数	43 人	70 人	338 人	144 人	89 人

ニーズ調査結果によると、就労状況の家族類型（未就学児）では、専業主婦（夫）家庭が減少し、フルタイム共働き、フルタイム・パートタイム共働きが増加しており、また、保育の需要も高くあります。

仕事と子育ての両立支援として、施設整備等、待機児童を解消する必要があります。

課題2 待機児童対策（放課後児童会）

児童会室の増設など定員の拡大により減少を図ったものの、予測を上回る需要の増大により、待機児童が発生しています。待機児童は全て上学年（小 4～小 6）です。

年度	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
待機児童数	29 人	52 人	53 人	58 人	89 人

ニーズ調査によると、放課後に過ごさせたい場所（小学生）では、放課後児童会を希望する人が、下学年（小 1～小 3）で 19.8%、上学年で 9.0% でした。

放課後児童会のニーズに対応し、定員を拡大する必要があります。併せて、支援員を確保する必要があります。

第2章 習志野市の現状

課題3 放課後の居場所づくり(放課後子ども教室)

ニーズ調査の結果によると、放課後に過ごさせたい場所として、放課後子ども教室を希望する就学児童世帯は、下学年（小学1～3年生）で14.1%、上學年（小学4～6年生）で16.0%と、下学年に比べて上學年に高い希望がありました。また、子育て支援施策に対する自由記述でも、放課後子ども教室の実施要望を含め、子どもの居場所を希望する意見が多数あり、安心して過ごせる場所が求められています。

○放課後に過ごさせたい場所【複数回答】（就学児童）

	下学年（小学1～3年生）	上學年（小学4～6年生）
自宅	49.5%	51.6%
習い事	51.6%	59.2%
放課後児童会	19.8%	9.0%
放課後子ども教室	14.1%	16.0%

課題4 在宅家庭も含めた預けやすい環境の充実(一時預かり事業)

ニーズ調査の結果によると、就学前児童世帯の一時保育やファミリー・サポート・センター等の利用希望は、前回調査時と比べ、多くなっています。また、子育て支援施策に対する自由記述でも、利用施設の拡大や、予約方法の改善についても意見が多数あり、環境を充実させることが求められています。

○不定期事業の利用希望（就学前児童）

（一時保育、ファミリー・サポート・センター等）

	平成24年度 (2012)	平成30年度 (2018)
利用したい	50.1%	57.7%

課題5 子どもの貧困対策

子どもの生活に関する実態調査によると、全体の約1割、ひとり親世帯の約半数が経済的に困難な可能性があることがわかりました。また、所得が高い世帯に比べ、経済的に困難な可能性がある世帯で、無料の学習支援などの利用希望も強くあり、支援施策の実施が求められています。

○世帯の可処分所得区分別構成比のひとり親世帯との比較（小学5年生・中学2年生）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全体	1.5%	2.9%	7.5%	15.3%	17.3%	38.7%
ひとり親世帯	11.9%	19.0%	16.7%	2.4%	9.5%	14.3%

※世帯人数別可処分所得に応じて区分したもので、区分1・2が国が算出した貧困線以下の世帯で、本市では区分3までを経済的に困難な可能性がある世帯としました。

課題6 虐待の予防、早期発見と対策、防止

本市の子育て支援相談室への相談件数は、平成26年度の8,676件に比べ、平成30年度は10,704件と増加しており、特に虐待に関する相談が、平成26年度の4,146件に比べ、平成30年度は7,008件と大きく増加しています。また、虐待相談対応件数は、平成26年度の326件に比べ、平成30年度は506件と大きく増えており、その内容も様々な要因により複雑化・複合化しています。児童虐待の発生予防と未然防止を図るためにには、関係機関とのさらなる情報共有と連携を深め、支援体制と専門性の強化を図ることが必要であり、効果的な取り組みが実施できる仕組みつくりについて検討が必要です。

年度	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
子育て支援相談室 への相談件数	8,676件	8,308件	8,725件	8,721件	10,704件
うち虐待	4,146件	4,673件	4,385件	5,533件	7,008件
虐待相談対応件数	326件	321件	310件	406件	506件

課題7 発達支援の充実

本市のひまわり発達相談センター利用実人数（成長又は発達に不安や課題がある児童及び保護者）は、平成26年度の564人に比べ、平成30年度は727人と年々増加しています。また、乳幼児個別支援計画の作成・運用件数も、平成26年度の131件に比べ、平成30年度は178件と年々増加しています。

乳幼児期から学齢期と連続した取り組みが重要であり、発達支援体制のさらなる充実が必要です。

年度	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
ひまわり発達相談 センター利用実人数	564人	662人	693人	720人	727人
うち就学前児童	451人	551人	555人	596人	590人
うち就学児童	113人	111人	138人	124人	137人
乳幼児個別支援計画 作成・運用件数	131件	153件	160件	163件	178件

第3章

計画の基本的な考え方

(中扉・裏)

1 > 基本理念等設定の考え方

子育て中の家庭が置かれている環境は大変厳しく、核家族化の進行等によって日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難である家庭や、仕事と子育ての両立に困難を感じている家庭は多く、子育ての負担や不安、孤立感は依然として高まっている状況です。すべての子どもの健やかな育ちを保障するために、地域、行政、企業、団体などが保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、社会全体で支える体制の整備を推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、本市では前計画の基本理念・基本視点を踏襲し、子どもの健やかな成長をみんなのやさしさで支えるまちを目指し、施策推進に取り組みます。

2 > 基本理念

【基本理念】

子どもの健やかな成長を みんなのやさしさで支えるまち 習志野

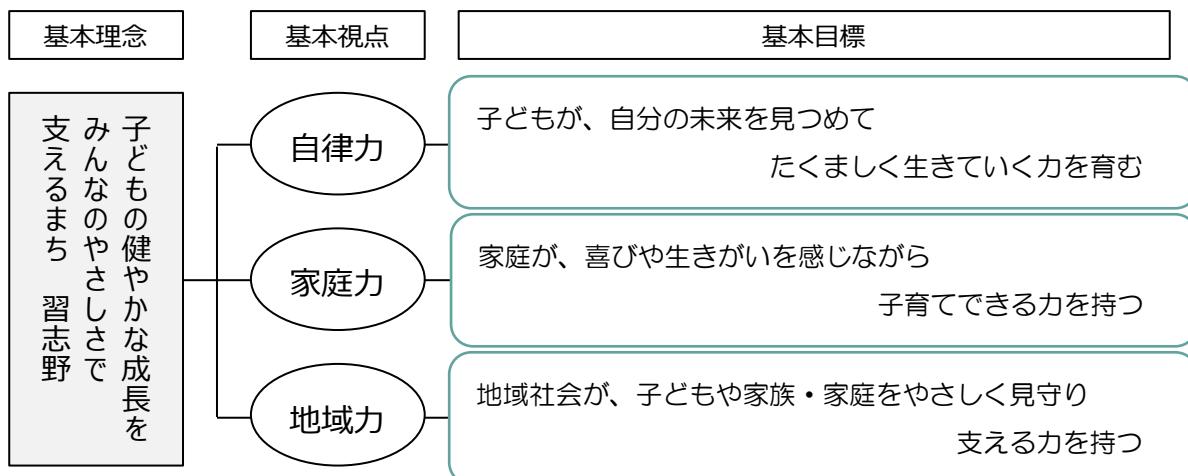
未来を担う子どもたちは、家庭や地域において人と人との結ぶかけがえのない存在です。子どもの健やかな成長を支える営みは、子ども、親（保護者）、地域の人々が共に係わり、共に育ち合い、共に支え合うことで実現できるものです。それがやさしさにあふれるまちづくりとなり、市民一人ひとりの幸せにつながるものと考えます。

本市では、「社会的包容（ソーシャル・インクルージョン）」^{*}の観点のもと、すべての子どもの健やかな成長を実現するために、地域、行政、企業、団体など多様な主体が子育ち・子育て支援の担い手となり、その目的を共有して、子育てを通じて喜びや生きがいを共感することができるよう努めます。また、子どもが安心して育まれ、自分の未来を見つめてたくましく生きていける力を持つことができるために、全ての主体が連携、協力し、「みんなのやさしさで子どもやその家族を支えるまち」づくりに取り組んでまいります。

* ソーシャルインクルージョン…全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと

3 > 基本視点・基本目標

計画策定にあたっての基本視点及び基本目標として、本計画では以下の3項目を掲げます。



【基本視点・目標】

自律力 子どもが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育む

子どもは、未来を担う輝かしい光です。一人ひとりの子どもが、愛され、個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることは、社会を構成するすべての人の役目です。また、子どもの年齢・発達の程度に応じてその意見が尊重され、子どもの最善の利益が保障されなければなりません。その上で、一人ひとりの子どもが、生涯をたくましく生きるために、子ども自身の力で物事を行う「自立力」に加え、自分や周りをコントロールし、自分を律する「自律力」が必要です。

この二つの力は、子ども自身が、人と人とのやさしさのつながりのなかで、命の大切さを知り、人を思いやる心を持ち、他者の存在を認めながら、ありのままの自分を大切にすることで、育まれるものであり、自分の未来を信じ、たくましく生き抜く原動力になります。そこで、本計画では、子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力＝「自律力」という視点をもって策定します。

家庭力 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできる力を持つ

親には子育てについての第一義的な責任があります。

家庭は、子どもが初めて出会う一番小さな社会であり、家庭には子どもがひとり立ちするために、病気や事故などの災いから養護する機能と言葉や知識・技能などを伝達する機能があり、これらの機能は子育ての営みの中で、親から子へ引き継がれ、地域社会の中で支えられてきたものです。

しかし、現状は、核家族化や地域社会の希薄化により、子育て家庭を孤立化させ、子育てに対する負担感や不安感が増し、ネグレクトを含む子どもへの虐待など、子どもの命にもかかわる重大な状況となっています。

子育ては本来、子どもの存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長することができる尊い営みです。この営みを親自身が、喜びや生きがいを感じながら、自分らしく担うことができるために、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない、様々な支援を進めることが重要です。

そこで、本計画では、家庭が喜びや生きがいを感じながら、子育てできる力＝「家庭力」という視点をもって策定します。

地域力 地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り支える力を持つ

地域や社会が親に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることができる支援が重要です。

ファミリー・サポート・センターなどの市民による相互援助活動のほか、子育て支援を行っているNPOや子育てを経験したママ・パパのあたたかい見守り等の支援の輪を広げることで、自分の地域で子どもや親が安心して生活し、一人にならない子育てを営むことが可能となります。

こうした人と人とのやさしさのつながりが、全ての人々の元気の源となり、地域全体の活性化につながると考えます。

そこで、本計画では、地域社会が子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える力＝「地域力」という視点をもって策定します。

4 施策体系

基本理念 子どもが健やかな成長を、みんなのやさしさで支えるまち 習志野

基本視点

基本目標

自律力

1 子どもが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育む

基本方針	基本施策	重点事業
1-1 教育・保育の機会の確保	①基本的な教育・保育事業の整備	(1)待機児童対策 (保育所等)
1-2 子どもが健康でたくましく成長できる教育・保育環境の充実	①保育・学校教育環境等の整備 ②体験活動の機会の充実 ③次世代の意識づくり	(2)待機児童対策 (放課後児童会)
1-3 子どもが安全・安心に暮らせる環境の充実	①施設環境の充実 ②親と子どもにやさしい外出環境の整備 ③防犯・防災対策の推進	

家庭力

2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできる力を持つ

基本方針	基本施策	重点事業
2-1 安心して妊娠・育児ができる一貫した支援の充実	①親と子どもの健康支援の充実	(1)在宅家庭も含めた預けやすい環境の充実 (一時保育・預かり保育)
2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実	①子育てに関する相談窓口・情報提供の充実 ②多様なニーズに応える保育サービスの充実 ③子育て家庭の経済的負担の軽減 ④ひとり親家庭への支援 ⑤特に支援が必要な子どもに対する支援の充実 ⑥障がい児施策の充実	(2)虐待の予防、早期発見と対策 (3)子どもの貧困対策 (4)発達支援の充実
2-3 家庭の教育力の向上	①家庭教育の支援の充実	

地域力

3 地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り支える力を持つ

基本方針	基本施策	重点事業
3-1 地域における子育ち・子育て支援拠点の整備	①地域における子どもの居場所づくり ②地域における子育て支援の拠点づくり	(1)放課後の居場所づくり
2-2 地域における多様なネットワークの活用と充実	①世代間交流の推進 ②地域の人材の知恵や経験を活かす活動の推進 ③地域における子育て支援の充実 ④企業における子育て支援対策の促進	

5 > 重点事業

第2章で整理した課題に対し、課題の解消に向けた取り組みについて、重点事業として以下のとおり定めます。

1. 自律力

(1) 待機児童対策（保育所等）

「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」に基づき、市立幼稚園のこども園化や、市立保育所の私立化により、保育定員の拡大に取り組みます。

また、必要に応じて民間認可保育所や小規模保育事業所等の誘致に取り組みます。

①保育施設の整備予定

施設名	開設予定	予定定員
(仮称)ポピンズナーサリースクールイオンモール津田沼（認可化）	R2	18人
(仮称)みらいつむぎ谷津保育園	R2	19人
(仮称)ひまわり保育園 Sola	R2	19人
(仮称)第一くるみ幼稚園（幼稚園型認定こども園化）	R2	18人
(仮称)京進のほいくえん HOPPA 津田沼ザ・タワー（新設）	R2	96人
民間認可保育所（誘致）	R3	73人
ブレーメン実花こども園（定員増）	R3	3人
(仮称)実穂保育園（保育所化）	R3	18人
向山幼稚園のこども園化	R6	142人
大久保第二保育所の私立化	R6	21人
菊田第二保育所の私立化	R6	105人

(2) 待機児童対策（放課後児童会）

小学校の余裕教室や、小学校内の専用施設のほか、近隣の公共施設等の活用により、放課後児童会の増設に取り組みます。

また、支援員の確保を図るため、民間による運営を推進し、新たに7小学校14児童会の委託化に取り組みます。その際、放課後子ども教室との一体型として9か所整備します。なお、その他の児童会についても、委託環境が整い次第、委託化に取り組みます。

①放課後児童会の整備予定

施設名	開設年度	予定定員
谷津小学校内（プレイルームの整備）	R2	52人
向山第二児童会	R2	45人
谷津南第二児童会（移転）・谷津南第三児童会	R2	114人
鷺沼第三児童会	R3	72人
谷津小学校内（新校舎及び一時校舎への移転）	R3	13人
秋津児童会（移転）	R3	▲8人
大久保第三児童会	R4	70人
谷津第五児童会	R4	50人
谷津第六児童会	R5	50人

第3章 計画の基本的な考え方

施設名	開設年度	予定定員
谷津南第四児童会	R5	50人
つだぬま第四児童会	R6	43人
藤崎第三児童会	R6	50人

②放課後児童会の委託化実施予定

施設名	委託化実施年度
秋津児童会（新規）	R3
東習志野・東習志野第二・東習志野第三児童会（新規）	R3
袖ヶ浦西児童会（新規）	R4
袖ヶ浦東児童会（新規）	R4
屋敷・屋敷第二・屋敷第三児童会（新規）	R5
向山・向山第二児童会（新規）	R5
鷺沼・鷺沼第二・鷺沼第三児童会（新規）	R6
大久保東児童会（更新）	R6
藤崎・藤崎第二児童会（更新）	R6

2. 家庭力

（1）在宅家庭も含めた預けやすい環境の充実

市立幼稚園のこども園化において、一時保育を実施するとともに、市立保育所の私立化や、民間認可保育所等の誘致において、一時保育の実施について検討し、受入定員の拡大を図ります。また、申込みしやすい予約方法を検討し、改善します。

こどもセンター等で一時預かりを行う「ファミサポる～む」の拡大を検討するとともに、会員の増加や周知に努めます。

（2）虐待の予防、早期発見と対策

子ども・子育てに関するあらゆる相談に対し、きめ細やかな対応を図るとともに、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、虐待予防、早期発見体制の強化を図ります。また、「ならしのこどもを守る地域ネットワーク」における研修等の実施などにより、児童相談所や関係機関との連携に努め、児童虐待防止対策に努めます。

民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動も実施します。

（3）子どもの貧困対策

経済的理由によって就学することが困難な児童及び生徒に対し、就学援助費の支給や実費徴収に係る補足給付などを実施するとともに、生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援を行い、高校進学率の向上を図ります。

ひとり親家庭等に対しては、手当等による経済的支援のほか、各種相談に応じ、就労支援などの自立に向けた支援を行います。

また、子育て支援団体との連携を図り、子ども食堂運営事業者とのネットワークなど、支援策について検討し、活動内容の周知等に努めます。

(4) 発達支援の充実

子どもの成長・発達を保護者とともに理解し、よりよい関係性及び個々の力を育むために、適切な指導及び専門的な観点から支援を行います。

個別の教育支援計画に引き継がれる乳幼児個別支援計画を保護者とともに作成し、個に応じた配慮のもと、よりよい関係性を育むために、適切な支援を実施するとともに、支援者間の確実な引継ぎ及び関係機関との密な連携を図ります。加えて、乳幼児期から成人に至るまで切れ目のない支援を実施するために、ライフサポートファイル^{*1}の活用を推進します。

また、各施設に出向き、保育者と保護者を支援する巡回相談を実施するとともに、発達支援に関する研修を充実・強化し、各施設の保育者も含めた職員の資質向上を図ります。

3. 地域力

(1) 放課後の居場所づくり

平成30年9月に国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨・目的は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後児童会と、すべての児童を対象として学習や体験、交流活動を行う放課後子ども教室の一体型^{*2}を中心とした計画的な整備をすることです。

本市では、放課後子ども教室の整備にあたっては、人材及び質の確保の観点から、民間委託による実施を原則とします。放課後児童会と同一事業者への委託を中心に、本計画期間中に11の小学校において実施します。

また、生涯学習複合施設「プラットツ習志野」において、子どもたちの遊びや学習の場として、こどもスペースの開放やプレーパーク等を実施します。

①放課後子ども教室の整備予定

施設名	開設年度	運営方法
大久保東小学校（新規）	R2	委託（単独）
秋津小学校（新規）	R3	委託（放課後児童会と同一事業者）
東習志野小学校（新規）	R3	委託（放課後児童会と同一事業者）
袖ヶ浦西小学校（新規）	R4	委託（放課後児童会と同一事業者）
袖ヶ浦東小学校（新規）	R4	委託（放課後児童会と同一事業者）
藤崎小学校（新規）	R4	委託（単独）
屋敷小学校（新規）	R5	委託（放課後児童会と同一事業者）
向山小学校（新規）	R5	委託（放課後児童会と同一事業者）
香澄小学校（新規）	R5	委託（単独）
実花小学校（新規）	R5	委託（単独）
鷺沼小学校（新規）	R6	委託（放課後児童会と同一事業者）
藤崎小学校（更新）	R6	委託（放課後児童会と同一事業者）
大久保東小学校（更新）	R6	委託（放課後児童会と同一事業者）

*1 ライフサポートファイル…成長・発達に課題のある子どもが、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで途切れることなく、適切な支援を受けられるように子どもの成育歴や受けてきた支援内容などを記録し管理できるファイル

*2 一体型…同一の小学校内等で放課後児童会と放課後子ども教室を実施し、放課後児童会の児童も放課後子ども教室のプログラムに参加できるもの

6 評価指標

本計画に掲げる事業の実施状況を把握・点検しながら着実に実施し、事業の見直しを適切に図っていくため、重点事業に対する年度ごとの事業評価に係る評価指標を次のとおり定めます。

基本 視点	重点事業	現状値	目標
	評価指標		
自律力	1(1)待機児童対策（保育所等）		
	待機児童数【保育所等】	89人 (平成31(2019)年4月1日)	0人 (令和6(2024)年4月1日)
	こども園・幼稚園・保育所に行くことが楽しいと感じる幼児の割合	80.7% (平成30(2018)年度)	85%以上 (令和5(2023)年度)
	1(2)待機児童対策（放課後児童会）		
	待機児童数【放課後児童会】	89人 (平成31(2019)年5月1日)	0人 (令和6(2024)年5月1日)
	安心して楽しく過ごせると感じる児童の割合	96.8% (平成30(2018)年度)	100% (令和5(2023)年度)
家庭力	2(1)在宅家庭も含めた預けやすい環境の充実		
	一時保育キャンセル待ち年間延べ人数 (キャンセル待ち後利用者除く)	2,204人 (平成30(2018)年度)	1,000人以下 (令和5(2023)年度)
	一時保育利用者の満足度		80%以上 (令和5(2023)年度)
	ファミリー・サポート・センター会員数	2,907人 (平成30(2018)年度)	3,000人以上 (令和5(2023)年度)
	2(2)虐待の予防、早期発見と対策		
	相談する相手がない人の割合（未就学児）	1.4% (平成30(2018)年度)	1%以下 (令和5(2023)年度)
	地域子育て支援拠点の（こどもセンター等）利用者の満足度	96.8% (平成30(2018)年度)	97%以上 (令和5(2023)年度)
	2(3)子どもの貧困対策		
	学習支援登録生徒の高校進学率	100% (平成30(2018)年度)	100% (令和5(2023)年度)
	朝食を食べる児童・生徒の割合	未就学児：96.9% 小 学 生：91.8% 中 学 生：85.5% (平成30(2018)年度)	未就学児：97%以上 小 学 生：92%以上 中 学 生：86%以上 (令和5(2023)年度)
	資格取得を目指して養成機関で修業した高等職業訓練促進給付金受給者数	3人 (平成30(2018)年度)	3人以上 (令和5(2023)年度)
地域力	2(4)発達支援の充実		
	ひまわり発達相談センター相談・指導利用者数	727人 (平成30(2018)年度)	750人以上 (令和5(2023)年度)
	ひまわり発達相談センターを利用して心配事が軽減した人の割合	52% (平成30(2018)年度)	84%以上 (令和5(2023)年度)
	3(1)放課後の居場所つくり		
	放課後子ども教室開設数	0か所 (平成31(2019)年3月末)	11か所 (令和6(2024)年3月末)
	放課後子ども教室利用者の満足度		80%以上 (令和5(2023)年度)

第4章

基本施策

(中扉・裏)

1 子どもが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育む

(1-1)教育・保育の機会の確保

<①基本的な教育・保育事業の整備>

事業名	事業の概要	担当課
1 こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編	<p>◆子育ち・子育ての拠点となる市立こども園を、子どもたちが育ち合える、地域に根差した園として、中学校区を基本としながら地域バランスを考慮し整備します。</p> <p>◆市立幼稚園及び保育所は、こども園の整備に伴う統合・閉園、私立化を検討し、再編を推進します。</p> <p>◆再編対象施設の入所者・入所予定者の保護者に対し、再編にかかる事項について情報提供を行い、円滑な移行を推進します。</p>	こども政策課 こども保育課
2 教育・保育施設、小規模保育事業所の充実	<p>◆地域の子どもが、地域の中で育ち合い、健やかに育成される環境を提供できるように、教育・保育ニーズに応じて、必要な施設整備を進めます。</p> <p>◆民間事業者の活用も含め、適切な教育・保育を提供します。</p> <p>◆新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、相談・助言や小規模保育等の連携施設のあっせん等を実施します。</p>	こども政策課 こども保育課
3 放課後児童会の運営	<p>◆各児童会において、小学校1年生から6年生までの児童を受け入れます。</p> <p>◆児童の受け入れのため、小学校の余裕教室等、必要な施設整備を進めます。</p> <p>◆特別な支援を要する児童がいる放課後児童会には、職員を加配します。</p> <p>◆放課後児童支援員を確保し、安定的な児童会運営を図るため、計画的な民間業務委託を実施します。</p>	児童育成課

第4章 基本施策

(1-2)子どもが健康でたくましく成長できる教育・保育環境の充実

<①保育・学校教育環境等の整備>

事業名	事業の概要	担当課
4 乳幼児教育の向上 (保育一元カリキュラム)	◆幼稚園・保育所・こども園の教諭・保育士等を対象とした、理論研修・実技研修を開催し、子どもの育ちと育ち合いを大切にした乳幼児教育の向上に努めます。	こども保育課 幼稚園 保育所 こども園 あじさい療育支援センター
5 開かれた学校づくりの推進	◆開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度を市立小学校15校・市立中学校7校・市立高等学校1校に導入しています。 また、市立小学校1校では、学校運営協議会を設置しています。	指導課 小学校 中学校 習志野高等学校
6 個に応じた多様な指導の充実	◆学校訪問等で授業研究を実施した際、個に応じた指導方法・学習形態の在り方に關して研究・協議を行い、わかる授業についてユニバーサルデザインの観点からと合理的配慮の観点から、きめ細かな指導をします。 ◆少人数指導による積極的な活動により、きめ細かな指導をします。 ◆日本語での学校生活に困難のある児童生徒に対し、在籍する学校(園)の要請に基づき、言語・文化指導者の派遣を行います。 ◆国・市学力調査の結果をもとに課題を探り、課題に応じた授業のあり方や、実践事例を各小中学校に提供していきます。 ◆ICTを活用した学習の周知、推進をしていきます。	指導課 総合教育センター
7 幼稚園・保育所・こども園・小学校関連研修会の推進	◆幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して、保育・授業参観、合同研修会、相互職場交流研修、園児・児童の交流学習等を開催し、相互の連携に努めます。	幼稚園 保育所 こども園 小学校
8 学校健康教育の推進(幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・家庭等)	◆思春期の子どもの心身の健康教育、特に体力向上や健康安全教育(エイズ・自然災害・交通災害・喫煙・薬物乱用・食育等)について指導を行います。	指導課 学校教育課 小学校・中学校
9 青少年・家庭教育相談活動の充実	◆教育相談・特別支援教育相談・青少年テレホン相談において、個々の相談内容に応じて対応・支援します。 ◆幅広い市民の皆様を対象に、来所相談・電話相談・訪問相談等に取り組みます。	総合教育センター

事業名	事業の概要	担当課
10 「食育」の推進 (幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・家庭等)	<p>◆親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を開催し、家庭における「食育」を推進します。</p> <p>◆幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導を実施します。</p> <p>◆中学校区地域保健連絡会等を通して、幼稚園・保育所・こども園・学校との連携を図り、発達段階に応じた食育を実施します。</p>	学校教育課 こども保育課 健康支援課 公民館 幼稚園 保育所 こども園 あじさい療育支援センター 小学校 中学校

<②体験活動の機会の充実>

事業名	事業の概要	担当課
11 キャリア教育の推進(小学生・中学生・高校生)	<p>◆小学生・中学生を対象にした現在ある職業についての学習や職場体験を充実させます。</p> <p>◆高校 3 年間を見通した組織的な進路指導を充実させます。</p> <p>◆特別活動の学級活動を中心としたながら、学校教育全体を通じたキャリア教育を推進します。</p>	指導課 小学校 中学校 習志野高等学校
12 福祉教育の推進	<p>◆社会福祉協議会と連携を図り、福祉教育やボランティア活動に取り組んでいきます。</p> <p>◆勤労精神やボランティア精神を養う体験的な活動を経験するため、中学生の地域美化活動、地域独居老人給食サービスの手伝い、地域敬老会への参加等を推進します。</p>	指導課 小学校 中学校
13 環境教育の推進	<p>◆小学生の環境教育を推進するための一環として、クリーンセンター(リサイクルプラザ・清掃工場)、谷津干潟自然観察センターの施設見学を実施します。</p>	クリーンセンター クリーン 推進課 谷津干潟自然観察センター 公園緑地課
14 鹿野山宿泊保育・学習、富士吉田青年の家学習の充実	<p>◆鹿野山少年自然の家で、自然体験のため宿泊保育・学習を実施します。</p> <p>◆富士吉田青年の家で、自然体験等のため宿泊学習を行います。</p>	こども保育課 指導課 学校教育課
15 青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成	<p>◆自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成を目的に、小学生と中学生で組織される青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成を図ります。</p>	防犯安全課
16 子ども向け防犯教育の徹底	<p>◆子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育の徹底を図ります。</p>	学校教育課 こども保育課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
17 スポーツ教室の開催	◆スポーツ施設等で児童を対象としたスポーツ教室を定期的に開催します。	生涯スポーツ課
18 (新規)子どもの読書活動の推進	◆全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、「習志野市子どもの読書活動推進計画(令和元年度～令和7年度)」に基づき、行政や教育・福祉・保健関係者、地域住民やNPO、ボランティア、事業者等が連携・協力し、それぞれの役割の中で様々な事業に取り組みます。	社会教育課 公民館 図書館 指導課 教育総務課 学校教育課 障がい福祉課 こども保育課 子育て支援課 他関係各課、各施設
19 (新規)科学教育振興	◆本市児童・生徒の旺盛な学ぶ意欲に応じるための場の一環として、総合教育センター(ドーム館)等を活用し、科学的分野を中心に、様々な学習体験ができる「わくわく学びランド」を実施します。	総合教育センター

<③次世代の意識づくり>

事業名	事業の概要	担当課
20 男女共同参画を推進する意識づくり	◆「習志野市第3次男女共同参画基本計画」に基づき、講座の開催やパンフレットの配布等で、男女平等推進のための意識づくりを進めます。	男女共同参画センター
21 「生命と性」への理解の向上	◆自分だけではなく、他人も思いやり、互いのいのちを大切にするための支援の一環として、子ども・保護者に向けて、「生命と性」の大切さを啓発する活動や学習の機会の充実を図り、自分自身が愛されて育てられたということを理解し、自分自身を肯定的に受け止められるように支援します。 ◆幼稚園・こども園・学校・PTA・公民館・健康支援課等の関係機関が連携し、「乳幼児健康相談事業」、「幼稚園健康教育」、「幼児家庭教育学級」、「PTA家庭教育学級」等、それぞれの年代に応じて、一貫した「生命と性」の健康教育を行います。	健康支援課 公民館 幼稚園 保育所 こども園 小学校 中学校 指導課 学校教育課 あじさい療育支援センター

(1-3)子どもが安全・安心に暮らせる環境の充実

<①施設環境の充実>

事業名	事業の概要	担当課
22 小中学校施設の整備	◆学校施設再生計画に基づき、学校施設の大規模改修・長寿命化、改築等を行い、安全で潤いのある教育環境の整備を行います。	教育総務課
23 教育・保育施設補修整備の推進	◆安全で安心な教育・保育環境を保持するため、教育・保育施設の施設整備、改修を計画的に推進します。	こども政策課

<②親と子どもにやさしい外出環境の整備>

事業名	事業の概要	担当課
24 駅、公共施設、道路等のバリアフリー化	◆駅や公共施設における手すりやエレベーターの設置等の整備・改善について関係機関の協力を得ながら促進します。 ◆歩道の段差改善等のバリアフリー化を図ります。	都市政策課 道路課・街路整備課 都市計画課 各施設所管課
25 学校安全の充実	◆①総合的な学校安全計画作成・整備、②学年や年齢にあわせた交通安全教室の充実・指導の徹底、③安全点検の充実・事後処理の徹底、④学校安全関係者の質的向上、⑤学校・行政・地域が連携した通園・通学路の点検・改善整備を図ります。	学校教育課 指導課 こども保育課
26 子育て応援ステーション事業の充実	◆授乳やおむつ交換ができる場等、事業所の協力を得て、乳幼児を連れて安心して外出できる環境を整えます。	子育て支援課
27 公園施設の整備	◆公園施設は、子どもの視点に立った整備に配慮します。	公園緑地課
28 地域住民参加型の公園維持管理	◆一部の公園で、地域住民の協力を得ながら掃除、軽微な遊具点検等の維持管理を推進します。	公園緑地課
29 応急手当普及啓発活動の推進	◆救急救命率の向上を図るため、市民への普通救命講習及び小学生高学年を対象とした救命入門コースを実施します。	警防課
30 公共交通施策の推進による外出利便性の向上	◆身近な交通手段となる公共交通については、地域の特性に適した移動手段の確保に努め、安全に外出できる環境を整えつつ、公共交通事業者と連携し、外出利便性の向上を図ります。 ◆ヘルプマークや障がいのある人に関する標識の周知・啓発を行います。	都市政策課 障がい福祉課 ひまわり発達相談センター

第4章 基本施策

＜③防犯・防災対策の推進＞

事業名	事業の概要	担当課
31 防災力の向上	◆災害から子どもたちを守るため、子どもや保護者を対象とした防災教育(まちづくり出前講座等)や、防災訓練等を実施し、地域で共にかかり共に支え合えるつながりを築きながら防災力の向上を図ります。	危機管理課 学校教育課
32 自主防災組織の拡充及び強化	◆地域における防災活動の中心となる、自主防災組織の拡充と強化を図ります。	危機管理課
33 子ども110番の家の推進	◆児童生徒の緊急回避場所を確保するとともに、不審者出没の抑止力とするため、「子ども110番の家」の拡充を図ります。	青少年センター
(再掲) 16 子ども向け防犯教育の徹底	◆子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育の徹底を図ります。	学校教育課 こども保育課
34 学校・警察連絡制度の充実	◆学校と警察が相互に連絡し、情報の共有化を図りながら、児童・生徒の非行防止や安全確保を図ります。	青少年センター 学校教育課 指導課
35 ケータイ緊急情報サービスの拡大	◆防災情報のほか、火災等の消防情報、緊急時の注意を呼びかける防犯対策情報等を、市民にとっての重要情報としてメールでお知らせするとともに、登録者数の拡大を図ります。	危機管理課
36 安全で安心なまちづくり基本計画等に基づく施策の実施	◆「基本計画」及び「実施計画」に基づき、防犯啓発活動、庁内関係機関及び地域等との連携・ネットワークの整備、防犯パトロールの強化、子どもたちの通学時等における安全確保、地域防犯活動への支援等の施策に積極的に取り組みます。	防犯安全課

2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできる力を持つ

(2-1) 安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実

<①親と子どもの健康支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
37 健康的な食習慣の確立と食育の推進	◆「ママ・パパになるための学級」、「離乳食教室」、「乳幼児健康相談事業」、「食生活なんでも相談」等を通じて、望ましい食生活習慣の確立と食育の推進に向けて、妊娠中から乳幼児期まで一貫した取り組みを関係機関と連携しながら行います。	健康支援課
38 男女共同参画の子育て意識啓発	◆「ママ・パパになるための学級」で、両親の役割を考えるきっかけづくりをします。 ◆妊娠、出産、子育てのための情報を盛り込んだパンフレットの配布等、両親が育児を担えるような支援を行います。	健康支援課 子育て支援課
39 健やかな子を産み育てる体制の充実	◆妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援体制を継続し、思春期保健を含めた親と子の健康づくりを推進します。	健康支援課
40 発育・発達に課題がある児の早期発見・早期支援	◆発育・発達等の課題を早期に把握発見し適切な支援機関につなげます。 ◆保護者の気持ちを受け止め、不安解消につながる相談支援体制の充実を図ります。	健康支援課 子育て支援課 あじさい療育支援センター ひまわり発達相談センター 他関係各課
41 妊娠届から始まる切れ目ない支援	◆「妊娠届出」時に必ず保健師が妊婦やパートナーと面接し、すべての出生児の節目の時期に、地区担当保健師が妊娠・出産・養育面を把握し、妊娠中から就学時まで切れ目ない母子健康支援を行います。	健康支援課
42 ママ・パパになるための学級の充実	◆安心して妊娠・出産子育てに臨めるように、知識・技術を提供する場を設けるとともに、身近な地域での仲間づくりを推進します。	健康支援課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
43 乳児家庭全戸訪問及び乳幼児に対する健康相談の充実	<p>◆助産師による産婦・新生児訪問と母子保健推進員等による生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業により、育児不安の軽減と個別の相談に応じます。</p> <p>◆乳幼児の健康相談等を通して、食事・睡眠・遊び・むし歯予防等の生活習慣や生活リズムについて、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が情報提供を行い、個々の状況にあわせた相談に応じます。</p> <p>◆乳幼児の発育・発達に関する相談については、地域の小児科医や心理職による相談の機会を設け、早期に適切な支援機関につなげます。</p>	健康支援課
44 健康教育の推進	<p>◆子どもの発育・発達にあわせた生活リズムの啓発や生涯を通した健康づくり、ライフサイクルにあわせた「からだ・心・歯の健康」の保持増進を目的とした、子どもとその家族への健康教育にも力を入れていきます。</p>	健康支援課
45 健康診査の充実	<p>◆定期的な妊婦健診を動機づけることにより、安全で安心な分娩と児の出産を支援するため、妊婦健康診査と妊婦歯科健康診査を実施します。</p> <p>◆乳幼児期の健康診査では、発育・発達状況を確認し、課題を早期に発見し、適切な支援機関につなげます。1歳6か月児・3歳児健康診査は、集団検診方式で保護者と心身の発育・発達を確認し、課題や不安について、歯科医師、心理職、言語聴覚士、保健師、栄養士、歯科衛生士等複数の専門職が対応し、医師の診察については、個別受診の機会を設けます。</p>	健康支援課
46 予防接種	<p>◆感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、「予防接種法」に基づく定期予防接種を行います。</p>	健康支援課
47 (新規)歯と口腔の健康づくりの推進	<p>◆全身の健康につながる、歯と口腔の健康づくりに必要な力が身につくよう、情報提供や支援を行います。</p> <p>◆永久歯のむし歯予防、健康格差の解消をめざし、小中学校でのフッ化物洗口を実施します。</p>	健康支援課・学校教育課・小学校・中学校・幼稚園・保育所・こども園、あじさい療育支援センター等

事業名	事業の概要	担当課
48 小児救急医療体制の整備、充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆小児が休日夜間の急病時に、受け入れられる診療体制の充実を図ります。 ◆夜間や休日における一次・二次診療は、習志野市医師会等の関係機関の協力を得るとともに、近隣市の医療機関と連携しながら対応しております。今後も引き続き関係機関の協力を得ながら体制整備を図っていきます。 	健康支援課
49 中学校区地域保健連絡会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆中学校区ごとに実施している地域保健連絡会において、幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・高校・公民館等の関係職員が連携を強化し、保護者や習志野健康福祉センター等、外部関係機関との連絡調整を行いながら、子どもの発育・発達に応じた健康づくりに取り組む体制づくりを進めています。 	健康支援課 学校教育課 他関係各課
50 未熟児養育医療費の給付及び低体重児出生届の受理による保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆出生時体重が2,000g以下、または、身体発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする未熟児に、医療の給付を行うとともに、早期に母子保健活動の中で支援していきます。 	健康支援課

(2-2)すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

<①子育てに関する相談窓口・情報提供の充実>

事業名	事業の概要	担当課
51 家庭児童相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て支援相談室において、子育てに関するあらゆる相談に対し、個々の家庭の状況に配慮したきめ細やかな対応を行います。 	子育て支援課
52 子育て情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育てに関する情報について、わかりやすい紙面や冊子、ホームページ等を作成し、妊娠中から子育て期にあわせた必要な子育て情報を提供します。 ◆スマートフォンを活用した子育てについての情報提供を行います。 ◆広報、ホームページ、パンフレットを通じて、支援が必要なお子さんの子育て情報や相談窓口情報を提供します。 	子育て支援課 健康支援課 ひまわり発達相談センター

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
53 子育てに関する制度の活用推進	<p>◆職業生活と家庭生活の両立に関する制度等について、パンフレットの配布等により情報提供を行い、仕事と家事・育児等の家庭生活や地域活動との調和に向けた意識づくりを推進します。</p> <p>◆育児休業制度、配偶者の出産休暇制度や子の看護休暇制度について、周知・啓発を行います。</p>	男女共同参画センター 子育て支援課
54 子育て支援コンシェルジュの充実	<p>◆子育て支援にかかる認定講座を修了した「子育て支援コンシェルジュ」をこどもセンター・きらっ子ルーム・こども部窓口に配置し、妊娠中から子育て期へと、丁寧に子育てにかかる切れ目のない相談支援を行います。関係機関につなげるなど、地域で安心して子育てが出来るよう支援に努めます。</p>	こども保育課 子育て支援課

<②多様なニーズに応える保育サービスの充実>

事業名	事業の概要	担当課
55(新規) 延長保育・一時預かり・休日保育の充実	<p>◆延長保育・一時預かり・休日保育など、多様な保育サービスの充実を、民間事業者を活用しながら、推進します。</p>	こども政策課 こども保育課
56 ファミリー・サポート・センターの充実	<p>◆育児・家事支援、ショートステイ、こどもセンター・きらっ子ルームで一時預かりを実施し、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。</p> <p>◆ファミリー・サポート・センター事業の提供会員等の確保に努めるとともに、学習会や談話室の充実に努めます。</p>	子育て支援課
57 子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	<p>◆保護者の疾病等の理由により、家庭において養育が一時的に困難な場合に、市が委託する施設において必要な保護を行います。</p>	子育て支援課
58 病児・病後児保育の充実	<p>◆子どもが病気の時に、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な場合において、医療機関に付設された市内2か所の施設で保育を実施します。</p>	子育て支援課
59 公民館の託児付き成人講座の実施	<p>◆公民館で実施する成人向け講座に託児を設けます。</p>	公民館

<③子育て家庭の経済的負担の軽減>

事業名	事業の概要	担当課
60 児童手当の支給	◆0歳から15歳に達する日以後、最初の3月31日まで(中学校修了前)の児童を養育している父母等に手当を支給します。	子育て支援課
61 子どもの医療費等の助成	◆0歳から15歳に達する日以後、最初の3月31日まで(中学校修了前)の子どもの保険診療による医療費等の一部または全部を助成します。	子育て支援課
62 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	◆子育てのための施設等利用給付にあわせて、私立幼稚園の副食費助成対象者に主食費を助成します。その他、給付手続きの負担軽減を図っていきます。	こども保育課
63 実費徴収に係る補足給付を行う事業	◆保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を検討します。	こども保育課

<④ひとり親家庭への支援>

事業名	事業の概要	担当課
64 児童扶養手当の支給	◆父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(心身に基準以上の障害がある場合は、20歳に達する前日まで)の児童を養育しているひとり親家庭等の父母等に手当を支給します。	子育て支援課
65 ひとり親家庭等医療費等の助成	◆18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(心身に基準以上の障害がある場合は、20歳に達する前日まで)の児童を養育するひとり親家庭等の父母等の保険診療による医療費等の一部を助成します。	子育て支援課
66 ひとり親家庭自立支援員による相談の実施	◆母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭を対象に、生活一般、就業、児童の養育等についての相談に応じ、自立に向けて必要な支援を行います。 ◆「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭、寡婦を対象に、事業資金等の福祉資金の貸付相談を行います。	子育て支援課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
67 ひとり親家庭への就労支援	<p>◆就労に必要な知識や技能の習得による、ひとり親の経済的な自立を支援するため、教育訓練講座の受講費用の一部や、高等職業訓練促進給付金等を支給します。</p> <p>◆ひとり親家庭の就労に資するため、ハローワーク船橋と連携し、子育て支援課窓口において出張ハローワークを開催します。</p>	子育て支援課
68 就学援助費の支給	◆経済的理由によって就学することが困難な児童及び生徒に対し、就学援助費を支給します。	学校教育課
69(新規) ひとり親家庭への各種利用料等の軽減	<p>◆ひとり親の就労支援及び育児負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部を助成します。</p> <p>◆婚姻歴のないひとり親で、税制上の寡婦(夫)控除を受けていない世帯に対し、控除相当分を所得から減額し保育料を算定します。</p> <p>◆母子家庭世帯又は父子家庭世帯であって、18歳未満の者を扶養している方及び、その者に扶養されている18歳未満の方は、市営駐輪場の年間利用整理手数料を全額免除します。</p>	子育て支援課 こども保育課 防犯安全課

<⑤特に支援が必要な子どもに対する支援体制の充実>

事業名	事業の概要	担当課
70 適応指導教室の推進	◆不登校児童・生徒の状況に応じた、個別・小集団を通しての指導・支援を行います。	総合教育センター
71 教育相談活動の充実	<p>◆小学校・中学校に児童・生徒教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談活動の充実と、いじめ・不登校等の未然防止と解消に向けて連携を図ります。</p> <p>◆総合教育センターにおける電話相談、来所相談、訪問相談(学校・家庭)への対応や啓発資料の配布等、教育相談活動の充実を図ります。</p>	指導課 総合教育センター
72 共に育ち合う保育の充実	◆より支援の必要性が高い子どもに対しては、職員を加配し、個々に応じた支援を行うことで、集団の中で自己発揮ができるようにするとともに、学級の中で子ども同士が学び合い、育ち合う保育を行います。	こども保育課
73 養育支援家庭訪問の実施	◆育児支援が必要な家庭に対し相談員や保健師等が、子育て支援サービスや情報の提供を行うとともに、子育てに関して専門的な指導及び支援を家庭訪問により実施します。	子育て支援課 健康支援課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
74 虐待の予防、早期発見と対策、防止	<p>◆ならしのこどもを守る地域ネットワークの調整機関として、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関との連携に努めるとともに、研修等を開催し、ネットワークの充実を図ります。</p> <p>◆児童相談所や関係機関との連携に努め、児童の虐待防止対策に努めます。</p> <p>◆健康相談や健康診査、訪問指導等の機会に児童虐待の予防及び早期発見に努め、関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。</p> <p>◆民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動も実施します。</p> <p>◆児童への心理的虐待にあたるDVについて、関係機関と連携し、支援に努めます。</p>	子育て支援課 健康支援課 こども保育課 指導課 青少年センター 児童育成課 幼稚園・保育所・こども園 小学校・中学校 男女共同参画センター ひまわり発達相談センター 総合教育センター 生活相談課 障がい福祉課
75 個別の状況に応じた継続的な発達支援の充実	<p>◆成長・発達に関する総合的な相談を一人一人のニーズに応じて進めていくために、保護者の気持ちを受けとめることを大切に行います。子どもの成長・発達の実際を、保護者とともに理解し、よりよい関係性及び個々の力を育むために、適切な指導及び専門的な観点から支援を行います。</p> <p>◆個別の教育支援計画に引き継がれる乳幼児個別支援計画を保護者とともに作成し、個に応じた配慮のもと、よりよい関係性を育むために、適切な支援を実施します。 支援者間の確実な引継ぎ及び関係機関との密な連携を図り、乳幼児期から成人に至るまで切れ目のない支援を実施するために、ライフサポートファイルの活用を推進します。</p> <p>◆幼稚園・保育所(園)・こども園等に出向き、生活場面における子どもの育ち及び子ども同士の育ち合いに寄り添う保育者と保護者を支援する巡回相談を行います。</p> <p>◆発達支援に関する研修を充実・強化し、子どもの育ちと子ども同士の育ち合いを支援できる職員の資質向上を図ります。</p> <p>◆子どもの育ちや子育てなどに心配のある保護者同士が思いを分かち合い、支え合える関係性でつながれるよう仲間づくりの場をつくります。</p>	ひまわり発達相談センター 指導課 小学校 中学校 子育て支援課 こども保育課 幼稚園 保育所 こども園 あじさい療育支援センター 総合教育センター 他関係各課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
76 療育と家庭支援、相談支援の充実	<p>◆知的又は発達に障がいや課題のある児童に、基本的な生活習慣の確立と社会生活への適応性を高めるため、保護者と連携を図りながら療育を行います。</p> <p>◆肢体等に障がいや課題のある児童に、療育や肢体等の運動機能支援・生活動作支援を行い、児童とその家族を支援します。</p> <p>◆民間事業者と連携し、支援の充実を図っていきます。</p> <p>◆日常生活全般に関する相談や情報提供、サービス等利用計画の作成及び、継続的なモニタリングによる相談支援を行います。</p>	あじさい療育支援センター
77 発達支援施策の充実	<p>◆関係機関との連携に努め、ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、発達支援のネットワークや取り組みの充実を図るとともに、市民協働で発達支援施策の推進を図っていきます。</p>	ひまわり発達相談センター 障がい福祉課 子育て支援課・健康支援課 こども保育課 指導課 幼稚園・保育所・こども園 小学校・中学校 あじさい療育支援センター
78 子どもの学習・生活支援事業	<p>◆生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援を行い、高校進学率の向上を図ります。また、学習支援のみならず生活習慣・育成環境の改善に関する支援も強化します。</p>	生活相談課

<⑥障がい児施策の充実>

事業名	事業の概要	担当課
79 補装具・日常生活用具の給付	<p>◆障がいを補うために、補聴器、装具、車椅子等の補装具費を支給や日常生活をサポートするために手すり、スロープ、入浴補助用具等を給付します。</p>	障がい福祉課
80 障害福祉サービス、地域生活支援事業の利用促進	<p>◆地域で安心して生活できるようになるための支援の一環として、家庭において障がい児を一時的に介護できない時に、施設等での預かりや、活動の場の提供等により、見守りや社会に適応する訓練等を行うサービス環境の整備を促進します。</p>	障がい福祉課 ひまわり発達相談センター
81 障がい児通所支援の利用促進	<p>◆日常生活に必要な生活習慣や社会性、コミュニケーション能力を身につけるための、障がい児を対象とした療育や訓練等を受けることができる施設の周知及び利用の促進をすることにより、子育てを支援していきます。</p>	障がい福祉課 ひまわり発達相談センター

事業名	事業の概要	担当課
82 特別児童扶養手当の支給	◆「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している方に、手当を支給します。	障がい福祉課
83 障害児福祉手当の支給	◆常時介護を必要とする在宅の重度の障がいがある20歳未満の児童本人に対し、手当を支給します。	障がい福祉課
84 重度心身障害児医療費の助成	◆重度心身障害児を対象に、医療費の一部を助成します。	障がい福祉課
85 福祉タクシー運賃助成	◆一定の要件に該当する障がい児に対し、タクシー利用費用の一部を助成します。	障がい福祉課
86 特別支援教育就学奨励費の補助	◆特別支援教育を受ける児童及び生徒を養育する世帯を対象に就学奨励費を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
87 相談支援事業	◆障がいのある児童、家族、関係機関等に対して相談及び情報提供、社会参加の促進等の支援を行います。	障がい福祉課

(2-3)家庭の教育力の向上

＜①家庭教育への支援の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
88 PTA家庭教育学級の充実	◆PTA会員(情緒学級を含む)を対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係等、家庭教育の諸問題や親の対応について学習します。	公民館
89 ブックスタート事業の充実	◆ 生後4か月の子どもを対象に、4か月児健康相談終了後、民生委員児童委員の協力のもと、読み聞かせの大切さを伝え、絵本とコットンバッグをお渡しします。 ◆誕生記念として特別にデザインした図書館カードを、ブックリストとともに新生児に配付し、登録を促進します。	子育て支援課 図書館
90 育児講座等の充実	◆公民館で乳幼児を持つ親を対象に、乳幼児の健康や遊び、心理、心と体の発達、一人一人違う子どもの育ち等、子育てに関する講座を実施し親同士がつながる機会をつくります。 ◆「ほめて伸ばす子育てトレーニング講座」について、関係機関との連携により実施します。	公民館 子育て支援課
91 幼児家庭教育学級の充実	◆公民館で3歳児の親を対象に、様々な角度から子育てに関する講座を実施します。	公民館

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
(再掲) 10 「食育」の推進 (幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・家庭等)	<p>◆親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を開催し、家庭における「食育」を推進します。</p> <p>◆幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導を実施します。</p> <p>◆中学校区地域保健連絡会等を通して、幼稚園・保育所・こども園・学校との連携を図り、発達段階に応じた食育を実施します。</p>	学校教育課 こども保育課 健康支援課 公民館 幼稚園 保育所 こども園 あじさい療育支援センター 小学校 中学校
(再掲) 37 健康的な食習慣の確立と食育の推進	◆「ママ・パパになるための学級」、「離乳食教室」、「乳幼児健康相談事業」、「食生活なんでも相談」等を通じて、望ましい食生活習慣の確立と食育の推進に向けて、妊娠中から乳幼児期まで一貫した取り組みを関係機関と連携しながら行います。	健康支援課
(再掲) 44 健康教育の推進	◆子どもの発育・発達にあわせた生活リズムの啓発や生涯を通した健康づくり、ライフサイクルにあわせた「からだ・心・歯の健康」の保持増進を目的とした、子どもとその家族への健康教育にも力を入れていきます。	健康支援課

3 地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り支える力を持つ

(3-1) 地域における子育ち・子育て支援拠点の整備

<①地域における子どもの居場所づくり>

事業名	事業の概要	担当課
92 子ども広場事業の実施	◆公民館の空いている部屋を利用し、子どもたち誰もが安全・安心な放課後を過ごせるよう子どもの居場所を確保します。	社会教育課・公民館
93(新規) こどもスペースの開放とプレーパーク等の実施	◆生涯学習複合施設「プラット習志野」において、子どもたちの遊びの場や学習の場として、こどもスペースを開放するとともに、季節行事やイベント等を実施します。 また、こどもスペースと中央公園を連動させたプレーパークも実施します。	社会教育課
94 子ども講座の充実	◆学校が休みの土曜日・日曜日や長期休業日に、親子、異年齢の様々な子どもとのふれあいや豊かな心を育てる目的として実施している、子ども講座の充実を図ります。	公民館
95 学校体育施設の開放	◆土曜日・日曜日・祝日の市内小学校の校庭・体育館を開放することで、あらゆる子ども達がスポーツや運動等を行う場や機会を提供します。	生涯スポーツ課
96 放課後子ども教室の実施	◆放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などの機会を提供する放課後子ども教室の整備を進める必要があります。 ◆地域の実情に応じ、小学校の余裕教室や特別教室、体育館、運動場等の活用を図りながら、放課後児童会の児童も共通活動に参加することができるよう、一体型な事業実施を目指して、施設整備や職員間の連携を行います。	社会教育課 児童育成課

第4章 基本施策

<②地域における子育て支援の拠点づくり>

事業名	事業の概要	担当課
97 地域子育て支援事業の充実	<p>◆就学前の子どもと親が自由に遊び交流する場として、子育てに関する情報提供や学習会等を実施します。また、土曜日と日曜日に開館することで、保護者の育児を支援します。</p> <p>◆地域で安心して子育てができるよう、「子育て支援コンシェルジュ」による相談の充実に努めます。</p> <p>◆こども園にこどもセンターを併設し、地域の子ども達が育ち合える子育て拠点を整備します。</p>	子育て支援課 こども保育課 こども政策課

(3-2)地域における多様なネットワークの活用と充実

<①世代間交流の推進>

事業名	事業の概要	担当課
98 地域交流事業の充実	◆学校支援ボランティア等の地域の人材や教材等の授業への活用と地域との交流を推進します。	小学校 中学校 指導課
99 中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実	◆中学校家庭科、総合的な学習の時間等の授業の一環として中学生と幼稚園児や保育所児、こども園児との交流を実践します。	中学校 幼稚園 保育所 こども園 指導課
100 地域参加型学校行事の推進	◆学校行事に保護者・地域の高齢者等を招待し、地域との連帯意識を育み、人間性豊かな児童・生徒を育成します。	指導課 小学校 中学校

<②地域の人材の知恵や経験を生かす活動の推進>

事業名	事業の概要	担当課
101 青少年健全育成の推進	<p>◆子ども会育成会・青少年相談員等の事業を支援し、青少年の健全育成を推進します。</p> <p>◆ボーイスカウト・ガールスカウト・スポーツ少年団等、青少年育成団体の事業を支援し、青少年の健全育成を推進します。</p>	社会教育課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
(再掲) 56 ファミリー・サポートセンターの充実	<p>◆育児・家事支援、ショートステイ、地域子育て支援拠点で一時預かりを行う「ファミ・サポる～む」を実施し、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。</p> <p>◆ファミリー・サポート・センター事業の提供会員等の確保に努めるとともに、学習会や談話室の充実に努めます。</p>	子育て支援課
102 地域の人材の活用	<p>◆こどもセンターやきらっ子ルームで開催する行事等において、地域の方々と交流するとともに、人材を有効に活用します。</p> <p>◆公民館主催講座や市民文化祭等では、子どもたちが参加できるように工夫するほか、サークル活動の発表等を通じて交流を図ります。</p>	子育て支援課 こども保育課 こども園 公民館
103 子育て支援団体との連携	<p>◆地域での子育て支援を推進するため、子育て支援に様々な形で関わっている団体等と連携し、支援を行います。</p> <p>◆子ども食堂運営事業者とのネットワークを構築し、情報交換や支援策について検討し、活動内容の周知等に努めます。</p>	子育て支援課 こども政策課

＜③地域における子育て支援の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
104 余裕教室の有効活用	◆余裕教室の活用は、学校運営面から一義的には各学校が活用を検討します。その活用状況を踏まえ、支障がない範囲で他の用途的利用を学校と協議の上実施します。	教育総務課 小学校 中学校
(再掲) 88 PTA家庭教育学級の充実	◆PTA会員を対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係等、家庭教育の諸問題や親の対応について学習します。	公民館
105 保育所・こども園における地域開放活動の充実	◆子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、育儿情報の提供の場として、保育所・こども園を地域に開放します。	保育所 こども園 こども保育課
106 幼稚園・こども園における子育てふれあい広場の充実	◆親子、親同士、子ども同士、園児との交流、遊びの紹介、子育て相談等の場として、幼稚園・こども園を地域に開放します。	幼稚園 こども園 こども保育課
107 NPO 法人や育児サークル等への支援	◆親同士の情報交換と育児の仲間づくりを進めるため、場所の提供や NPO 法人や育児サークル等の育成・交流等の支援を行います。	子育て支援課 公民館 協働政策課

第4章 基本施策

＜④企業における子育て支援対策の促進＞

事業名	事業の概要	担当課
108 企業における男女共同参画の啓発	<p>◆企業が男女共同参画についての理解を深めるため、国・県・関係機関等が発行するパンフレット等の配布や、習志野商工会議所と連携した周知・啓発を行います。</p> <p>◆市内企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを啓発し、子育て支援先端企業認証制度を推進します。</p>	男女共同参画センター こども政策課

第5章

必要量と確保方策

(中扉・裏)

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、提供体制の確保内容、実施時期を確保方策として示さなければならないとされています。

■子ども・子育て支援法第61条第2項(抜粋)

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

■国の区域設定における考え方

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

第5章 必要量と確保方策

(2) 教育・保育提供区域

本市の総面積は 20.97 km²と県内では比較的小さな面積となっているものの、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。

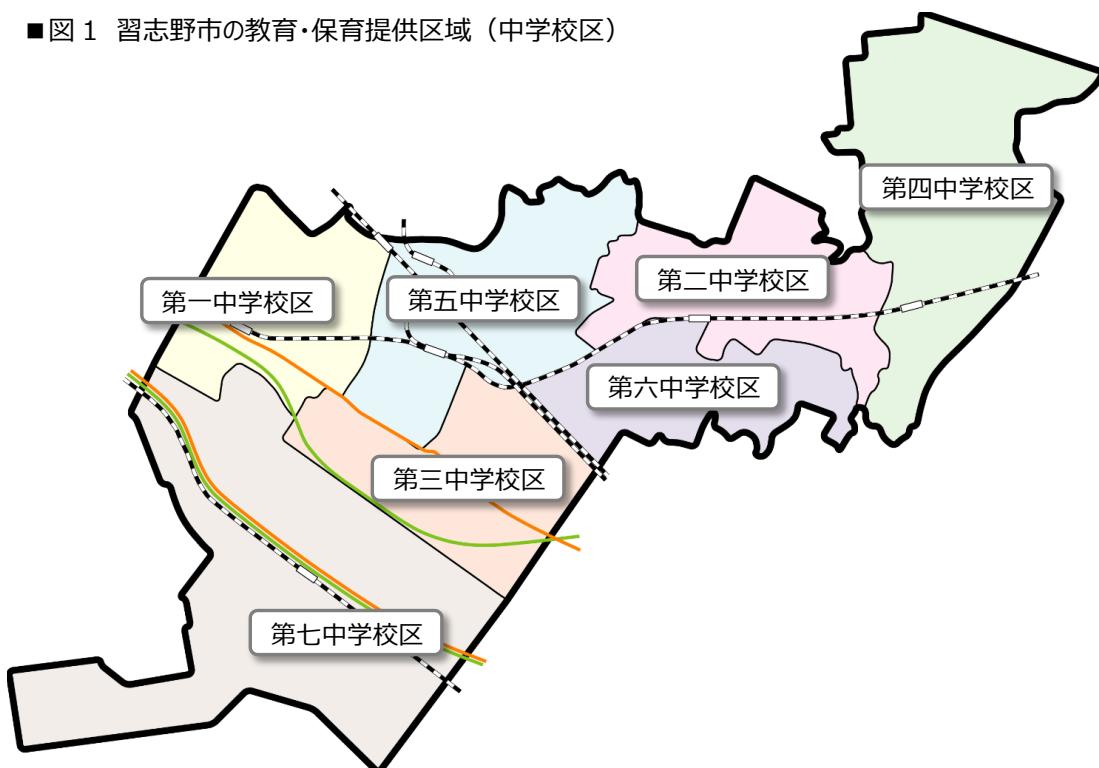
交通面では、主要交通である鉄道で5路線7駅が設置され、市内どの地域からも約2kmで駅へ行くことができ、また、京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道14号・国道357号の国道等が整備されており、交通網が発達しています。

本市における主な区域分けは、16 小学校区、7 中学校区、更に市民と行政の協働によるまちづくりを推進するにあたり 14 のコミュニティを編成しています。

このようななかで、前計画と同様、市としても適正な需給調整が可能である「中学校区」を本市の教育・保育提供区域とします。

なお、教育・保育提供区域を越えた広域的な提供体制が必要な事業については、市全域を1つの教育・保育提供区域とし、小学校単位で事業を実施している放課後児童健全育成事業については「小学校区」を教育・保育提供区域とします。

■図1 習志野市の教育・保育提供区域（中学校区）



第5章 必要量と確保方策

■表 1 量の見込みと確保方策を定めるべき事業と教育・保育提供区域について

区分	事業の名称	教育・保育 提供区域の数
教育 ・ 保育	教育（1号）	1区域
	保育（2号・3号）	7区域
地域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	延長保育事業	7区域
	放課後児童健全育成事業	16区域
	地域子育て支援拠点事業（こどもセンター等）	7区域
	一時預かり事業 (幼稚園在園児による利用分：1号認定・2号認定)	1区域
	一時預かり事業（幼稚園在園児以外の利用分） (ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童対象）	7区域
	利用者支援事業	1区域
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	1区域
	乳児家庭全戸訪問事業	1区域
	養育支援訪問事業	1区域
	病児保育事業	1区域
	ファミリー・サポート・センター事業（就学児童対象）	1区域
	妊婦健康診査事業	1区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域

第5章 必要量と確保方策

2 教育の必要量と確保方策

(1)教育の必要量と確保方策について

現状

○令和元年度時点では、こども園8施設、市立幼稚園6施設、私立幼稚園4施設が整備されています。

■表2 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

年齢	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
3歳	必要量(A)	748	709	683	648	636
	確保方策(B)	576	601	601	601	631
	需給差(B-A)	▲172	▲108	▲82	▲47	▲5
4歳	必要量(A)	788	755	702	678	643
	確保方策(B)	1,354	1,354	1,354	1,354	1,279
	需給差(B-A)	566	599	652	676	636
5歳	必要量(A)	793	808	762	710	686
	確保方策(B)	1,354	1,354	1,354	1,354	1,279
	需給差(B-A)	561	546	592	644	593
合計	必要量(A)	2,329	2,272	2,147	2,036	1,965
	確保方策(B)	3,284	3,309	3,309	3,309	3,189
	需給差(B-A)	955	1,037	1,162	1,273	1,224

確保方策

○現在の整備状況では、3歳児で供給不足が生じます。この不足については、市内私立幼稚園、こども園及び市立こども園においてこの受け入れ枠を整え対応します。具体的には、杉の子こども園、大久保こども園において、令和3(2021)年度から3歳児定員を、それぞれ20人に拡大するとともに、令和6(2024)年度に向山幼稚園を市立こども園化し、3歳児の定員を30人拡大します。

また、計画期間外ですが、令和7(2025)年度に藤崎幼稚園を市立こども園化し、3歳児の定員を拡大予定です。

なお、市立幼稚園では、集団教育の観点から、将来的に4歳児、5歳児とともに児童数が10人以下となることが見込まれた場合、市立こども園との統合を検討します。

さらに、将来的に就学前教育児童数の減少により、必要量が大きく減少した場合、市は教育機会の確保、特別支援教育、幼児教育の研究、人材育成などの役割を踏まえたうえで、市立施設の定員調整を行います。また、私立幼稚園におけるこども園化など、保育需要への柔軟な対応を支援します。

第5章 必要量と確保方策

■表3 現在の整備状況（教育）

<単位：人>

区域	施設名	種別	開設年度	合計	
第一中 学校区	谷津幼稚園	市立幼稚園	既設	210	507
	向山幼稚園	市立幼稚園	既設	210	
	第一くるみ幼稚園	私立幼稚園	既設	360	
	第一くるみ幼稚園	私立幼稚園	R2 こども園移行	▲ 360	
	(仮称)第一くるみ幼稚園	こども園	R2	207	
	向山幼稚園	市立幼稚園	R6 こども園移行	▲ 210	
	(仮称)向山こども園	こども園	R6	90	
第二中 学校区	大久保東幼稚園	市立幼稚園	既設	210	750
	大久保こども園	こども園	既設	70	
	大久保こども園	こども園	R3 定員拡大	10	
	習志野みのり幼稚園	私立幼稚園	既設	400	
	みのりつくしこども園	こども園	既設	60	
第三中 学校区	袖ヶ浦こども園	こども園	既設	142	142
第四中 学校区	東習志野こども園	こども園	既設	140	770
	みもみ幼稚園	私立幼稚園	既設	300	
	ホーリネス幼稚園	私立幼稚園	既設	270	
	ブレーメン実花こども園	こども園	既設	60	
第五中 学校区	津田沼幼稚園	市立幼稚園	既設	210	620
	藤崎幼稚園	市立幼稚園	既設	140	
	幼保連携型認定こども園青葉幼稚園	こども園	既設	270	
第六中 学校区	屋敷幼稚園	市立幼稚園	既設	210	340
	杉の子こども園	こども園	既設	115	
	杉の子こども園	こども園	R3 定員拡大	15	
第七中 学校区	新習志野こども園	こども園	既設	60	60
計画期間中の確保方策合計				3,189	

3 > 保育の必要量と確保方策

○保育需要に対する供給施設の区域間調整

- 各教育・保育提供区域における保育需要に対しては、当該区域内の供給施設により対応することが基本となります。保護者の通勤経路等の事情により実態としては必ずしも居住している区域内の施設に入所していない状況もあります。
- このような実態等を考慮しながら、供給施設の区域間調整を行うことにより、確保方策の実施に伴い各提供区域において過剰供給となることを抑止します。

■表4 教育・保育提供区域間で調整を行う施設

施設名	所在区域	供給区域1	供給区域2
大久保第二保育所 (仮称) 大久保第二保育園	第二中学校区	第二中学校区 (8/10)	第六中学校区 (2/10)
かすみ保育園	第七中学校区	第三中学校区 (2/10)	第七中学校区 (8/10)
谷津南保育所	第七中学校区	第一中学校区 (5/10)	第七中学校区 (5/10)

(1) 市全域

現状

○令和元年度時点では、こども園8施設、保育所18施設、小規模保育事業所10施設が整備されています。

○また、認可外保育施設が6施設あります。

■表5 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	264	284	293	308	319
	確保方策(B)	309	330	330	330	339
	認可外保育施設含む	342	363	363	363	372
	需給差(B-A)	45	46	37	22	20
	認可外保育施設含む	78	79	70	55	53
1・2歳児 (3号認定)	必要量(A)	1,292	1,291	1,273	1,281	1,297
	確保方策(B)	1,106	1,173	1,173	1,173	1,239
	認可外保育施設含む	1,253	1,320	1,320	1,320	1,386
	需給差(B-A)	▲186	▲118	▲100	▲108	▲58
	認可外保育施設含む	▲39	29	47	39	89
3~5歳児 (2号認定)	必要量(A)	1,854	1,966	1,978	1,972	1,939
	確保方策(B)	1,925	2,027	2,027	2,027	2,220
	認可外保育施設含む	2,049	2,151	2,151	2,151	2,344
	需給差(B-A)	71	61	49	55	281
	認可外保育施設含む	195	185	173	179	405
合計	必要量(A)	3,410	3,541	3,544	3,561	3,555
	確保方策(B)	3,340	3,530	3,530	3,530	3,798
	認可外保育施設含む	3,644	3,834	3,834	3,834	4,102
	需給差(B-A)	▲70	▲11	▲14	▲31	243
	認可外保育施設含む	234	293	290	273	547

確保方策

○計画期間中に3か所の認可保育所、2か所のこども園、3か所の小規模保育事業を整備するとともに、2か所の市立保育所を私立化して整備することで、認可外保育施設の利用と合わせて、待機児童が解消されるものと想定しています。

第5章 必要量と確保方策

(2)第一中学校区

現状
○令和元年度時点では保育所6施設、小規模保育事業所3施設が整備されています。
○また、認可外保育施設等が2施設あります。
○奏の杜の開発に伴う人口増加により、保育需要の増加が著しい地域です。

■表6 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児 (3号認定)	必要量（A）	83	97	99	105	107
	確保方策（B）	75	90	90	90	98
	認可外保育施設含む	99	114	114	114	122
	需給差（B-A）	▲8	▲7	▲9	▲15	▲9
	認可外保育施設含む	16	17	15	9	15
1・2歳児 (3号認定)	必要量（A）	492	456	408	405	403
	確保方策（B）	323	378	378	378	422
	認可外保育施設含む	438	493	493	493	537
	需給差（B-A）	▲169	▲78	▲30	▲27	19
	認可外保育施設含む	▲54	37	85	88	134
3～5歳児 (2号認定)	必要量（A）	591	675	701	679	617
	確保方策（B）	507	606	606	606	696
	認可外保育施設含む	593	692	692	692	782
	需給差（B-A）	▲84	▲69	▲95	▲73	79
	認可外保育施設含む	2	17	▲9	13	165
合計	必要量（A）	1,166	1,228	1,208	1,189	1,127
	確保方策（B）	905	1,074	1,074	1,074	1,216
	認可外保育施設含む	1,130	1,299	1,299	1,299	1,441
	需給差（B-A）	▲261	▲154	▲134	▲115	89
	認可外保育施設含む	▲36	71	91	110	314

第5章 必要量と確保方策

確保方策

○令和5年度当初の時点で、認可外保育施設等の利用と合わせて、待機児童が解消されるものと想定しています。

■表7 第一中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
アスクかなでのもり保育園	保育所	既設	80
谷津保育所		既設	109
谷津南保育所（5/10）		既設	80
アスクかなでのもり第2保育園		既設	120
キッズ☆ガーデン奏の杜園		既設	120
谷津みのり保育園		既設	138
そらまめ保育園 かなでの杜		既設	150
サンライズキッズ保育園奏の杜園	小規模保育事業所	既設	18
杜の子保育園		既設	19
サンライズキッズ保育園谷津園		既設	15
(仮称)みらいつむぎ谷津保育園		R2.4	19
(仮称)ひまわり保育園 Sola		R2.4	19
(仮称)第一くるみ幼稚園（幼稚園型認定こども園）	こども園	R2.4	18
(仮称)京進のほいくえんHOPPA津田沼ザ・タワー	保育所	R2.8	96
民間認可保育所		R3.4	73
(仮称)向山こども園	こども園	R6.4	142
計画期間中の確保方策合計			1,216
キッズ☆ガーデン津田沼駅前園	認可外	既設	120
そらまめ幼保園津田沼駅前第二		既設	105
計画期間中の認可外保育施設合計			225
計画期間中の確保方策合計（認可外保育施設等含む）			1,441

第5章 必要量と確保方策

(3) 第二中学校区

現状

○令和元年度時点では、保育所1施設、こども園2施設、小規模保育事業所2施設が整備されています。

○また、認可外保育施設等が1施設あります。

■表8 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	31	30	31	32	32
	確保方策(B)	43	43	43	43	43
	認可外保育施設含む	43	43	43	43	43
	需給差(B-A)	12	13	12	11	11
	認可外保育施設含む	12	13	12	11	11
1・2歳児 (3号認定)	必要量(A)	140	147	139	135	136
	確保方策(B)	134	134	134	134	140
	認可外保育施設含む	141	141	141	141	147
	需給差(B-A)	▲6	▲13	▲5	▲1	4
	認可外保育施設含む	1	▲6	2	6	11
3～5歳児 (2号認定)	必要量(A)	215	238	245	239	237
	確保方策(B)	215	215	215	215	225
	認可外保育施設含む	236	236	236	236	246
	需給差(B-A)	0	▲23	▲30	▲24	▲12
	認可外保育施設含む	21	▲2	▲9	▲3	9
合計	必要量(A)	386	415	415	406	405
	確保方策(B)	392	392	392	392	408
	認可外保育施設含む	420	420	420	420	436
	需給差(B-A)	6	▲23	▲23	▲14	3
	認可外保育施設含む	34	5	5	14	31

第5章 必要量と確保方策

確保方策

○令和6年度当初の時点で、認可外保育施設等の利用と合わせて、待機児童が解消されるものと想定しています。

■表9 第二中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
大久保第二保育所(8/10)	保育所	既設	101
ひまわり保育園 2nd	小規模保育 事業所	既設	18
ひまわり保育園		既設	18
みのりつくしこども園	こども園	既設	105
大久保こども園		既設	150
大久保第二保育所(8/10)	保育所	R6.4 私立化	▲ 101
(仮称) 大久保第二保育園(8/10)		R6.4	117
計画期間中の確保方策合計			408
やひろ学園	認可外	既設	28
計画期間中の認可外保育施設合計			28
計画期間中の確保方策合計（認可外保育施設等含む）			436

第5章 必要量と確保方策

(4)第三中学校区

現状

○令和元年度時点では、保育所 1 施設、こども園 1 施設が整備されています。

■表 10 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
0 歳児 (3号認定)	必要量 (A)	21	22	23	24	26
	確保方策 (B)	24	24	24	24	24
	需給差 (B-A)	3	2	1	0	▲2
1・2 歳児 (3号認定)	必要量 (A)	81	84	89	90	92
	確保方策 (B)	74	74	74	74	74
	需給差 (B-A)	▲7	▲10	▲15	▲16	▲18
3~5 歳児 (2号認定)	必要量 (A)	157	144	137	127	130
	確保方策 (B)	154	154	154	154	154
	需給差 (B-A)	▲3	10	17	27	24
合計	必要量 (A)	259	250	249	241	248
	確保方策 (B)	252	252	252	252	252
	需給差 (B-A)	▲7	2	3	11	4

確保方策

○令和 6 年度においても供給不足となる認定区分について、隣接する中学校区等で補うことで確保を図ります。

■表 11 第三中学校区の整備予定（2・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
明徳そでにの保育園	保育所	既設	110
かすみ保育園(2/10)		既設	17
袖ヶ浦こども園	こども園	既設	125
合計			252

(5)第四中学校区

現状

○令和元年度時点では、保育所1施設、こども園2施設、小規模保育事業所2施設が整備されています。

■表12 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	34	36	37	39	41
	確保方策(B)	39	45	45	45	45
	需給差(B-A)	5	9	8	6	4
1・2歳児 (3号認定)	必要量(A)	174	171	182	183	185
	確保方策(B)	148	160	160	160	160
	需給差(B-A)	▲26	▲11	▲22	▲23	▲25
3~5歳児 (2号認定)	必要量(A)	256	270	246	257	254
	確保方策(B)	264	267	267	267	267
	需給差(B-A)	8	▲3	21	10	13
合計	必要量(A)	464	477	465	479	480
	確保方策(B)	451	472	472	472	472
	需給差(B-A)	▲13	▲5	7	▲7	▲8

第5章 必要量と確保方策

確保方策

○令和6年度においても供給不足となる認定区分について、隣接する中学校区等で補うことで確保を図ります。

■表 13 第四中学校区の整備予定（2・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
若松すずみ保育園	保育所	既設	150
実糀保育園	小規模保育事業所	既設	18
キッズスペース weeppee みもみ 2nd		既設	19
東習志野こども園	こども園	既設	152
ブレーメン実花こども園		既設	112
		R3.4 定員増	3
実糀保育園	小規模保育事業所	R3.4 保移行	▲18
(仮称)実糀保育園	保育所	R3.4	36
合計			472

(6)第五中学校区

現状						
○令和元年度時点では、保育所4施設、こども園1施設、小規模保育事業所1施設が整備されています。						
○また、認可外保育施設等が2施設あります。						

■表14 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人

認定区分	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	52	54	56	59	62
	確保方策(B)	68	68	68	68	69
	認可外保育施設含む	68	68	68	68	69
	需給差(B-A)	16	14	12	9	7
	認可外保育施設含む	16	14	12	9	7
1・2歳児 (3号認定)	必要量(A)	231	259	266	265	265
	確保方策(B)	211	211	211	211	225
	認可外保育施設含む	211	211	211	211	225
	需給差(B-A)	▲20	▲48	▲55	▲54	▲40
	認可外保育施設含む	▲20	▲48	▲55	▲54	▲40
3～5歳児 (2号認定)	必要量(A)	316	307	321	346	377
	確保方策(B)	379	379	379	379	469
	認可外保育施設含む	379	379	379	379	469
	需給差(B-A)	63	72	58	33	92
	認可外保育施設含む	63	72	58	33	92
合計	必要量(A)	599	620	643	670	704
	確保方策(B)	658	658	658	658	763
	認可外保育施設含む	658	658	658	658	763
	需給差(B-A)	59	38	15	▲12	59
	認可外保育施設含む	59	38	15	▲12	59

第5章 必要量と確保方策

確保方策

○令和6年度においても供給不足となる認定区分について、隣接する中学校区等で補うことで確保を図ります。

また、計画期間外ですが、令和7年（2025）度に藤崎幼稚園を市立こども園化し、定員を142人拡大予定です。

■表15 第五中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
藤崎保育所	保育所	既設	123
菊田第二保育所		既設	57
ブレーメ津田沼保育園		既設	149
菊田みのり保育園		既設	171
サンライズキッズ保育園津田沼園	小規模保育事業所	既設	19
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園	こども園	既設	121
(仮称)ポピングズナーサリースクールイオンモール津田沼	小規模保育事業所	R2.4	18
菊田第二保育所	保育所	R6.4 私立化	▲ 57
(仮称)菊田第二保育園		R6.4	162
計画期間中の確保方策合計			763
ポピングズ・キッズルーム イオン津田沼	認可外	既設	32
チューリップナーサリー		既設	16
ポピングズ・キッズルーム イオン津田沼		R2.4 小移行	▲ 32
チューリップナーサリー		R2.4 閉所	▲ 16
計画期間中の認可外保育施設合計			0
計画期間中の確保方策合計（認可外保育施設等含む）			763

第5章 必要量と確保方策

(7)第六中学校区

現状

○令和元年度時点では、保育所2施設、こども園1施設、小規模保育事業所1施設が整備されています。

■表16 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
○歳児 (3号認定)	必要量（A）	27	28	30	31	32
	確保方策（B）	35	35	35	35	35
	需給差（B-A）	8	7	5	4	3
1・2歳児 (3号認定)	必要量（A）	131	124	131	140	149
	確保方策（B）	114	114	114	114	116
	需給差（B-A）	▲17	▲10	▲17	▲26	▲33
3~5歳児 (2号認定)	必要量（A）	209	220	210	206	198
	確保方策（B）	195	195	195	195	198
	需給差（B-A）	▲14	▲25	▲15	▲11	0
合計	必要量（A）	367	372	371	377	379
	確保方策（B）	344	344	344	344	349
	需給差（B-A）	▲23	▲28	▲27	▲33	▲30

確保方策

○令和6年度においても供給不足となる認定区分について、隣接する中学校区等で補うことで確保を図ります。

■表17 第六中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
大久保第二保育所(2/10)	保育所	既設	25
本大久保第二保育所		既設	47
COO 本大久保保育園		既設	177
ひまわり保育園3rd	小規模保育事業所	既設	18
杉の子こども園	こども園	既設	77
大久保第二保育所(2/10)	保育所	R6.4 私立化	▲ 25
(仮称) 大久保第二保育園(2/10)		R6.4	30
合計			349

第5章 必要量と確保方策

(8)第七中学校区

現状
○令和元年度時点では、保育所3施設、こども園1施設、小規模保育事業所1施設が整備されています。
○また、認可外保育施設等が1施設あります。

■表18 年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児 (3号認定)	必要量(A)	16	17	17	18	19
	確保方策(B)	25	25	25	25	25
	認可外保育施設含む	34	34	34	34	34
	需給差(B-A)	9	8	8	7	6
	認可外保育施設含む	18	17	17	16	15
1・2歳児 (3号認定)	必要量(A)	43	50	58	63	67
	確保方策(B)	102	102	102	102	102
	認可外保育施設含む	127	127	127	127	127
	需給差(B-A)	59	52	44	39	35
	認可外保育施設含む	84	77	69	64	60
3～5歳児 (2号認定)	必要量(A)	110	112	118	118	126
	確保方策(B)	211	211	211	211	211
	認可外保育施設含む	228	228	228	228	228
	需給差(B-A)	101	99	93	93	85
	認可外保育施設含む	118	116	110	110	102
合計	必要量(A)	169	179	193	199	212
	確保方策(B)	338	338	338	338	338
	認可外保育施設含む	389	389	389	389	389
	需給差(B-A)	169	159	145	139	126
	認可外保育施設含む	220	210	196	190	177

第5章 必要量と確保方策

確保方策

○既存の施設の活用で保育需要を受け止めることができます。

■表 19 第七中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

施設名	種別	開設年度	合計
かすみ保育園(8/10)	保育所	既設	73
秋津保育所		既設	137
谷津南保育所 (5/10)		既設	80
ロゼッタ保育園	小規模保育事業所	既設	18
新習志野こども園	こども園	既設	30
計画期間中の確保方策合計			338
リトルガーデン新習志野	認可外	既設	51
計画期間中の認可外保育施設合計			51
計画期間中の確保方策合計（認可外保育施設等含む）			389

4

地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策

(1) 延長保育事業

○事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

○事業実績

すべての保育所・こども園・小規模保育事業所にて、18時以降実施しています。

■表 20 利用実績

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
入所者数 (標準時間認定者)	1,837 (-)	1,953 (1,775)	2,147 (1,906)	2,231 (2,048)	2,703 (2,516)

各年 4 月時点

○必要量と確保方策

延長保育事業は、保育を利用する子どもはすべて利用する可能性があり、対応できる施設は準備されていることから、必要量は、保育の確保量と同数としました。

また、今後整備する保育所等のすべてで、延長保育事業を実施するため、確保方策は必要量と同数としました。

■表 21 必要量と確保方策

区域	区分	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
第一中学校区	必要量	905	1,074	1,074	1,074	1,216
	確保方策	905	1,074	1,074	1,074	1,216
	需給差	0	0	0	0	0
第二中学校区	必要量	392	392	392	392	408
	確保方策	392	392	392	392	408
	需給差	0	0	0	0	0
第三中学校区	必要量	252	252	252	252	252
	確保方策	252	252	252	252	252
	需給差	0	0	0	0	0
第四中学校区	必要量	451	472	472	472	472
	確保方策	451	472	472	472	472
	需給差	0	0	0	0	0
第五中学校区	必要量	658	658	658	658	763
	確保方策	658	658	658	658	763
	需給差	0	0	0	0	0
第六中学校区	必要量	344	344	344	344	349
	確保方策	344	344	344	344	349
	需給差	0	0	0	0	0
第七中学校区	必要量	338	338	338	338	338
	確保方策	338	338	338	338	338
	需給差	0	0	0	0	0
全体	必要量	3,340	3,530	3,530	3,530	3,798
	確保方策	3,340	3,530	3,530	3,530	3,798
	需給差	0	0	0	0	0

(2)放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

○事業内容

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により専門家庭にいない児童を対象に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る事業です。

○事業実績

市内の16小学校区28児童会で実施しています。

■表24 登録児童数の推移（各年度5月1日現在）

<単位：人>

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
1～3年生	912	995	1,045	1,118	1,268
4～6年生	63	62	64	82	74
全体	975	1,057	1,109	1,200	1,342

○必要量と確保方策

小学校ごとに放課後児童会を設置していることから、小学校の余裕教室等を活用して整備してきましたが、必要量の増加が見込まれる小学校があることから、余裕教室の活用、専用施設の整備、公共施設等を活用し、必要量に対応した放課後児童会を整備します。

■表● 必要量と確保方策

<単位：人>

小学校名	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
袖ヶ浦西	必要量(A)	49	55	52	53	54
	確保方策(B)	100	100	100	100	100
	需給差(B-A)	51	45	48	47	46
大久保	必要量(A)	135	135	145	155	148
	確保方策(B)	130	130	200	200	200
	需給差(B-A)	▲5	▲5	55	45	52
鷺沼	必要量(A)	143	150	154	161	144
	確保方策(B)	138	210	210	210	210
	需給差(B-A)	▲5	60	56	49	66
谷津	必要量(A)	216	256	288	321	349
	確保方策(B)	260	273	323	373	373
	需給差(B-A)	44	17	35	52	24
大久保東	必要量(A)	58	56	63	62	62
	確保方策(B)	98	98	98	98	98
	需給差(B-A)	40	42	35	36	36

第5章 必要量と確保方策

■表● 必要量と確保方策（続き）

<単位：人>

小学校名	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
東習志野	必要量(A)	117	100	109	102	98
	確保方策(B)	150	150	150	150	150
	需給差(B-A)	33	50	41	48	52
実花	必要量(A)	79	85	92	83	80
	確保方策(B)	113	113	113	113	113
	需給差(B-A)	34	28	21	30	33
津田沼	必要量(A)	125	134	137	147	152
	確保方策(B)	147	147	147	147	190
	需給差(B-A)	22	13	10	0	38
向山	必要量(A)	62	65	72	79	87
	確保方策(B)	93	93	93	93	93
	需給差(B-A)	31	28	21	14	6
実糀	必要量(A)	37	43	45	44	46
	確保方策(B)	86	86	86	86	86
	需給差(B-A)	49	43	41	42	40
藤崎	必要量(A)	86	94	99	102	108
	確保方策(B)	102	102	102	102	152
	需給差(B-A)	16	8	3	0	44
屋敷	必要量(A)	113	120	125	117	120
	確保方策(B)	143	143	143	143	143
	需給差(B-A)	30	23	18	26	23
秋津	必要量(A)	53	48	46	51	47
	確保方策(B)	94	86	86	86	86
	需給差(B-A)	41	38	40	35	39
袖ヶ浦東	必要量(A)	52	49	45	45	41
	確保方策(B)	102	102	102	102	102
	需給差(B-A)	50	53	57	57	61
香澄	必要量(A)	51	59	60	57	57
	確保方策(B)	65	65	65	65	65
	需給差(B-A)	14	6	5	8	8
谷津南	必要量(A)	126	149	183	206	230
	確保方策(B)	197	197	197	247	247
	需給差(B-A)	71	48	14	41	17
全体	必要量(A)	1,502	1,598	1,715	1,785	1,823
	確保方策(B)	2,018	2,095	2,215	2,315	2,408
	需給差(B-A)	516	497	500	530	585

第5章 必要量と確保方策

■表● 確保方策の内訳

<単位：人>

小学校名	施設名	開設年度	合計
袖ヶ浦西	袖ヶ浦西児童会	既設	100
大久保	大久保・大久保第二児童会	既設	130
	大久保第三児童会	R4	70
鷺沼	鷺沼・鷺沼第二児童会	既設	138
	鷺沼第三児童会	R3	72
谷津	谷津・谷津第二・谷津第三・谷津第四児童会	既設	208
	谷津小学校内（プレイルームの整備）	R2	52
	谷津小学校内（新校舎及び一時校舎への移転）	R3	13
	谷津第五児童会	R4	50
	谷津第六児童会	R5	50
大久保東	大久保東児童会	既設	98
東習志野	東習志野・東習志野第二・東習志野第三児童会	既設	150
実花	実花・実花第二児童会	既設	113
津田沼	つだぬま第一・つだぬま第二・つだぬま第三児童会	既設	147
	つだぬま第四児童会	R6	43
向山	向山児童会	既設	48
	向山第二児童会	R2	45
実糀	実糀児童会	既設	86
藤崎	藤崎第一・藤崎第二児童会	既設	102
	藤崎第三児童会	R6	50
屋敷	屋敷・屋敷第二児童会	既設	143
秋津	秋津児童会	既設	94
	秋津児童会（移転）	R3	▲8
袖ヶ浦東	袖ヶ浦東児童会	既設	102
香澄	香澄児童会	既設	65
谷津南	谷津南・谷津南第二児童会	既設	83
	谷津南第二児童会（移転）・谷津南第三児童会	R2	114
	谷津南第四児童会	R5	50
計画期間中の確保方策合計			2,408

第5章 必要量と確保方策

(3) 地域子育て支援拠点事業(こどもセンター等)

○事業内容

乳幼児および保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

○事業実績

習志野市こどもセンター（鷺沼）、きらっ子ルーム、こども園こどもセンターで実施しています。

■表● 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
利用実績	89,753	89,043	98,701	108,012	107,286
箇所数	6	6	6	7	7

※利用実績は、市立施設における、子ども及び保護者の利用実績を掲載しています。

○必要量と確保方策

令和 6 年度に 1 か所整備することにより、第五中学校区以外の中学校区で、必要量を上回る施設の整備が出来ます。

また、計画期間外ですが、令和 7 年度に（仮称）藤崎こども園こどもセンター（第五中学校区）を整備することで、すべての教育・保育提供区域（中学校区）での実施を目指します。

■表● 確保方策の内訳

区域	施設名	開設年度
第一中学校区	きらっ子ルームやつ	既設
	（仮称）向山こども園 こどもセンター	令和 6 年
第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	令和 2 年
	みのりつくしこども園こどもセンター	既設
第三中学校区	袖ヶ浦こども園こどもセンター	既設
	習志野市こどもセンター	既設
第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	既設
第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	既設
	きらっ子ルームおくぼ （大久保こども園こどもセンターへ機能移転）	令和 2 年機能停止
第七中学校区	新習志野こども園こどもセンター	既設

第5章 必要量と確保方策

■表● 必要量と確保方策

<単位：確保方策…箇所、その他…人日（年間延べ人数）>

区域	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
第一中学校区	必要量	41,839	39,805	35,510	34,472	33,580
	確保方策	1	1	1	1	2
	【参考】 確保量	16,352	16,352	16,352	16,352	36,500
	需給差	▲ 25,487	▲ 23,453	▲ 19,158	▲ 18,120	2,920
第二中学校区	必要量	15,610	15,520	14,769	14,220	13,943
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】 確保量	31,536	31,536	31,536	31,536	31,536
	需給差	15,926	16,016	16,767	17,316	17,593
第三中学校区	必要量	10,634	10,777	10,972	10,942	10,863
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】 確保量	40,880	40,880	40,880	40,880	40,880
	需給差	30,246	30,103	29,908	29,938	30,017
第四中学校区	必要量	21,354	20,558	21,109	20,863	20,646
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】 確保量	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900
	需給差	546	1,342	791	1,037	1,254
第五中学校区	必要量	24,510	25,042	25,163	25,262	25,321
	確保方策	0	0	0	0	0
	【参考】 確保量	0	0	0	0	0
	需給差	▲ 24,510	▲ 25,042	▲ 25,163	▲ 25,262	▲ 25,321
第六中学校区	必要量	16,647	16,771	16,700	16,545	16,381
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】 確保量	19,564	19,564	19,564	19,564	19,564
	需給差	2,917	2,793	2,864	3,019	3,183
第七中学校区	必要量	11,438	11,747	11,749	11,448	11,170
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】 確保量	11,972	11,972	11,972	11,972	11,972
	需給差	534	225	223	524	802
全体	必要量	142,032	140,220	135,972	133,752	131,904
	確保方策	8	8	8	8	9
	【参考】 確保量	142,204	142,204	142,204	142,204	162,352
	需給差	172	1,984	6,232	8,452	30,448

第5章 必要量と確保方策

(4-1)一時預かり事業(幼稚園在園児による利用分:1号認定・2号認定)

○事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として
雇用において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所に
おいて、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業のうち、「幼稚園型」にあたる事業です。

○事業実績

預かり保育事業として、全ての市立、私立幼稚園、こども園で実施しています。

■表● 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
利用実績	19,289	19,662	19,374	14,863	13,144

※市立幼稚園（市立こども園を含む。）における一時預かり事業の利用実績を掲載しています。

○必要量と確保方策

令和2年度より、市立施設での夏季休業日等の長期休業中の一時預かり事業を実施することにより、需要に応じた確保ができると考えております。

■表● 必要量と確保方策

(単位：人)

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
必要量	66,802	65,166	61,621	58,421	56,398
確保方策	66,802	65,166	61,621	58,421	56,398
需給差	0	0	0	0	0

※市立・私立幼稚園（市立・私立こども園を含む。）における一時預かり事業の必要量と確保方策です。

(4-2)一時預かり事業(幼稚園在園児以外の利用分)

〔 ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童対象(病児・緊急対応強化事業以外))
を含む。 〕

○事業内容

【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業】

乳幼児を子育てしている保護者、援助をするサポーター双方を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

一時預かり事業は、「一時保育事業」として、保育所、こども園等で実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業では、保育所（園）の送迎や短時間の預かりを行う「育児支援事業」やこどもセンター、きらっ子ルームでの一時預かり事業「ファミ・サポる～む」を実施しています。本市のファミリー・サポート・センター事業は、22時まで実施しており、いわゆるトワイライトステイ事業の役割も担っています。

■表● 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
一時預かり事業	10,871	11,703	13,369	12,162	14,777
ファミリー・サポート・センター事業	2,454	2,506	2,238	2,071	2,082
合計	13,325	14,209	15,607	14,233	16,859

第5章 必要量と確保方策

○必要量と確保方策

今後整備する市立こども園で、一時預かり事業の実施を予定していますが、供給不足が発生しているため、今後整備する私立保育所での事業実施を含め、一時預かり事業の需要の変化等を注視しながら、適切な措置を講じます。

なお、計画期間外ですが、令和7年度整備予定の(仮称)藤崎こども園での実施も予定しています。

■表● 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

区域	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
第一中学校区	必要量	6,972	6,591	5,802	5,526	5,324
	確保方策(A)	2,482	2,482	2,482	2,482	4,468
	確保方策(B)	636	636	636	636	636
	需給差	▲3,854	▲3,473	▲2,684	▲2,408	▲220
第二中学校区	必要量	2,601	2,570	2,413	2,279	2,211
	確保方策(A)	1,752	1,752	1,752	1,752	1,752
	確保方策(B)	237	237	237	237	237
	需給差	▲612	▲580	▲424	▲290	▲222
第三中学校区	必要量	1,772	1,784	1,793	1,754	1,722
	確保方策(A)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
	確保方策(B)	162	162	162	162	162
	需給差	2,595	2,583	2,574	2,613	2,645
第四中学校区	必要量	3,558	3,404	3,449	3,344	3,274
	確保方策(A)	2,336	2,336	2,336	2,336	2,336
	確保方策(B)	325	325	325	325	325
	需給差	▲897	▲743	▲788	▲683	▲613
第五中学校区	必要量	4,084	4,146	4,111	4,050	4,015
	確保方策(A)	2,774	2,774	2,774	2,774	2,774
	確保方策(B)	372	372	372	372	372
	需給差	▲938	▲1,000	▲965	▲904	▲869
第六中学校区	必要量	2,774	2,777	2,729	2,652	2,597
	確保方策(A)	2,336	2,336	2,336	2,336	2,336
	確保方策(B)	253	253	253	253	253
	需給差	▲185	▲188	▲140	▲63	▲8
第七中学校区	必要量	1,906	1,945	1,920	1,835	1,771
	確保方策(A)	759	759	759	759	759
	確保方策(B)	174	174	174	174	174
	需給差	▲973	▲1,012	▲987	▲902	▲838
全体	必要量	23,667	23,217	22,217	21,440	20,914
	確保方策(A)	16,644	16,644	16,644	16,644	18,630
	確保方策(B)	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159
	需給差	▲4,864	▲4,414	▲3,414	▲2,637	▲125

※確保方策(A)…確保方策(一時預かり)、確保方策(B)…確保方策(ファミリー・サポート・センター)

第5章 必要量と確保方策

■表● 確保方策（一時保育）の内訳

区域	施設名	開設年度	確保数
第一中学校区	谷津保育所	既設	1,752
	ブレーメン津田沼保育園(1/2)	既設	730
	(仮称)向山こども園	令和6年	1,986
第二中学校区	大久保こども園	既設	1,752
第三中学校区	袖ヶ浦こども園	既設	2,044
	かすみ保育園(2/10)	既設	117
	明徳そでにの保育園	既設	2,044
第四中学校区	東習志野こども園	既設	2,044
	実糀保育園	既設	292
第五中学校区	ブレーメン津田沼保育園(1/2)	既設	730
	菊田みのり保育園	既設	2,044
第六中学校区	杉の子こども園	既設	2,336
第七中学校区	かすみ保育園(8/10)	既設	467
	ロゼッタ保育園	既設	292

第5章 必要量と確保方策

(5)利用者支援事業

○事業内容

【基本型・特定型：子育て支援コンシェルジュ】

子どもや保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、情報提供、必要に応じた相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【母子保健型：母子健康手帳交付室】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する事業です。

○事業実績

【基本型・特定型：子育て支援コンシェルジュ】

市立のこどもセンター・きらっ子ルーム・こども部窓口で、実施しています。

【母子保健型：母子健康手帳交付室】

市庁舎にある母子健康手帳交付室で実施しています。また、予約制で市内5カ所に設置しているヘルスステーションでも実施しています。

■表● 事業実績

<単位：箇所>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
基本型・特定型	1	6	6	7	7
母子保健型	1	1	1	1	1

○必要量と確保方策

【基本型・特定型：子育て支援コンシェルジュ】

身近な施設でのきめ細かい相談に応じることを可能とするため、地域バランスに配慮し、教育・保育提供区域（中学校区）毎に1か所の設置を目指します。

また、計画期間外ですが、令和7年度に第五中学校区にこども園こどもセンターを整備することで、すべての教育・保育提供区域（中学校区）での実施が可能となります。

【母子保健型：母子健康手帳交付室】

現状において、すべて実施できていることから、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

第5章 必要量と確保方策

■表● 必要量と確保方策（基本型・特定型）

<単位：箇所>

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
必要量	7	7	7	7	7
確保方策	8	8	8	8	9

■表● 必要量と確保方策（母子保健型）

<単位：箇所>

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
必要量	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

■表● 確保方策の内訳

	区域	施設名	開設年度
基本型・ 特定型	第一中学校区	きらっ子ルームやつ	既設
		(仮称) 向山こども園 こどもセンター	令和6年
	第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	令和2年
		袖ヶ浦こども園こどもセンター	既設
	第三中学校区	習志野市こどもセンター	既設
		東習志野こども園こどもセンター	既設
	第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	既設
		きらっ子ルームおおくぼ (大久保こども園こどもセンターへ機能移転)	令和2年機能停止
	第七中学校区	新習志野こども園こどもセンター	既設
		市庁舎 こども部窓口	既設
母子保健型		市庁舎 母子健康手帳交付室	既設

第5章 必要量と確保方策

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

○事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で宿泊を伴うものです。

○事業実績

委託事業により市外の乳児院1施設で実施しています。

また、本市では、市の独自事業として、ショートステイ・ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

■表● 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
利用実績	33	21	16	5	3

○必要量と確保方策

子育て短期支援事業（ショートステイ）に、本市の独自事業であるショートステイ・ファミリー・サポート・センター事業の利用を加え、必要量を確保します。

■表● 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
必要量	32	32	30	29	29
確保方策	32	32	30	29	29
需給差	0	0	0	0	0

■表● 確保方策の内訳

<単位：人日（年間延べ人数）>

事業名	確保数
子育て短期支援事業（ショートステイ）	13
ショートステイ・ファミリー・サポート・センター事業	70

(7)乳児家庭全戸訪問事業

○事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

○事業実績

母子保健推進員 30人、新生児訪問指導担当者（助産師）5人、地区担当職員（保健師）17人の体制で実施しています。

■表● 年間訪問者数の推移

<単位：人（実人数）>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
訪問実績	1,386	1,477	1,527	1,436	1,485

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表● 必要量

<単位：人（実人数）>

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
必要量	1,305	1,320	1,289	1,280	1,265

■表● 確保方策

	令和 2 年度～令和 6 年度
実施体制	52人
母子保健推進員	30人
新生児訪問指導担当者（助産師）	5人
地区担当職員（保健師）	17人
実施機関	習志野市（健康支援課）

第5章 必要量と確保方策

(8) 養育支援訪問事業

○事業内容

出産後の養育に関し、出産前から指導・助言等の支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦に対して、その居宅を訪問し、支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○事業実績

家庭相談員およびケースワーカー、保健師により訪問および養育指導を実施しています。

支援方法は、関係機関によるアセスメント会議を経て決定しています。

■表● 年間訪問者数の推移

<単位：人（実人数）>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
訪問実績	6	3	4	7	7

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等以上の体制とします。

■表● 必要量

<単位：人（実人数）>

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
必要量	7	7	7	7	7

■表● 確保方策

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
実施機関	26 人	26 人	27 人	27 人	28 人
子育て支援相談室 家庭相談員 およびケースワーカー	9 人	9 人	10 人	10 人	11 人
母子保健 地区担当職員 (保健師)	17 人				

(9) 病児保育事業

○事業内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

○事業実績

本市では、「病児・病後児保育事業」として、2か所にて委託事業を実施しています。

■表● 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
利用実績	1,359	1,210	1,500	1,294	1,087

○必要量と確保方策

必要量に応じた確保を図ります。

■表● 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
必要量	1,579	1,549	1,482	1,430	1,395
確保方策	1,603	1,603	1,603	1,603	1,603
需給差	24	54	121	173	208

■表● 確保方策の内訳

施設名	開設年度	確保数
キッズケアルームなでしこ（千葉県済生会習志野病院）	既設	949
ケアルームつくしんば（津田沼中央総合病院）	既設	654

第5章 必要量と確保方策

(10) ファミリー・サポート・センター事業

(就学児童対象 ※病児・緊急対応強化事業以外)

○事業内容

小学生を子育てしている保護者、援助をするサポート双方を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、平成30年度末現在で利用会員2,485人、提供会員332人、両方会員90人となっています。

■表● 利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
利用実績	283	831	1,077	907	818

○必要量と確保方策

現状で、保護者の希望どおりに援助が行える体制にあることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表● 必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
必要量	1,104	1,121	1,124	1,125	1,098
確保方策	1,104	1,121	1,124	1,125	1,098
需給差	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査事業

○事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○事業実績

県内委託医療機関や助産所等で委託方式により実施しています。

検査項目は、基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、HTLV-1 検査、クラミジア検査です。

■表● 事業実績

<単位：年回（年間延べ回数）>

	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
事業実績	17,215	18,058	17,861	17,877	17,423

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表● 必要量

<単位：年回（年間延べ回数）>

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
必要量	17,380	17,500	17,458	17,405	17,376

■表● 確保方策

	令和 2 年度～令和 6 年度
実施場所	県内委託医療機関、助産所等
実施体制	委託方式
検査項目	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、 HTLV-1 検査、クラミジア検査
実施時期	妊娠 8 週～39 週頃（計 14 回）

第5章 必要量と確保方策

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○事業内容

「年収360万円未満相当世帯」及び「第3子以降」に該当する子どもが、私立幼稚園にて、教育の提供を受けた場合において、給食費（副食材料費）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な教育が図られ、すべての子どもの健やかな成長を支援する事業です。

また、低所得で生計が困難である者の子どもが、認可保育所・こども園・市立幼稚園・小規模保育事業所にて、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部を補助する事業です。

○事業実績

【給食費（副食材料費）】

令和元年10月より、全ての私立幼稚園で実施しています。なお、市立幼稚園及び保育所、こども園においては、減免を実施しています。

【日用品・文房具等】

令和2年度以降に、全ての認可保育所・こども園・市立幼稚園で実施予定。

○必要量と確保方策

必要量に応じた確保を図ります。

■表● 必要量

<単位：人（年間延べ人数）>

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
必要量	給食費	1,800	1,752	1,656	1,572	1,512
	給食費以外	828	840	828	804	840
確保方策		2,628	2,592	2,484	2,376	2,352
需給差		0	0	0	0	0

第6章

計画の推進体制

(中扉・裏)

1 > 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、主体となる子どもや子育て家庭とそれを取り巻く、地域・保育所・幼稚園など、子ども子育て事業者・学校・関係機関、団体・行政などが相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

(1) 計画の周知

市民の子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、具体的な取り組みなどについて、広報習志野・ホームページの他、様々な手法により周知し、市民の取り組みへつなげます。

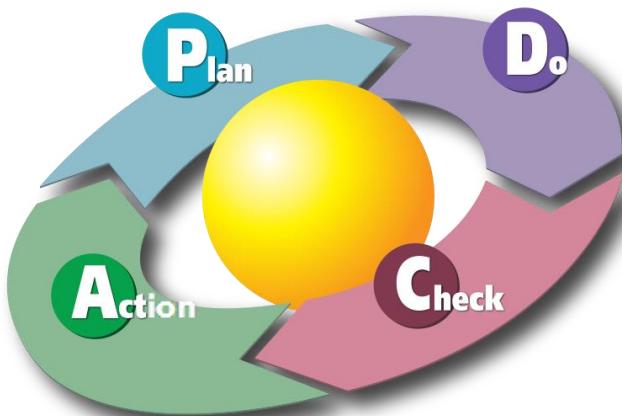
(2) 計画推進体制と進捗・管理

本計画の推進にあたっては、こども部が所管となり、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、計画内容を着実に実施していきます。

計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、習志野市子ども・子育て会議が中心となり、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握し点検するとともに、事業評価・計画見直しなどを行い、継続的な取り組みを推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市の広報、市ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足の向上のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善(Plan・Do・Check・Action)」のすべての段階に市民が参加し、市民とともに継続的に、柔軟に計画を実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。



2 家庭・地域・事業者の役割

本計画の推進にあたっては、実際に子育てをされている家庭、その家庭を支援する地域や事業者についても、共にその役割を担っていただき、「子どもの健やかな成長をみんなのやさしさで支えるまち 習志野」を実現してまいります。

(1)家庭の役割

- ・子も親も自分らしく成長し、自分らしい子育ち・子育てをします。
- ・家族で規則正しい生活習慣に努め、健康で明るい家庭を家族皆でつくります。
- ・家族や他者を尊重し、互いに認め合いながらかかわりあい、人と人とのつながりを大切にします。
- ・地域や組織の一員であることを認識し、自分の行動に責任を持ちます。
- ・困った時には、言葉に出して誰かの力をかり、人の言葉に耳を傾けます。困った人がいる時には、声をかけ手を差し伸べ支援します。

(2)地域の役割

- ・地域の子育て家庭を温かく見つめ、傍に住む子どもや保護者に声をかけ、コミュニケーションを図るなど人ととのつながりを大切にします。
- ・困っている子どもや、子育て家庭には手を差し伸べ、孤立しない子育ち・子育てを支えます。
- ・地域のマンパワーを結集し、行政や事業者と協働し、子どもや家庭が元気に暮らすことのできる、活力ある地域社会を目指します。
- ・町会・自治会等やまちづくり会議等の自治組織は、地域のまとめ役として、子どもや子育て家庭の状況を把握し、ニーズを集約し、地域ならではの支援を行います。

(3)事業者の役割

- ・事業者は、行政との協働の中で、専門的知識と技能を生かし、教育・保育のニーズが多種多様にわたる地域の中で、本計画に沿って質の高いサービスを提供します。
- ・事業者は、地域に根差したきめ細かい活動を展開して、子どもや保護者の不安の解消を図るとともに、個々のニーズを充足するために地域や行政と連携し、サービスを提供します。
- ・子ども一人ひとりにあった教育・保育を提供するとともに、地域の一員として、地域活動などに積極的に参加し、人と人とのつながりを結ぶ役割を果たし、社会貢献に努めます。
- ・企業などの事業主は、子育てしやすい職場環境を積極的に整備するとともに、地域活動の参加などにより地域とのかかわりを深めます。

參考資料

(中扉・裏)

○習志野市子ども・子育て会議条例

平成25年7月2日
条例第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、習志野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議せるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項第4号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

参考資料

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

習志野市子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

令和 年 月
編集・発行 習志野市

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2-1-1
習志野市 こども部こども政策課
TEL : 047-451-1151
FAX : 047-453-5512